1 災害時相互協力に関する申合せ【建設緑政局庶務課】

国土交通省関東地方整備局企画部、茨城県土木部、栃木県県土整備部、群馬県県土整備部、埼玉県県土整備部、千葉県県土整備部、東京都建設局総務部、神奈川県県土整備部、山梨県県土整備部、長野県建設部、さいたま市建設局、千葉市下水道局、横浜市安全管理局及び川崎市建設局(以下、「構成機関」という。)は、災害が発生又は発生のおそれがある場合の相互協力に関し、地域防災計画に定める応援協力をより円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。ただし、既に締結されている地域防災計画に定める各都県市間での相互応援に関する協定等に基づいて応援協力を行う場合には、この申合せは適用しない。

(目 的)

第1条 この申合せは、各構成機関が所管する区域において、国土交通省所管の法令等に基づき設置された公共施設に係わる災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合の相互協力の内容を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

(協力内容)

- 第2条 災害時の協力内容は、次のとおりとする。
 - (1) 災害に関する情報の提供
 - (2) 災害対策車両、通信機器等の貸付
 - (3)被災地調査職員、機器操作要員等の人員派遣
 - (4) 応急復旧資機材の貸与
 - (5) その他、必要と認められる事項

(協力の要請)

第3条 災害が発生又は発生の恐れがある機関(以下、「被災機関」という。)は、他の構成機関の協力が必要と判断した場合には、文書又は口頭にて協力を要請する。

(要請によらない協力)

第4条 被災機関からの協力要請がないものの、特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと認められる場合においては、構成機関は独自の判断により被災機関に対し協力できるものとする。その場合には、構成機関は被災機関に対して協力内容を通知するよう努めるものとする。

(費用負担)

第5条 第3条に基づく協力に要する費用は、協力を受けた構成機関の負担とする。ただし、当該構成 機関に負担を求めることが困難又は不適当な場合は、適正な負担について個々に協議するものとする。

(相互協力の連絡等)

第6条 構成機関は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、災害時における被災情報等を共有化する ものとする。また、平常時については、緊急時の連絡体制、災害時に他の機関に貸付が可能な車両、 通信機器の一覧並びにその他防災に関する情報及び資料の交換を行うものとする。 (他の協定との関係)

第7条 この申合せは、構成機関が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(連絡会)

第8条 構成機関は、この申合せの運用について具体的事項を定めるための連絡会を設置するものとする。

(その他)

第9条 この申合せに定めのない事項については、その都度協議のうえ、これを定めるものとする。

(適用)

- 第10条 この申合せは、平成20年6月16日から適用する。
- 2 平成20年3月31日に締結された申合せは、これを廃止する。

平成20年6月16日

国土交通省

| 関列 | 東地方整備 | 局 | 企 | 画 | 部 | 長 | 横 | Щ | 晴 | 生 |
|----|-------|---|---|-----|------|---|---|---|----|----|
| 茨 | 城 | 県 | 土 | 木 | 部 | 長 | 伊 | 藤 | 正 | 秀 |
| 栃 | 木 | 県 | 県 | 土 整 | 備部 | 長 | Щ | 内 | 正 | 彦 |
| 群 | 馬 | 県 | 県 | 土 整 | 備部 | 長 | Ш | 瀧 | 弘 | 之 |
| 埼 | 玉 | 県 | 県 | 土 整 | 備部 | 長 | 永 | 田 | 喜 | 雄 |
| 千 | 葉 | 県 | 県 | 土 整 | 備部 | 長 | 橋 | 場 | 克 | 司 |
| 東 | 京 | 都 | 建 | 設局約 | 総務 部 | 長 | 影 | Щ | 竹 | 夫 |
| 神 | 奈 川 | 県 | 県 | 土 整 | 備部 | 長 | 斉 | 藤 | 猛 | 夫 |
| Щ | 梨 | 県 | 県 | 土 整 | 備部 | 長 | 下 | 田 | 五. | 郎 |
| 長 | 野 | 県 | 建 | 設 | 部 | 長 | 北 | 沢 | 陽_ | 郎 |
| さ | いたま | 市 | 建 | 設 | 局 | 長 | 桜 | 井 | 彭 | Ç |
| 千 | 葉 | 市 | 下 | 水道 | 道 局 | 長 | 中 | 島 | 英一 | ・郎 |
| 横 | 浜 | 市 | 安 | 全 管 | 理 局 | 長 | 上 | 原 | 美都 | 3男 |
| Ш | 崎 | 市 | 建 | 設 | 局 | 長 | 齌 | 藤 | 力 | 良 |
| | | | | | | | | | | |

2 災害時における応援に関する協定(川崎建設業協会)【危機管理本部】

(趣旨)

第1条 川崎市(以下「甲」という。)と川崎建設業協会(以下「乙」という。)との間に、災害時における応急対策を行うために必要とする乙の応援について、その円滑な運営を期するためこの協定を締結するものとする。

(要請)

- 第2条 甲は、災害応急対策のための応援(以下「応援」という。)を要請する必要があると認めるときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして乙の応援を要請し、後日、速やかに応援要請書を乙に送付するものとする。
 - (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
 - (2) 応援を必要とする場所
 - (3) 応援を必要とする作業内容
 - (4) その他応援に必要な事項
- 2 乙に対する甲の応援要請手続きは、川崎市災害対策本部事務局が担当する。ただし、緊急 を要する場合は、甲の各区本部事務局が、乙の各区作業隊長に応援要請することができるも のとする。

(実施)

第3条 乙は、甲から応援の要請を受けた場合は、特別の理由のない限りこれを受諾し、甲の現地 責任者の指示を受け要請に従って応援に従事するものとする。ただし、甲の現地責任者の指示を 受けられない場合は、自ら前条の要請に従って応援に従事するものとする。

(報告)

- 第4条 乙は、前条の規定に基づき応援に従事した場合は、次に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。
 - (1) 応援に従事した班の名称、作業場所、作業内容
 - (2) 応援に従事した者の氏名及び個人別時間数
 - (3) 応援に使用した機器類の種別台数及び使用時間数
 - (4) その他市長が必要と認める事項

(経費の負担)

第5条 乙が、第3条による応援のために要した経費は、甲が負担する。

(補償)

第6条 この協定に基づき、応援に従事した者が当該応援に従事したことにより死亡し、若しくは 疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用があ る場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例第223号)を適用し補 償する。

(訓練)

第7条 この協定の円滑な実施を期するため、甲乙協議の上1年に2回以内で防災訓練を行うものとする。

(連絡)

第8条 乙は、甲の要請により応援に出動できる人員及び建築用機器等の数量について、毎年4月 末日までに甲に連絡するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項その他必要が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(実施時期等)

第10条 昭和52年4月1日に甲及び乙が締結した「災害時における応援に関する協定」を廃止し、この協定を平成5年7月19日から実施するものとする。

平成5年7月19日

 甲
 川
 崎
 市

 川崎市長
 髙
 橋
 清

乙 川崎市川崎区宮本町7番地の5社団法人 川崎建設業協会会 長 浅 場 資 喬

3 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書(神奈川建設重機協同組合) 【危機管理本部】

地震その他による災害が発生した場合において、川崎市が行う応急対策(以下「災害応急対策」という。)に関する応援について、川崎市(以下「甲」という。)と神奈川建設重機協同組合(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(応援要請)

- 第1条 甲は、災害応急対策を行うため、乙の応援を要請する必要があると認めるときは、次の各 号に掲げる事項を明らかにして、文書で乙に対し、応援を要請するものとする。ただし、緊急の 場合は、口頭又は電話により応援を要請することができる。
 - (1) 災害の状況
 - (2) 応援を要請する理由
 - (3) 応援を必要とする場所及び作業内容並びに応援に必要な機器類
 - (4) 応援を必要とする期間
 - (5) その他応援に必要な事項

(応援)

- 第2条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、速やかに災害応急対策を行うための 応援体制を確立し、市職員の指揮監督に従い、災害応急対策の応援を実施するものとする。ただ し、市職員の指揮監督が受けられない場合は、乙は、災害応急対策の応援を、自ら、甲の要請事 項に従い実施するものとする。
- 2 甲は、乙の応援が円滑に実施されるように、必要に応じて標示旗の貸与、関係資料の提供その 他災害現場における応援に必要な物資の調達等を行うものとする。

(応援の実施に伴う報告)

- 第3条 乙は、前条第1項の規定により応援を実施した場合は、次に掲げる事項を文書で、甲に報告するものとする。
 - (1) 応援に従事した者の氏名及び個人別時間数
 - (2) 応援に使用した機器類の種別台数及び1台ごとの使用時間数
 - (3) その他市長が必要と認める事項

(経費の負担)

第4条 乙が第2条第1項による応援のために要した経費は、甲が負担する。

(補償)

第5条 この協定に基づき、災害応急対策の応援に従事した者が、当該応援に従事したことにより 死亡し、又は負傷したときの補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の 適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例第23号)の例 により補償するものとする。

(訓練)

- 第6条 甲及び乙は、協議のうえ、この協定による災害応急対策に必要な訓練を行うものとする。 (機器類の種類及び数量の報告)
- 第7条 乙は、この協定による応援に出動させることができる機器類の種類及び数量について、毎年4月末日までに、甲に文書で報告するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては川崎市災害対策本部事務局、乙においては神奈川建設重機協同組合事務局とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙協

議して定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

氏

名

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和56年2月26日

甲 川 崎 市 川崎市長 伊 藤 三 郎乙 住 所 横浜市鶴見区平安町1-57-7 神奈川建設重機協同組合

理事長 矢 内 嘉 成

4-(1) 災害時における応急対策を行うための協力に関する協定書 (川崎市電設工業会) 【まちづくり局施設計画課】

(趣旨)

第1条 川崎市(以下「甲」という。)と一般社団法人 川崎市電設工業会(以下「乙」という。)との間に、災害時における応急対策を行うために必要とする乙の協力について、その円滑な運営を期するためこの協定を締結するものとする。

(要請)

- 第2条 甲は、災害応急対策のための協力(以下「協力」という。)を要請する必要があると認めるときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして乙の協力を要請し、後日、速やかに協力要請書を乙に送付するものとする。
 - (1) 災害の状況及び協力を要請する理由
 - (2)協力を必要とする場所
- (3)協力を必要とする作業内容
- (4) その他協力に必要な事項
- 2 乙に対する甲の協力要請手続きは、川崎市災害対策本部事務局が担当する。ただし、緊急を要する場合は、甲の各区本部事務局が、乙に協力要請することができるものとする。

(実施)

第3条 乙は、甲から協力の要請を受けた場合は、特別の理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示を受け協力要請に従って作業に従事するものとする。ただし、甲の現地責任者の指示を受けられない場合は、自ら前条の要請に従って協力するものとする。

(報告)

- 第4条 乙は、前条の規定に基づき協力した場合は、次に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。
- (1)協力した班の名称、作業場所、作業内容
- (2) 協力した者の氏名及び作業時間
- (3) その他、協力した事項

(経費の負担)

第5条 乙が実施した応急対策について要した経費については、原則として乙が負担する。ただ し、特別な事情がある場合には甲乙協議により負担割合を決定する。

(補償)

第6条 この協定に基づき、協力した者が当該作業に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例第223号)を適用し補償する。

(訓練)

第7条 この協定の円滑な実施を期するため、甲乙協議の上、災害時における応急対策に必要な 訓練を行うものとする。

(連絡)

第8条 乙は、甲の要請により協力できる組織体制について、毎年4月末日までに甲に連絡するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項その他必要が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(実施時期等)

第10条 昭和55年6月16日に甲及び乙が締結した「災害時における応急対策を行うための協力に関する協定」を廃止し、この協定を締結日から実施するものとする。

平成30年2月9日

甲 川 崎 市川崎市長 福 田 紀 彦

乙 川崎市川崎区宮本町3番地5 一般社団法人 川崎市電設工業会 会 長 加 藤 哲 郎

4-(2) 災害時における応急対策を行うための協力に関する協定書 (川崎市空調衛生工業会) 【まちづくり局施設計画課】

(趣旨)

第1条 川崎市(以下「甲」という。)と一般社団法人 川崎市空調衛生工業会(以下「乙」という。)は、甲が災害時における応急対策を行うために必要となる乙の協力(以下「協力」という。)について、その円滑な実施を期するため、この協定を締結するものとする。

(要請)

- 第2条 甲は、協力を要請する必要があると認めるときは、電話等により次の各号に掲げる事項 を明らかにして乙に要請し、事後、速やかに協力要請書を乙に送付するものとする。
 - (1)災害の状況及び協力を要請する理由
- (2)協力を必要とする場所
- (3)協力を必要とする作業内容
- (4) その他協力に必要な事項
- 2 乙に対する甲の協力要請手続は、川崎市災害対策本部事務局が担当する。ただし、緊急を要する場合は、甲の各区本部事務局が、乙に協力要請をすることができるものとする。

(実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けた場合は、特別の理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任 者の指示を受け協力要請に従って作業に従事するものとする。ただし、甲の現地責任者の指示 を受けられない場合は、自ら前条の要請に従って協力するものとする。

(報告)

- 第4条 乙は、第2条の要請に基づき協力した場合は、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。
 - (1) 協力した事業者の名称、作業場所及び作業内容
 - (2)協力した者の氏名及び作業日時
 - (3) その他、協力した事項等

(経費の負担)

第5条 乙が第2条の要請に基づき実施した協力に要した経費については、原則として乙が負担 する。ただし、特別な事情がある場合には、甲乙協議の上負担割合を決定する。

(補償)

第6条 この協定に基づき、協力した者が当該作業に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例第23号)を適用し、甲が補償する。

(訓練)

第7条 この協定の円滑な実施を期するため、甲乙協議の上、災害時における応急対策に必要な 訓練を行うものとする。

(連絡)

第8条 乙は、甲の要請により協力できる組織体制について、毎年4月末日までに甲に連絡する ものとする。 (協議)

第9条 この協定に定めのない事項その他必要が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(効力等)

第10条 この協定は、本協定の締結日(以下「締結日」という。)から効力を有するものとし、昭和55年6月16日に甲及び乙が締結した「災害時における応急対策を行うための協力に関する協定」は、締結日付で廃止する。

平成30年12月20日

- 甲 川 崎 市 川崎市長 福 田 紀 彦
- 乙 川崎市川崎区宮本町7-5川崎建設会館103号室 一般社団法人 川崎市空調衛生工業会 会 長 矢 野 清 久

5-(1) 災害時の緊急対策業務に関する協定(日本埋立浚渫協会関東支部)

【港湾局庶務課】

川崎市(以下「甲」という。)と、社団法人日本埋立浚渫協会関東支部(以下「乙」という。)との間において、災害時における緊急対応業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害等、その他の異常な自然現象又は人為的事故により、川崎港に大規模な災害が発生し、若しくは発生することが予想される場合(以下「災害時」という。)において、円滑な緊急対策業務を行うために必要な事項を定める。

(協力要請)

- **第2条** 甲は、災害時において、緊急対策業務を必要とする時は、次条に揚げる業務について、乙に対し協力を要請することができる。
- 2 前項の規定により要請を受けた乙は、乙が定める「川崎港災害対策支援協議会」の会員(以下「会員」という。)をして可能な限り協力させるものとする。

(業務内容)

- 第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。
 - (1) 港湾区域における障害物の除去
 - (2) 港湾施設(土木、建築施設)の緊急応急措置
 - (3) 海岸保全施設(土木、建築施設)の緊急応急措置
 - (4) その他甲が必要とする業務

(協力要請手続)

- **第4条** 第2条の規定による甲の協力要請は、川崎市災害対策本部長(以下「本部長」という。)が行う。
- 2 本部長が乙に行う協力要請は、緊急対策業務要請書をもって行う。ただし、文書をもって要請する いとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書にて通知するものとする。
- 3 乙は、協力要請を受けた場合は会員のうち本業務に従事するものを直ちに甲に連絡場所等を含め、 通知するものとする。

(業務の指示)

第5条 甲の要請により現地に出動した会員は、現地責任者として派遣された市職員の指示に従い、業務に従事する。ただし、現地に当該市職員が派遣されていない場合は、乙自ら要請事項に従い、業務を実施する。

(業務の完了)

第6条 会員は、前条の規定に基づく業務完了後、速やかに緊急対策業務実施報告書を乙を通じて甲に 提出する。

(経費の負担)

第7条 要請のために要した経費は、原則として甲が負担する。

(補償)

第8条 この協定に基づき、応援に従事した者が当該応援に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は、負傷したときは、労働者災害補償保健法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例23号)を適用し補償する。

(訓練)

第9条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行う。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、甲乙協議して実施細目を定める。 (協議)

第11条 この協定に定めのない事項、その他必要が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(実施日)

第12条 この協定は、平成25年3月27日から実施する。

この協定を締結するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月27日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 阿部 孝夫

本奈川県横浜市中区太田町1丁目15番社団法人 日本埋立浚渫協会 関東支部(※)支部長 池田 正人(※現在の一般社団法人日本埋立浚渫協会)

附則

この協定は、平成25年3月27日から施行する。

【港湾局庶務課】

川崎市(以下「甲」という。)と、社団法人日本埋立浚渫協会関東支部(以下「乙」という。)との間において、締結した災害時の緊急対策業務に関する協定(以下「協定」という。)第10条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時において発生した災害の緊急対策業務(以下「業務」という。)に関し、これに必要な建設機械・作業船・資材・労力等(以下「建設資機材等」という。)について甲乙 双方がその確保及び動員の方法を定め、これをもって災害の拡大防止について、その円滑な運営を期することを目的とする。

(協会員の名簿)

第2条 協定第2条第2項に規定する乙が定める「川崎港災害対策支援協議会」の会員(以下「会員」という。)の名簿を甲に提出し、承諾を得るものとする。

(協力要請手続)

- **第3条** 緊急を要する場合は、協定第4条の規定にかかわらず、川崎市災害対策本部港湾部長(以下「港湾部長」という。)が口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書にて通知するものとする。 この場合において、要請内容は、要請時点で判別しているもので差し支えない。
 - 2 前項の規定において、港湾部長が応援要請をすることができない場合は甲、乙間で定めたその職に代わる者が行う。

(業務対象施設)

第4条 乙の緊急対策業務対象施設は、別紙記載施設のうち甲の要請する施設とする。

(建設資機材等の報告)

- 第5条 乙は、会員の稼動可能な建設資機材等を把握し、甲に報告するものとする。
- 2 前項の建設資機材等に著しい変化があったとき、または、甲の要求があった場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(要請手続の文書様式)

第6条 協定第4条第2項に規定する協力要請手続において甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1 のとおりとする。

(会員通知の文書様式)

第7条 協定第4条第3項に規定する当該業務に従事する会員の通知において乙が甲に提出する文書の 様式は、様式第2のとおりとする。

(報告手続の文書様式)

第8条 協定第6条に規定する報告手続において乙が甲に提出する文書の様式は、様式第3のとおりと する。

(経費の請求及び支払い)

- 第9条 会員は、業務完了後、当該業務に要した経費を甲に請求するものとする。
- 2 会員は、前項の請求に際して、経費の請求根拠となる書類を添付のうえ、請求書を甲に提出する。
- 3 甲は、会員から提出された請求書の内容等を審査し、本市積算基準等に基づき経費を算出し、速や かにその経費を支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 業務の実施に伴い、甲乙及び会員双方の責に期さない理由により第三者に被害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙及び会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙及び会員と協議し、定めるものとする。

(訓練)

- **第11条** 協定第9条の規定に基づき、乙が甲の行う訓練に協力するときは、原則無償とする。 (協議)
- **第12条** この実施細目に定めのない事項、その他必要が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(実施日)

第13条 この実施細目は、平成25年3月27日から適用する。

この協定実施細目を締結するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月27日

- 甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 阿部 孝夫
- 本 神奈川県横浜市中区太田町1丁目15番社団法人 日本埋立浚渫協会 関東支部(※)支部長 池田 正人(※現在の一般社団法人日本埋立浚渫協会)

【港湾局庶務課】

川崎市(以下「甲」という。)と、横浜川崎曳船株式会社(以下「乙」という。)との間において、 次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の異常な自然現象又は人為的事故により、川崎港に大規模な災害が発生し、若しくは発生することが予想される場合(以下「災害時」という。)において、円滑な緊急対策業務を行うために必要な事項を定める。

(協力要請)

- **第2条** 甲は、災害時において、緊急対策業務を必要とし、次条に揚げる業務のため曳船の出動を必要とするときは、乙に対し協力を要請することができる。ただし、漂流物に対する曳索の取り付け、 係留等に必要な人員及び小型船艇は甲において手配するものとする。
- 2 前項の規定により要請を受けた乙は、必要な曳船を出動させ、曳船船長の判断によりでき得る限り甲の行う救援活動に協力するものとする。

(業務内容)

- 第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。
 - (1) 港湾区域内に漂流した障害物の除去
 - (2) その他甲が必要とする業務

(協力要請手続)

- 第4条 第2条第1項の規定による甲の協力要請は、川崎市災害対策本部長が行うものとする。
- 2 川崎市災害対策本部長が乙に行う協力要請は、実施細目に定める様式をもって行う。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書にて通知するものとする。

(業務の指示)

第5条 甲の要請により出動した曳船は、港湾局川崎港管理センター所長の指示に従い、業務に従事するものとする。ただし、港湾局川崎港管理センター所長からの指示が伝達されていない場合には、 乙自ら要請事項に従い業務を実施するものとする。

(業務の完了報告)

第6条 乙は、前条の規定に基づく業務完了後、実施細目に定める様式をもって甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 要請のために要した経費は、原則として甲が負担するものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づき、救援活動に従事した者が当該救援活動に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は、負傷したときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例23号)を適用し補償するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、甲乙協議して実施細目を定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、その他必要が生じた事項については、その都度、甲乙協議して 定める。

(効力)

第11条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年4月1日

- 甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
- 乙 横浜市中区山下町23番地 横浜川崎曳船株式会社 代表取締役社長 小山 孝篤

6-(2) 災害時の緊急対策業務に関する協定実施細目(横浜川崎曳船)

【港湾局庶務課】

川崎市(以下「甲」という。)と、横浜川崎曳船株式会社(以下「乙」という。)との間において締結した、災害時の緊急対策業務に関する協定(以下「協定」という。)第9条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時において発生した緊急対策業務(以下「業務」という。)に関し、これに必要な船舶、協力等について甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、これをもって災害の拡大防止について、その円滑な運営を期することを目的とする。

(曳船のリスト)

- **第2条** 乙は、協定により出動できる曳船のリストを、毎年4月30日までに甲に提出するものとする。 (協力要請手続)
- **第3条** 緊急を要する場合は、協定第4条の規定にかかわらず、川崎市災害対策本部港湾部長が口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書にて通知するものとする。この場合において、要請内容は、要請時点で判別しているもので差し支えないものとする。
- 2 前項の規定において、川崎市災害対策本部港湾部長が協力要請をすることができない場合は甲乙間で定めたその職に代わる者が行うものとする。

(要請手続の文書様式)

第4条 協定第4条第2項に規定する協力要請手続において甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1 のとおりとする。

(完了報告の文書様式)

第5条 協定第6条に規定する完了報告において乙が甲に提出する文書の様式は、様式第2のとおりとする。

(経費の請求及び支払)

- 第6条 乙は、業務完了後、当該業務に要した経費を甲に請求するものとする。
- 2 乙は、前項の請求に際して、経費の請求根拠となる書類を添付のうえ、請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、乙から提出された請求書の内容等を審査し、本市積算基準等に基づき経費を算出し、速やか にその経費を支払うものとする。

(協議)

第7条 この実施細目に定めのない事項、その他必要が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第8条 この実施細目は、締結の日から効力を生じる。

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年4月1日

- 甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
- 乙 横浜市中区山下町23番地 横浜川崎曳船株式会社 代表取締役社長 小山 孝篤

7 川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書(関東地方整備局)

【港湾局経営企画課】

国土交通省関東地方整備局(以下「甲」という。)と川崎市(以下「乙」という。)とは、川崎港東扇島地区における広域災害応急対策(港湾法(昭和25年法第218号。以下「法」という。)第55条の3の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。)の実施にあたり、川崎港東扇島地区港湾広域防災施設(以下「港湾広域防災施設」という。)及び川崎港東扇島地区港湾広域防災区域(以下「港湾広域防災区域」という。)内における施設の管理について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

- 第1条 本協定は、広域災害応急対策の実施に伴う港湾広域防災施設及び港湾広域防災区域内における施設の管理運営が適正かつ円滑に実施されるために必要な基本的事項を定めることを目的とする。 (定義)
- 第2条 本協定において「広域災害応急対策適用状況」(以下「災害対策適用状況」という。)とは、国 土交通大臣が広域災害応急対策の実施のため必要があると認め、法第55条の3の2第1項の港湾広 域防災施設を管理している場合をいう。
- 2 本協定において「広域災害応急対策適用前状況」(以下「災害対策適用前状況」という。)とは、首 都直下地震応急対策活動要領(平成18年4月中央防災会議決定)を適用又は準用する可能性のある 地震が発生したときであって、甲が乙にその旨を通知した場合をいう。
- 3 本協定において「応急復旧」とは、港湾広域防災区域内における施設であって、広域災害応急対策 を実施するために緊急に施工しなければならない施設の仮復旧工事をいう。

(港湾広域防災施設に係る管理決定の通知)

- 第3条 川崎港港湾広域防災施設管理委託契約書第12条第2項に基づく通知その他本協定書に基づく 通知は、川崎市港湾局港湾振興部庶務課へ行うものとする。ただし、同課に連絡がつかない場合にあ っては、川崎市総務局危機管理室へ行うものとする。
- 2 前項の通知は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合にあっては、 口頭によるものとし、事後に文書で行うものとする。

(広域災害応急対策を実施しない場合の通知)

第4条 災害対策適用前状況において、広域災害応急対策を実施しないことが確定したときは、甲は遅滞なくその旨を乙に通知するものとする。

(利用者等への注意喚起等)

- 第5条 乙は、災害対策適用前状況において、港湾広域防災区域内における利用者に対し、広域災害応 急対策の実施等に関して情報の提供を行い、注意を喚起するものとする。
- 2 乙は、前項に定める場合において、広域災害応急対策の実施に支障となることが認められるときは、 港湾広域防災区域内における利用者に対し、一般利用の自粛及び避難場所等への移動を要請するもの とする。
- 3 乙は、第1項に定める場合において、広域災害応急対策の実施に支障となる物件が港湾広域防災区域内に存在することが認められるときは、その所有者に対し、移動に関する注意を喚起するものとする。
- 4 甲は、乙が前3項に規定する注意喚起若しくは要請ができない場合、又は自ら必要と認めた場合は、これを行うことができるものとする。

(地域防災計画への配慮)

- 第6条 甲は、災害対策適用状況において、港湾広域防災施設の管理について、川崎市地域防災計画の 実施等に配慮してこれを行うものとする。
- 2 前項の場合において、乙が港湾広域防災施設を使用する必要が生じたときは、甲に使用の申入れを することができる。

(広域災害応急対策への配慮)

- 第7条 乙は、災害対策適用状況及び災害対策適用前状況において、港湾広域防災区域内における施設 の管理について、甲の広域災害応急対策に配慮してこれを行うものとする。
- 2 前項の場合において、甲が港湾広域防災区域内の乙が管理する施設を使用する必要が生じたときは、 乙に使用の申入れをすることができる。

(国際埠頭施設における埠頭指標対応措置)

第8条 甲は、広域災害応急対策の実施に当たっては、乙が川崎港で実施する国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律(平成16年法第31号)第29条第1項に規定する埠頭指標対応

措置に配慮してこれを行うものとする。

(港湾広域防災施設の管理期間)

- 第9条 甲は、港湾広域防災施設の全部又は一部について、自ら直接管理する必要がなくなったときは、 遅滞なく乙に管理委託するものとする。
- 2 甲は、港湾広域防災施設の全部又は一部について、管理を終了しようとするときは、乙に対し、管理の終了日を通知し、甲と乙とは、管理を終了する日の翌日に管理委託契約を締結するものとする。
- 3 前項の通知は、文書により行うものとする。

(災害により破損等が生じた施設の応急復旧等の実施)

- 第10条 災害対策適用状況において、災害により生じた港湾広域防災施設の破損等の応急復旧は、甲が実施するものとする。
- 2 甲は、災害対策適用状況において、広域災害応急対策の実施のために必要と判断した場合は、航路 啓開等を実施できるものとする。
- 3 災害対策適用状況において、港湾広域防災区域内における乙が管理する施設の災害により生じた破損等の応急復旧は、乙が実施するものとする。ただし、乙が実施できないときは、甲が自ら実施できるものとする。

(広域災害応急対策により破損等が生じた施設の応急復旧等の実施)

- 第11条 広域災害応急対策の実施により、港湾広域防災施設又は港湾広域防災区域内において乙が管理する施設に破損等が生じた場合は、当該破損等の応急復旧及び本復旧は甲が実施するものとする。
- 2 前項に規定する応急復旧及び本復旧の費用は、甲が負担するものとする。

(平常時における甲の防災訓練)

- 第12条 乙は、甲が港湾広域防災区域において防災訓練を実施しようとする場合は、当該港湾広域防 災区域に係る一般の利用を制限し、その他必要な協力を行うように努めるものとする。
- 2 前項の防災訓練において必要な光熱水費その他の経費は、甲の負担とする。
- 3 第1項の防災訓練の実施により、港湾広域防災施設又は乙が管理する港湾施設に破損等が生じた場合は、当該破損等の復旧は甲の負担により行うものとする。

(協議)

第13条 本協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた事項については、その都度 甲乙が協議して定めるものとする。

附則

- 1 本協定は、平成24年3月9日から適用する。
- 2 本協定の発効と同時に平成20年6月20日付国土交通省関東地方整備局港湾空港部長と川崎市港 湾局長との間で締結した「川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等に関する覚書」は効力を失う。 本協定書の成立を証するため本通2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月9日

甲 国土交通省 関東地方整備局

副局長 吉永清人

乙川崎市

川崎市長阿部孝夫

8-(1) 災害時における川崎市指定金融機関の事務取扱いに関する協定書(横浜銀行)

【会計室審査課】

川崎市(以下「甲」という。)と川崎市指定金融機関である株式会社横浜銀行(以下「乙」という。)は、地震その他による災害が川崎市内に発生したときにおいて、公金の取扱いを円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(用語の定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号 に定める災害をいう。

(取扱事務)

第2条 乙は、「川崎市指定金融機関の事務取扱いについての契約」その他別に定めるもののほか、 甲の指示するところに従い、公金の収納又は支払の事務を取り扱うものとする。

(公金の現在高等の報告)

第3条 乙は、災害が発生したときは、速やかに公金の現在高及び取扱状況並びに取扱店舗の被災 状況その他必要な事項を甲に報告するものとする。

(現金の確保)

- 第4条 乙は、甲の緊急の支払に必要な現金の確保に努め、甲の指定する場所にその現金を輸送するとともに安全保管に必要な措置を講じるものとする。
- 2 甲は、前項に定める現金の安全保管に必要な措置について、乙に協力するものとする。 (職員の派遣)
- 第5条 乙は、甲の緊急の支払に対応するため、必要な職員を甲の指定する場所に派遣するものと する。

(連絡体制の整備)

第6条 甲乙両者は、災害時における相互の連絡体制を整備し、その適正化が図られるよう必要な 措置を講じておくものとする。

(臨機の対応)

第7条 甲乙両者は、あらかじめ協議して、災害時における公金の取扱いに関し、臨機の対応を執ることができる。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議の上定める ものとする。

この協定は、平成11年9月1日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成11年8月31日

甲 川崎市 川崎市長 髙 橋 清

乙 横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号 株式会社横浜銀行 頭 取 平 澤 貞 昭

8-(2) 災害時における川崎市指定金融機関の事務取扱いに関する協定実施要綱(横浜銀行) 【会計室審査課】

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、災害時における川崎市指定金融機関の事務取扱いに関する協定(以下「協定」という。)第8条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を、川崎市(以下「甲」という。)と 川崎市指定金融機関である株式会社横浜銀行(以下「乙」という。)協議の上定めるものとする。 (用語の定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 指定金融機関等 川崎市指定金融機関、川崎市指定代理金融機関及び川崎市収納代理金融機関 をいう。
 - (2) 現金 市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の 確保に資することを目的とした緊急の支払に要する現金をいう。

(公金の現在高等の報告)

- 第3条 乙は、協定第3条の規定に基づき、災害が発生したときは、甲の指示するところに従い、次の各号に掲げる事項を速やかに甲に報告するものとする。
- (1) 指定金融機関等の公金の現在高及び取扱状況
- (2) 指定金融機関等の取扱店舗の被災状況、休業及び営業再開の見込み
- (3) 指定金融機関等の公金の保管状況並びに公金の取りまとめに係る帳簿及び証拠書類の保管状況
- (4) 甲の緊急の支払に必要な現金として乙が対応できる額
- (5) 前4号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急窓口の設置)

第4条 乙は、甲の設置する緊急支払等の窓口の業務及び派遣人員について、甲の指示を受けるものとする。

(緊急連絡網)

第5条 甲乙両者の災害時における緊急連絡網は、別表(※)のとおりとする。また、職員の転勤その他の理由により当該連絡網に変更があるときは、速やかにその旨を相互に連絡するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 災害時における川崎市指定金融機関の事務取扱いに関する協定実施要綱(平成15年11月28 日締結)は廃止する。

この要綱の制定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年3月26日

- 甲 川崎市 川崎市収入役室長 浅田 省三
- 乙 川崎市川崎区砂子1丁目1番17号 株式会社横浜銀行川崎支店 執行役員支店長 吉川 節

(※別表省略)

9 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定(神奈川県産業廃棄物協会)

【環境局庶務課】

(趣旨)

第1条 地震等の大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分に関し、川崎市(以下「甲」という。)が社団法人神奈川県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊又は焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに水害により浸水した畳、 ふすま、家具、家電製品、生ごみ等の生活ごみ等をいう。

(協力要請)

- 第3条 甲は、次の各号の事業(以下「災害廃棄物の処理等」という。)について、第5条の手続きにより、乙に協力を要請する。
 - (1) 災害廃棄物の撤去
 - (2) 災害廃棄物の収集・運搬
 - (3) 災害廃棄物の処理・処分
 - (4) 前各号に伴う必要な事項
- 2 乙は、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力 する。

(情報の提供)

- 第4条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得られるように、自らが所管する地域の被災状況等 必要な情報を乙に提供する。
- 2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

(協力要請の手続)

- 第5条 甲は、乙への協力要請に当たっては、要請内容を記載した文書をもって、神奈川県(以下「県」という。)を通じて行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後で速やかに文書で通知する。
- 2 甲は、災害により県が組織として機能しない等県を通じて協力要請を行いがたい場合は、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後で速やかに文書で通知する。
 - (1) 協力内容
 - (2) その他必要な事項
- 3 甲は、前項の要請を行ったときは、県の機能の回復後に速やかに県に報告する。乙は、前項の要請 を受理したときは、県の機能の回復後に速やかに県に報告する。

(災害廃棄物処理等の実施)

- 第6条 甲は、第4条第2項の規定による乙からの報告を受け、災害廃棄物の処理等を行う乙の会員 (以下「乙会員」という。)を川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)等に基づき決定す る。
- 2 乙会員は、要請内容に基づき甲の指示に従い災害廃棄物の処理等を実施する。
- 3 甲は、乙会員の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。
- 4 乙会員は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては次の各号に掲げる事項に留意する。
 - (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(報告)

- 第7条 乙会員は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。
 - (1) 災害廃棄物処理等の実施地区
 - (2) 災害廃棄物処理等の実施内容
 - (3) 災害廃棄物処理等の従事した要員、車両、資機材等
 - (4) 災害廃棄物処理等の従事期間
 - (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 乙会員が第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担し、そ

- の価格は甲、乙会員協議のうえ決定する。
- 2 乙会員による費用の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。 (災害補償)
- 第9条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他法令等の適用がある場合を除き、川崎市消防団等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例第23号)を適用し補償する。

(契約書の締結)

第10条 第3条の要請に基づき乙会員が災害廃棄物の処理等を実施するときは、甲と乙会員とは、第8 条の費用負担に基づいた委託契約を締結するものとし、当該契約書には第9条の災害補償の条項を盛 り込むこととする。

(連絡窓口)

- 第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては川崎市環境局総務部庶務課、乙においては 社団法人神奈川県産業廃棄物協会事務局とする。
- 2 乙は、大規模災害時における円滑な活動が図れるよう応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

附則

- この協定は、締結の日から適用する。
- この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成22年1月13日

- 甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 阿 部 孝 夫
- 乙 横浜市中区山下町194番地 社団法人神奈川県産業廃棄物協会 理事長 西之宮 優
 - (※) 平成12年5月1日協定締結 平成22年1月13日変更協定締結

10 地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する協定書

(川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会)

【環境局庶務課】

(趣旨)

第1条 この協定は、川崎市内で地震等大規模災害が発生した場合(以下「大規模災害時」という。) における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬並びに避難所等から発生する一般廃棄物の収集・運搬 (以下「災害廃棄物等収集」という。)の協力に関し、川崎市(以下「甲」という。)が川崎市一般 廃棄物処理業連絡協議会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、地震等大規模災害により一時的に大量に発生する一般廃棄物及び避難所等から発生する一般廃棄物をいう。

(協力要請及び手続)

- 第3条 甲は、大規模災害時において乙に対して災害廃棄物等収集の協力を要請することができるもの とする。
- 2 前項の規定による甲の要請は、環境局長が行うものとする。
- 3 甲は、第1項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。 ただし、文書によりがたい場合は口頭又は電話で要請することができるものとする。
 - (1) 要請地区及び被災状況
 - (2) 要請期間
 - (3) 要請活動の内容
 - (4) 責任者の職、氏名
 - (5) 要請期間に必要な要員、車両、資機材等
 - (6) その他必要な事項
- 4 前項による甲の要請に基づき、甲、乙は活動の内容を協議して定めるものとする。
- 5 乙は、前項による協議の結果に基づき、必要な要員、車両、資機材等を調達し、災害廃棄物等収集 を実施するものとする。

(支援活動の実施)

- 第4条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い支援活動を実施するものとする。
- 2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、大規模災害時にこの協定に協力できる会員を甲に報告するものとする。

(報告)

- 第5条 乙は、災害廃棄物等収集を実施したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲 に報告するものとする。
 - (1) 支援地区
 - (2) 支援活動の従事期間及び内容
 - (3) 会社名及び責任者の職、氏名
 - (4) 支援活動に従事した要員、車両、資機材等
 - (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 乙が第3条の要請に基づき実施した支援活動に要した費用は、甲が負担し、その価格は甲、乙 が協議の上決定するものとする。

(災害補償)

第7条 第3条の要請に基づき乙が実施した支援活動に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他法令等の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例第23号)の例により、補償するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては環境局総務部庶務課、乙においては川崎市 一般廃棄物処理業連絡協議会事務局とする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定めるものと する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成25年7月3日

川崎市市長川崎市長手夫

川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会 会 長 中 嶋 達 夫

1 1 - (1) 地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去等に関する協定(神奈川県建 物解体業協会) 【環境局庶務課】

(趣旨)

第1条 地震等の大規模災害が発生した場合における被災した建物の解体撤去等に関し、川崎市(以下「甲」という。)が社団法人神奈川県建物解体業協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊又は焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに水害により浸水した畳、 ふすま、家具、家電製品、生ごみ等の生活ごみ等をいう。

(協力要請)

- 第3条 甲は、次の各号の事業(以下「解体撤去等」という。)について、第5条の手続きにより、乙に 協力を要請する。
 - (1) 応急活動、復旧活動に支障となる家屋等の解体
 - (2) 本市が必要と認めた家屋等及び公共施設、橋りょう等構造物の解体
 - (3) 災害廃棄物の撤去
 - (4) 前各号に伴う必要な事項
- 2 乙は、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲が実施する解体撤去等に可能な限り協力する。 (情報の提供)
- 第4条 甲は、解体撤去作業等に円滑な協力を得られるように、自らが所管する地域の被災状況等必要 な情報を乙に提供する。
- 2 乙は、解体撤去等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

(協力要請の手続)

- 第5条 甲は、乙への協力要請に当たっては、要請内容を記載した文書をもって、神奈川県(以下「県」という。)を通じて行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後で速やかに文書で通知する。
- 2 甲は、災害により県が組織として機能しない等県を通じて協力要請を行いがたい場合は、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後で速やかに文書で通知する。
 - (1) 協力内容
 - (2) その他必要な事項
- 3 甲は、前項の要請を行ったときは、県の機能の回復後に速やかに県に報告する。乙は、前項の要請 を受理したときは、県の機能の回復後に速やかに県に報告する。

(解体撤去等の実施)

- 第6条 甲は、第4条第2項の規定による乙からの報告を受け、解体撤去等を行う乙の会員(以下「乙会員」という。)を川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)等に基づき決定する。
- 2 乙会員は、要請内容に基づき甲の指示に従い解体撤去等を実施する。
- 3 甲は、乙会員の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。
- 4 乙会員は、解体撤去等の実施に当たっては次の各号に掲げる事項に留意する。
 - (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(報告)

- 第7条 乙会員は、解体撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に 報告する。
 - (1) 解体撤去等の実施地区
 - (2) 解体撤去等の実施内容
 - (3) 解体撤去等の従事した要員、車両、資機材等
 - (4) 解体撤去等の従事期間
 - (5) その他必要な事項

(費用の負担)

- 第8条 乙会員が第3条の要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担し、その価格は 甲、乙会員協議のうえ決定する。
- 2 乙会員による費用の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。

(災害補償)

第9条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した解体撤去等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他法令等の適用がある場合を除き、川崎市消防団等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例第23号)を適用し補償する。

(契約書の締結)

第10条 第3条の要請に基づき乙会員が解体撤去等を実施するときは、甲と乙会員とは、第8条の費用 負担に基づいた委託契約を締結するものとし、当該契約書には第9条の災害補償の条項を盛り込むこ ととする。

(連絡窓口)

- 第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては川崎市環境局総務部庶務課、乙においては 社団法人神奈川県建物解体業協会事務局とする。
- 2 乙は、大規模災害時における円滑な活動が図れるよう応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

附則

この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成22年1月13日

- 甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 阿 部 孝 夫
- 乙 横浜市中区太田町3丁目36番地 社団法人神奈川県建物解体業協会 会 長 富 永 行 雄

(※) 平成12年5月1日協定締結 平成22年1月13日変更協定締結

1 1 - (2) 地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去等に関する協定 (川崎市建 物解体業協同組合) 【環境局庶務課】

(趣旨)

第1条 地震等の大規模災害が発生した場合における被災した建物の解体撤去等に関し、川崎市(以下「甲」という。)が川崎市建物解体業協同組合(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊又は焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに水害により浸水した畳、 ふすま、家具、家電製品、生ごみ等の生活ごみ等をいう。

(解体撤去等の内容)

- 第3条 解体撤去等の内容は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 応急活動、復旧活動に支障となる家屋等の解体
 - (2) 本市が必要と認めた家屋等及び公共施設、橋りょう等構造物の解体
 - (3) 災害廃棄物の撤去
 - (4) 前各号に伴う必要な事項

(協力要請)

- 第4条 甲は、大規模災害時に乙に対して解体撤去等の協力を要請することができるものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、解体撤去等を実施するものとする。
- 3 甲は、解体撤去等の必要がなくなったときは、乙に協力要請の終了を告げるものとする。 (協力要請の手続)
- 第5条 前条第1項の規定による甲の要請は、環境局総務部長が行うものとする。
- 2 前項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。
 - (1) 被災の状況
 - (2) 解体撤去等の実施地区
 - (3) 解体撤去等の実施内容
 - (4) 解体撤去等の期間
 - (5) その他必要な事項

(情報提供)

- 第6条 甲は、円滑な解体撤去作業を行なうために必要な情報を乙に提供するものとする。
- 2 乙は、大規模災害時にこの協定に協力できる会員を甲に報告するものとする。

(解体撤去等の実施)

- 第7条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い解体撤去等を実施する。
- 2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。
- 3 乙は、解体撤去等の実施に当たっては次の各号に掲げる事項に留意する。
 - (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(報告)

- 第8条 乙は、解体撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告 する。
 - (1) 解体撤去等の実施地区
 - (2) 解体撤去等の実施内容
 - (3) 解体撤去等の従事した要員、車両、資機材等
 - (4) 解体撤去等の従事期間
 - (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第9条 乙が第4条の要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担し、その価格は甲、 乙が協議のうえ決定する。

(災害補償)

第10条 第4条の要請に基づき実施した解体撤去等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他法令等の適用が

ある場合を除き、川崎市消防団等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例第23号)を適用し補償する。

(連絡窓口)

- 第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては川崎市環境局総務部庶務課、乙においては川崎市建物解体業協同組合事務局とする。
- 2 乙は、大規模災害時における円滑な活動が図れるよう応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲、乙が協議して定めるものとする。 (協議)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

附則

この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成22年1月13日

- 甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 阿 部 孝 夫
- 乙 川崎市川崎区宮前町12番地14-508号 川崎市建物解体業協同組合 理事長 大 森 賢 一
 - (※) 平成20年6月18日協定締結 平成22年1月13日変更協定締結

1 1 - (3) 地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去等に関する協定(川崎建設 業協会) 【環境局庶務課】

(趣旨)

第1条 この協定は、川崎市(以下「甲」という。)と社団法人川崎建設業協会(以下「乙」という。) が締結した「災害時における応援に関する協定」に基づき、地震等の大規模災害が発生した場合にお ける被災建物等の解体撤去等に関し、甲が乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。 (定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊又は焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに水害により浸水した畳、 ふすま、家具、家電製品、生ごみ等の生活ごみ等をいう。

(解体撤去等の内容)

- 第3条 解体撤去等の内容は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 応急活動、復旧活動に支障となる家屋等の解体
 - (2) 本市が必要と認めた家屋等及び公共施設、橋りょう等構造物の解体
 - (3) 災害廃棄物の撤去
 - (4) 前各号に伴う必要な事項

(協力要請)

- 第4条 甲は、大規模災害時に乙に対して解体撤去等の協力を要請することができるものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、解体撤去等を実施するものとする。
- 3 甲は、解体撤去等の必要がなくなったときは、乙に協力要請の終了を告げるものとする。 (協力要請の手続)
- 第5条 前条第1項の規定による甲の要請は、応援協定第2条第2項に基づき、環境部長が川崎市災害 対策本部(以下「本部」という。)経由で行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、直接乙に対し要請を行うことができることとし、この場合は事後に本部に対して報告するものとする。

- 2 前項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。
 - (1) 被災の状況
 - (2) 解体撤去等の実施地区
 - (3) 解体撤去等の実施内容
 - (4) 解体撤去等の期間
 - (5) その他必要な事項

(情報提供)

- 第6条 甲は、円滑な解体撤去作業を行なうために必要な情報を乙に提供するものとする。
- 2 乙は、大規模災害時にこの協定に協力できる会員を甲に報告するものとする。

(解体撤去等の実施)

- 第7条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い解体撤去等を実施する。
- 2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。
- 3 乙は、解体撤去等の実施に当たっては次の各号に掲げる事項に留意する。
 - (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(報告)

- 第8条 乙は、解体撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告 する。
 - (1) 解体撤去等の実施地区
 - (2) 解体撤去等の実施内容
 - (3) 解体撤去等の従事した要員、車両、資機材等
 - (4) 解体撤去等の従事期間
 - (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第9条 乙が第4条の要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担し、その価格は甲、 乙が協議のうえ決定する。

(災害補償)

第10条 第4条の要請に基づき実施した解体撤去等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、応援協定第6条の規定に準ずる。

(連絡窓口)

- 第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては川崎市環境局総務部庶務課、乙においては 社団法人川崎建設業協会事務局とする。
- 2 乙は、大規模災害時における円滑な活動が図れるよう応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

附則

この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成22年1月13日

- 甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 阿 部 孝 夫
- 乙 川崎市川崎区宮本町7番地5 社団法人川崎建設業協会 会 長 露 木 直 義
 - (※) 平成12年5月1日協定締結 平成22年1月13日変更協定締結

12 災害時における応急対策を行うための協定書(川崎市造園建設業協同組合)

【建設緑政局みどりの保全整備課】

災害が発生した場合において、川崎市が行う応急対策(以下「災害応急対策」という。)に関する協力について、川崎市(以下「甲」という。)と川崎市造園建設業協同組合(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 甲は、災害応急対策を行うため乙の協力を要請する必要があると認めるときは、災害応急対策 の内容、期間、場所その他必要と認める事項を文書で明らかにし、乙に対して協力を要請するものと する。ただし、緊急の場合は、口頭又は電話によることができる。

(要請に対する措置)

- 第2条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、速やかに災害応急対策を行うための協力体制を 確立し、市職員の指揮監督に従い災害応急対策に協力するものとする。ただし、市職員の指揮監督が 受けられない場合は、乙は自ら甲の要請事項に従い実施する。
- 2 乙は、前項ただし書の規定により自ら甲の要請事項を実施した場合は、速やかに当該実施の状況を 甲に報告するものとする。

(連絡窓口)

第3条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては川崎市災害対策本部環境部、乙においては 川崎市造園建設業協同組合とする。

(災害補償)

第4条 この協定に基づき、応援に従事した者が当該応援に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、川崎市消防団等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例第23号)を適用し補償する。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年12月8日

甲 川 崎 市 川崎市長 阿 部 孝 夫

乙 川崎市川崎区東田町4-12モーリ磯野ビル3階 川崎市造園建設業協同組合理事長 深瀬 充久

13 災害時における応急対策の協力に関する協定(川崎塗装業協会)

【危機管理本部】

(趣旨)

第1条 この協定は、川崎市内で災害(武力攻撃災害等を含む。以下「災害」という。)が発生した場合において、川崎市(以下「甲」という。)が一般社団法人川崎塗装業協会(以下「乙」という。)に対して、応急対策業務に関する協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、災害時において、被災構造物の点検、簡易修理、浸水等による泥土の洗浄、物資・資機材の協力、その他甲が必要と認める業務でかつ、乙が対応可能な業務とする。

(要請)

- 第3条 甲は、被災構造物の点検及び修理等に関する応急対策業務の必要があると認めるときは、 乙に対し次の事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等 により連絡し、後日、文書を提出するものとする。
 - (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
 - (2) 協力内容
 - (3) 場所
 - (4) 人員
 - (5) その他必要な事項

(実施)

第4条 前条の規定により甲から要請を受けた乙は、業務上の支障、またはやむを得ない事由のない限り、業務を実施するものとする。

(報告)

- 第5条 乙は、前条の規定により業務を実施した場合は、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。
 - (1) 業務に従事した人員
 - (2) 場所
 - (3) 時間
 - (4) 協力内容
 - (5) その他必要な事項

(経費の負担)

- 第6条 乙は前条に基づく業務の実施に要した費用を業務終了後、甲に請求するものとする。
- 2 価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づき、応援に従事した者が、死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例第223号)を適用し補償する。

(状況報告)

第9条 甲は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、乙に対し、会員名簿等について、報告を求めることができるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に係る連絡窓口は、甲においては総務局危機管理室とし、乙においては事務局と する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年 8月 27日

甲 川崎市 川崎市長 福 田 紀 彦

乙 川崎市川崎区宮前町8-19 一般社団法人川崎塗装業協会 会 長 後 藤 龍 彦

14 災害時における応急対策の協力に関する協定書【危機管理本部】

(趣旨)

第1条 この協定は、川崎市内で災害(武力攻撃災害等を含む。以下「災害」という。)が発生した場合において、川崎市(以下「甲」という。)が川崎住宅管理保全建築協同組合(以下「乙」という。)に対して、乙が異業種の建築関連の組合であることにも鑑み、応急対策業務に関する協力を要請するため、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 この協定により、甲が乙に対し要請する業務は、災害時において、避難所等への支援物資 の運搬及び間仕切り、簡易トイレ、電源等の提供並びに建物、道路等の洗浄その他被災者の支援 のため甲が要請する業務でかつ乙が対応可能な業務とする。

(要請)

- 第3条 甲は、応急対策等の業務の必要があると認めるときは、乙に対し次の事項を明らかにして 文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により連絡し、後日、文書を提出 するものとする。
 - (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
 - (2) 協力内容
 - (3) 場所
 - (4) 人員
 - (5) その他必要な事項

(実施)

第4条 前条の規定により甲から要請を受けた乙は、業務上の支障、またはやむを得ない事由のない限り、業務を実施するものとする。

(報告)

- 第5条 乙は、前条の規定により業務を実施した場合は、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。
 - (1) 業務に従事した人員
 - (2) 場所
 - (3) 時間
 - (4) 協力内容
 - (5) その他必要な事項

(経費の負担)

- 第6条 乙は前条に基づく業務の実施に要した費用を業務終了後、甲に請求するものとする。
- 2 価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づき、応援に従事した者が、死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷した ときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、川崎市消防団 員等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例第223号)を適用し補償する。

(状況報告)

第9条 甲は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、乙に対し、会員名簿等について、報告を求めることができるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に係る連絡窓口は、甲においては危機管理本部とし、乙においては事務局とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年5月10日

甲 川崎市 川崎市長 福 田 紀 彦

乙 川崎市川崎区宮本町7-5 川崎住宅管理保全建築協同組合 理事長 今 村 文 治

15 災害時における川崎市建設緑政局所管施設の被害状況の把握及び応急対策業務等の協力に関する協定書(神奈川県測量設計業協会川崎支部) 【建設緑政局企画課】

川崎市(以下「甲」という。)と一般社団法人神奈川県測量設計業協会川崎支部(以下「乙」という。)とは地震・風水害、その他の災害の発生時(以下「災害時」という。)における甲が管理する道路・河川及び公園施設等(以下「所管施設」という。)の被害状況把握及び応急対策業務等(以下「応急対策業務等」という。)の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に応急対策を実施するにあたり、甲と乙は協力して被害の拡大防止と被災 施設の早期復旧に資することを目的とする。

(要請手続)

- 第2条 甲は、所管施設に災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、必要と認める 時には、被災状況に応じて乙に応急対策業務等を要請することができるものとする。
- 2 前項の規定による甲の要請手続きは、川崎市建設緑政局長が行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、各区区役所道路公園センター所長より要請することができるものとする。
- 3 第2条第2項の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を文書で行うものとする。ただし、文書によりがたい場合は、口頭又は電話等で行うことができるものとし、後日速やかに文書で支援要請を行うものとする。
- (1) 応急対策業務等の内容
- (2) 要請を行った職名称と担当者名
- (3) 応急対策業務等に必要な要員、資機材等
- (4) 応急対策業務等の期間
- (5) その他必要な事項

(業務の内容)

- 第3条 乙は、甲からの支援要請に基づき、できる限り速やかに乙を構成する会員(以下「乙の会員」 という。)と調整し、現地に派遣する会員名を甲へ通知するものとする。
- 2 乙は、乙の会員に現地への派遣を指示し、派遣の指示を受けた乙の会員はできる限り速やかに甲の指示により応急対策業務等を実施できる体制をとるものとする。
- 3 乙は、前項の応急対策業務等が早急に実施できるよう、前もって技術者及び資機材料の確保、動員 の方法を定め、その実施体制表を甲に報告するものとする。

(応急対策業務等の実施)

- 第4条 乙の会員は、甲の指揮監督に従って応急対策業務等を実施するものとする。なお、軽易な場合 については、口頭または電話で指示し、乙のみで応急対策業務等を実施するものとする。
- 2 甲は、乙の会員の応急対策業務等が円滑に実施されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 乙の会員は、応急対策業務等を実施したときは、速やかに活動状況を甲に報告するものとする。

(報告)

- 第5条 乙は、前条の規定に基づき応急対策業務等に従事した場合は、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。ただし、急を要する場合は、口頭又は電話等で行うことができるものとし、後日速やかに文書で報告するものとする。
- (1) 応急対策業務等に従事した者の氏名、個人別時間数
- (2) 応急対策業務等に従事した作業場所、作業内容
- (3) 応急対策業務等に使用した資機材等
- (4) その他の必要事項

(経費負担)

- 第6条 乙が、第4条による応急対策業務等のために要した経費は、甲が負担する。
- 2 前項の費用の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。
- 3 甲は乙の会員から請求があった場合には、川崎市の基準単価等による規定等に基づき金額を確定し、 速やかに支払うものとする

(業務の実施体制)

- 第7条 第3条第3項に基づき甲に報告する業務実施体制表は、乙の会員名簿、編成表、連絡系統図及 び資機材料等一覧表とする。
- 2 乙は、毎年4月1日現在の実施体制表を4月末までに甲に報告するものとする。なお、実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請に基づき、応急対策業務等に従事中の者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡 した場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、川崎市消 防団員等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例第23号)の例により甲が補償する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な細目は、甲乙協議して定める。

(実施日)

第10条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年12月26日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市

川崎市長 阿部孝夫

- 乙 川崎市川崎区宮前町8番15号 ユニオン測量㈱内
- 一般社団法人神奈川県測量設計業協会 川崎支部

支部長 菅谷哲夫

16 大地震等発生時における許認可関係業務の事前承認等に関する覚書(東京ガスネットワーク株式会社神奈川事業部) 【建設緑政局路政課】

川崎市(以下「甲」という。)と東京ガス株式会社神奈川導管事業部(以下「乙」という。)は、大地 震等発生時に被災された市民の社会生活に必要な都市ガス供給の早期再開を目指すことを目的として、 大地震等発生時における許認可に関する各種業務の事前承認項目について、次のとおり覚書を締結する。

(道路占用許可申請)

第1条 乙がガス復旧工事をする際の道路占用許可申請については、事後申請とする。

(仮復旧材料並びに埋戻し材料等)

- 第2条 乙は、ガス復旧工事をする際の道路掘削後の仮復旧について常温合材及び発生路盤材を使用することができる。
- 2 乙は、道路掘削後の埋戻しについて、発生土を使用することができる。

(仮設工法の採用等)

第3条 乙は、道路占用設備(ガス供給本支管及び引込管)については、ガス事業法技術基準による一時的な仮設工法(路上端露出配管など)を必要に応じて採用することができる。

(廃止管の一時残置)

第4条 乙は、前条に定める仮設工法により廃止となるガス供給本支管及び引込管について、本埋設が 可能となる時期まで一時的に残置することができる。

(道路占用設備の維持管理)

第5条 乙は、本覚書による道路占用設備の設置にあたっては、本復旧までの間、ガス漏洩等の災害を 発生させないように適切な維持管理をするものとする。

(事後処理関連事項)

第6条 道路占用設備本埋設に関する許認可関連手続き及び道路復旧方法については、事前に甲乙 協議のうえ決定する。

(協議事項)

第7条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ 決定する。

(有効期間)

第8条 この覚書は、締結の日から適用し、平成20年3月31日まで有効とする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は、更に向こう1か年間効力を延長し、以後もこれに準ずる。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年12月21日

甲 川崎市道路管理者 川崎市長 阿 部 孝 夫

乙 東京ガス株式会社 神奈川導管事業部(※) 事業部長 山 川 浩 之 (※現在の東京ガスネットワーク株式会社神奈川事業部)

17 大規模災害発生時における応急復旧に関わる許認可業務等の事前承認等に関する覚書 (NTT東日本川崎支店) 【建設緑政局路政課】

川崎市を甲とし、東日本電信電話株式会社神奈川支店を乙として、次の条項について、覚書を取り交わすものとする。

(目的)

第1条 本覚書は、大規模災害により、乙が所有する電気通信設備に被害があった場合、道路占用許可 に関する手続き等について必要な事項を定め、二次災害を防止し、速やかに応急復旧を行うことを目 的とする。

(道路占用許可申請)

第2条 乙が応急復旧工事をする際の道路占用許可申請については、事後とすることができる。

(仮復旧材料及び埋戻し材料)

第3条 乙は、応急復旧工事を行う際の道路掘削後の仮復旧については、常温合材又は発生路盤材を使用することができる。また、埋戻し材料については、発生土を使用することができる。

(仮設工法の適用等)

第4条 乙は、道路占用許可設備(管路・電柱・通信線・地上機器等)の応急復旧工事を行うにあたり、 一時的な仮設工法を必要に応じ適用することができる。

(廃止管等の一時残置)

第5条 乙は、前条に定める仮設工法により廃止となる各道路占用許可設備については、本復旧が可能 となる時期まで一時的に残置することができる。

(電柱類等の仮設置)

第6条 乙は、電柱類等について、一般交通の支障とならない道路上に応急的に仮設置することができる。

(残土置き場の提供)

第7条 乙は、復旧工事に伴い発生する残土(骨材・ガラ含む)の仮置き場について、甲の指定する 臨時場所を使用することができる。

(適正な維持管理)

第8条 乙は、仮設工法を用いた道路占用許可設備、一時的に残置した道路占用許可設備、応急的に仮設置した電柱類等については、本復旧までの間、適切に維持管理しなければならない。

(協議事項)

第9条 この覚書きに定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第10条 この覚書は、締結の日から適用し、平成27年3月31日まで有効とする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は、さらに向こう1年間効力を延長し、以後もこれに準ずる。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年4月30日

甲 川崎市

川崎市長 福田 紀彦

乙 東日本電信電話株式会社神奈川支店(※) (※現在の東日本電信電話株式会社神奈川県事業部)

横浜市中区山下町198番地支店長 原田 清志

18 大規模災害発生時における応急復旧に関わる許認可業務等の事前承認等に関する覚書 (東京電力パワーグリッド株式会社川崎支社) 【建設緑政局路政課】

川崎市を甲とし、東京電力株式会社神奈川支店を乙として、次の条項について、覚書を取り交わすものとする。

(目的)

第1条 本覚書は、大規模災害により、乙が所有する電力設備に被害があった場合、道路占用許可に関する手続き等について必要な事項を定め、二次災害を防止し、速やかに応急復旧を行うことを目的とする。

(道路占用許可申請)

第2条 乙が応急復旧工事をする際の道路占用許可申請については、事後とすることができる。

(仮復旧材料及び埋戻し材料)

第3条 乙は、応急復旧工事を行う際の道路掘削後の仮復旧については、常温合材又は発生路盤材を使用することができる。また、埋戻し材料については、発生土を使用することができる。

(仮設工法の適用等)

第4条 乙は、道路占用許可設備(管路・電柱・電線・地上機器等)の応急復旧工事を行うにあたり、 一時的な仮設工法を必要に応じ適用することができる。

(廃止管等の一時残置)

第5条 乙は、前条に定める仮設工法により廃止となる各道路占用許可設備については、本復旧が可能 となる時期まで一時的に残置することができる。

(電柱類等の仮設置)

第6条 乙は、電柱類等について、一般交通の支障とならない道路上に応急的に仮設置することができる。

(残土仮置き場の提供)

第7条 乙は、復旧工事に伴い発生する残土(骨材・ガラ含む)の仮置き場について、甲の指定する臨時場所を使用することができる。

(適正な維持管理)

第8条 乙は、仮設工法を用いた道路占用許可設備、一時的に残置した道路占用許可設備、応急的に仮 設置した電柱類等については、本復旧までの間、適切に維持管理しなければならない。

(協議事項)

第9条 この覚書きに定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第10条 この覚書は、締結の日から適用し、平成27年3月31日まで有効とする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は、さらに向こう1年間効力を延長し、以後もこれに準ずる。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年4月30日

甲 川崎市

川崎市長 福田 紀彦

乙 東京電力株式会社神奈川支店(※)(※現在の東京電力パワーグリッド株式会社川崎支社) 横浜市中区弁天通1丁目1番地 支店長 木村 俊一

19 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定【危機管理本部】

川崎市(以下「甲」という。)と東京電力パワーグリッド株式会社川崎支社(以下「乙」という。)は、 災害に伴う停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結す る。

(目的)

第1条 本協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び川崎市地域防災計画に基づき、 甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うこ とを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災 力を高めることを目的に締結する。

(連絡体制)

- 第2条 甲及び乙は、平時から災害発生時の連携を図るため、双方の連絡体制を構築する。
 - 2 乙は、甲との協議の上、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣する。

(情報連携)

- 第3条 甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に 提供する。
 - (1) 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設(ライフラインの迅速な復旧が求められる病院 等)のリストを作成し、更新の都度随時提供
 - (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
 - (3) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
 - (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

(協力体制)

- 第4条 甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、必要があると認めるときは、次 の各号に掲げる事項について、相互に要請する。
 - (1) 停電復旧に係る応急措置(電源車の配備を含む)の実施、電力復旧の支障となる障害物等 の除去
 - (2) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
 - (3) 住民への停電情報等の周知のため、甲の防災情報に係る広報手段の利用
 - 2 甲及び乙は、前項の要請があったときには、相互に協力するものとする。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしては ならない。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年10月25日

- 甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長 福田 紀彦
- 乙 川崎市幸区柳町26番地東京電力パワーグリッド株式会社川崎支社長 河原 章夫

2 O - (1) 災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定書(大師高等学校、菅高等学校、麻生高等学校)

【危機管理本部】

(目的)

第1条 川崎市(以下「甲」という。)及び神奈川県立○○○高等学校(以下「乙」という。)は、乙が管理する施設(以下「施設」という。)を災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、活動拠点として、甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(定義)

第2条 この協定において、「活動拠点」とは、警察、自衛隊、消防機関、ライフライン事業者及び他都県市等からの応援職員(以下「活動者」という。)に対し、活動環境を整備するため、宿営地、車両置き場及び資機材置き場等として提供する場所をいう。

(使用施設)

- 第3条 活動拠点として使用する施設は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) グラウンド
 - (2) 体育館
 - (3) 学校が指定する校内の施設の一部

(施設の使用)

- 第4条 甲は、第3条に掲げる施設(以下「使用施設」という。)を活動拠点として使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用依頼書(様式1)(以下「使用依頼書」という。)により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、後日速やかに使用依頼書を送付するものとする。
- 2 乙は、自発的に避難した市民(以下「避難者」という。)から使用施設の使用について申し出があった場合には、乙の判断により使用させることができる。この場合は、乙は施設使用報告書(様式2)により速やかに甲に連絡するものとする。

(鍵の管理)

- 第5条 甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、使用施設に必要な鍵を受領することができる。
- 2 甲は、乙から受領した使用施設に必要な鍵を自主防災組織等の代表者へ引き渡し災害時に使用させることができる。

(使用期間)

- 第6条 活動拠点等としての使用期間は、次の各号に定めるとおりとする。
 - ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。
 - (1) 活動拠点としての使用期間は、原則として60日以内とする。
 - (2) 第4条第2項により、市民が避難した場合の使用期間は、原則として活動拠点としての使用を開始するまでの最大3日間程度とする。

(費用負担)

第7条 使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、活動者及び避難者が使用 した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。

(使用施設等の現状復旧)

- 第8条 使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則として甲が現状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。
- 2 前項の規定により施設及び備品等を現状復旧する場合において、その損害等が、活動 拠点として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、甲乙協議の上、その 負担すべき範囲を定めるものとする。

(免責)

第9条 乙は、施設を活動拠点等として活動者及び避難者が使用した際に発生した事故等 に対する責任は一切負わないものとする。

(施設変更等の報告)

第10条 乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合には、速 やかに甲にその旨を連絡するものとする。

(連絡担当等)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務局危機管理室及び〇〇区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立〇〇〇〇高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。

(協議事項等)

第12条 この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない 事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

- 第13条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。
- 2 前項の期間満了の1か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年10月〇〇日

甲 川崎市 川崎市長 阿部 孝夫

乙 所 在 地 学 校 名 代表者名

締結先一覧

| 締結先 | 代表者名 | 所在地 |
|---------------|--------------|-----------------|
| 神奈川県立大師高等学校 | 学校長 横溝 均 | 川崎市川崎区四谷下町25-1 |
| 神奈川県立川崎工科高等学校 | 学校長 角田 一平 | 川崎市中原区上平間1700-7 |
| 神奈川県立菅高等学校 | 学校長 岡田 健 | 川崎市多摩区菅馬場4-2-1 |
| 神奈川県立麻生高等学校 | 学校長 宮代 哲彦 | 川崎市麻生区金程3-4-1 |

20-(1) 災害時における活動拠点等としての施設使用に関する協定書(川崎 工科高等学校)

【危機管理本部】

(目的)

第1条 川崎市(以下「甲」という。)及び神奈川県立川崎工科高等学校(以下「乙」という。)は、乙が管理する施設(以下「施設」という。)を災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、活動拠点、一時避難場所及び緊急避難場所として、甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1)活動拠点

警察、自衛隊、消防機関、ライフライン事業者及び他都県市等からの応援職員(以下「活動者」という。)に対し、活動環境を整備するため、宿営地、車両置き場及び資機材置き場等として提供する場所をいう。

(2)一時避難場所

災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所又は広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。

(3) 緊急避難場所

風水害時において地域の住民等が災害から命を守るため緊急的に避難する場所をいう。

(使用施設)

- 第3条 活動拠点又は一時避難場所として使用する施設は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) グラウンド
 - (2) 体育館
 - (3) 学校が指定する校内の施設の一部
- 2 緊急避難場所として使用する施設は、前項第3号に定めるとおりとする。

(施設の使用)

- 第4条 甲は、前条に掲げる施設(以下「使用施設」という。)を活動拠点又は 緊急避難場所として使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用 依頼書(様式1)(以下「使用依頼書」という。)により依頼するものとする。 ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに使用依頼書を送 付するものとする。
- 2 乙は、住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用 について申し出があった場合には、乙の判断により使用施設を使用させること

ができる。その場合は、乙は施設使用報告書(様式2)により速やかに甲に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに施設使用報告書を送付するものとする。

(鍵の管理)

- 第5条 甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、使用施設の使用に必要 な鍵を受領することができる。
- 2 甲は、乙から受領した使用施設の使用に必要な鍵を自主防災組織等の代表者 へ引き渡し災害時に使用させることができる。

(使用期間)

- 第6条 使用施設を使用する期間(以下「使用期間」という。)は、次の各号に 掲げる使用区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、被 災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。
 - (1)活動拠点

第4条第1項による使用開始から原則として60日以内

(2)一時避難場所

第4条第2項による使用開始から原則として活動拠点としての使用を開始するまでの最大3日間程度

(3) 緊急避難場所

第4条第1項による使用開始から最大5日間程度

(費用負担)

第7条 使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、活動者及び避難者が使用した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。

(使用施設等の原状復旧)

- 第8条 使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則と して甲が原状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害に よって生じた損害等については除くものとする。
- 2 前項の規定により施設及び備品等を原状復旧する場合において、その損害等が、活動拠点、一時避難場所又は緊急避難場所として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を定めるものとする。

(免責)

第9条 乙は、施設を活動拠点、一時避難場所又は緊急避難場所として活動者又 は避難者が使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものと する。

(施設変更等の報告)

第10条 乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合 には、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。

(連絡担当等)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては危機管理本部及び中原区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立川崎工科高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。

(協議事項等)

第12条 この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

- 第13条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。
- 2 前項の期間満了の1か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申 し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から1年間延長されるも のとし、以後もまた同様とする。

附則

- 1 この協定は、締結の日から施行する。
- 2 「災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定書」(平成25年 10月18日締結)は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年12月26日

- 甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
- 乙 川崎市中原区上平間1700-7 神奈川県立川崎工科高等学校 学校長 大熊 敬一

20- (2) 災害時における活動拠点等としての施設使用に関する協定書 【危機管理本部】

(目的)

第1条 川崎市(以下「甲」という。)及び神奈川県立多摩高等学校(以下「乙」という。) は、乙が管理する施設(以下「施設」という。)を災害時において、川崎市地域防災計画 に基づき、活動拠点、一時避難場所及び緊急避難場所として、甲が使用することについ て、次のとおり協定を締結する。

(定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1)活動拠点

警察、自衛隊、消防機関、ライフライン事業者及び他都県市等からの応援職員(以下「活動者」という。)に対し、活動環境を整備するため、宿営地、車両置き場及び資機材置き場等として提供する場所をいう。

(2)一時避難場所

災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所又は広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。

(3) 緊急避難場所

風水害時において地域の住民等が災害から命を守るため緊急的に避難する場所をいう。

(使用施設)

- 第3条 活動拠点又は一時避難場所として使用する施設は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) グラウンド
 - (2) 体育館
 - (3) 学校が指定する校内の施設の一部
- 2 緊急避難場所として使用する施設は、前項第3号に定めるとおりとする。

(施設の使用)

- 第4条 甲は、第3条に掲げる施設(以下「使用施設」という。)を活動拠点又は緊急避難場所として使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用依頼書(様式1)(以下「使用依頼書」という。)により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに使用依頼書を送付するものとする。
- 2 乙は、住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用について申し出があった場合には、乙の判断により使用施設を使用させることができる。その場合は、乙は施設使用報告書(様式2)により速やかに甲に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに施設使用報告書を送付するものと

する。

(鍵の管理)

- 第5条 甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、使用施設の使用に必要な鍵を受領することができる。
- 2 甲は、乙から受領した使用施設の使用に必要な鍵を自主防災組織等の代表者へ引き渡 し災害時に使用させることができる。

(使用期間)

- 第6条 使用施設を使用する期間(以下「使用期間」という。)は、次の各号に掲げる使用 区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、被災状況に応じ、甲乙 協議の上、使用期間を延長することができるものとする。
 - (1)活動拠点

第4条第1項による使用開始から原則として60日以内

(2)一時避難場所

第4条第2項による使用開始から原則として活動拠点としての使用を開始するまでの最大3日間程度

(3) 緊急避難場所

第4条第1項による使用開始から最大5日間程度とする。 ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。

(費用負担)

第7条 使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、活動者及び避難者が使用 した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。

(使用施設等の原状復旧)

- 第8条 使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則として甲が原状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。
- 2 前項の規定により施設及び備品等を原状復旧する場合において、その損害等が、活動 拠点、一時避難場所又は緊急避難場所として施設を使用したことによるものか明らかで ないときは、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を定めるものとする。

(免責)

第9条 乙は、施設を活動拠点、一時避難場所又は緊急避難場所として活動者又は避難者 が使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(施設変更等の報告)

第10条 乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合には、速

やかに甲にその旨を連絡するものとする。

(連絡担当等)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務企画局危機管理室及び多摩区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立多摩高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。

(協議事項等)

第12条 この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない 事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

- 第13条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。
- 2 前項の期間満了の1か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

附則

- 1 この協定は、締結の日から施行する。
- 2 「災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定書」(平成25年10月17 日締結)は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

- 甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
- 乙 川崎市多摩区宿河原 5 1 4 1 神奈川県立多摩高等学校 学校長 野田 麻由美

20-(3) 災害時における活動拠点等としての施設使用に関する協定書 【危機管理本部】

(目的)

第1条 川崎市(以下「甲」という。)及び神奈川県立住吉高等学校(以下「乙」という。)は、乙が管理する施設(以下「施設」という。)を災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、活動拠点、応急仮設住宅建設候補地、一時避難場所及び緊急避難場所(以下「活動拠点等」という。)として、甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1)活動拠点

警察、自衛隊、消防機関、ライフライン事業者及び他都県市等からの応援職員(以下「活動者」という。)に対し、活動環境を整備するため、宿営地、車両置き場及び資機材置き場等として提供する場所をいう。

(2) 応急仮設住宅建設候補地

災害時に住家が全壊・全焼・流失し、居住する住家がない者等で、自らの 資力では住家を得ることができない者に対して供与する応急仮設住宅を建 設するための候補地をいう。

(3)一時避難場所

災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所又は広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。

(4) 緊急避難場所

風水害時において地域の住民等が災害から命を守るため緊急的に避難する場所をいう。

(使用施設)

- 第3条 活動拠点等として使用する施設は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) グラウンド
 - (2) 学校が指定する校内の施設の一部

(施設の使用)

第4条 甲は、前条に掲げる施設(以下「使用施設」という。)を活動拠点、応急仮設住宅建設候補地又は緊急避難場所として使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用依頼書(様式1)(以下「使用依頼書」という。)により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに使用依頼書を送付するものとする。

2 乙は、住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用 について申し出があった場合には、乙の判断により使用施設を使用させること ができる。その場合は、乙は施設使用報告書(様式2)により速やかに甲に連 絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速や かに施設使用報告書を送付するものとする。

(鍵の管理)

- 第5条 甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、使用施設の使用に必要な鍵を受領することができる。
- 2 甲は、乙から受領した使用施設の使用に必要な鍵を自主防災組織等の代表者 へ引き渡し災害時に使用させることができる。

(使用期間)

- 第6条 使用施設を使用する期間(以下「使用期間」という。)は、次の各号に 掲げる使用区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、被 災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。
 - (1)活動拠点

第4条第1項による使用開始から原則として60日以内

(2) 応急仮設住宅建設候補地

建築工事完了後、原則として2年以内

(3)一時避難場所

第4条第2項による使用開始から原則として活動拠点としての使用を開始するまでの最大3日間程度

(4) 緊急避難場所

第4条第1項による使用開始から最大5日間程度

(費用負担)

第7条 使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、活動者及び避難者が使用した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。

(使用施設等の原状復旧)

- 第8条 使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則と して甲が原状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害に よって生じた損害等については除くものとする。
- 2 前項の規定により施設及び備品等を原状復旧する場合において、その損害等が、活動拠点等として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、 甲乙協議の上、その負担すべき範囲を定めるものとする。

(免責)

第9条 乙は、施設を活動拠点等として活動者又は避難者が使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(施設変更等の報告)

第10条 乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合 には、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。

(連絡担当等)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては危機管理本部及び中原区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立住 吉高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。

(協議事項等)

第12条 この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

- 第13条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。
- 2 前項の期間満了の1か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申 し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から1年間延長されるも のとし、以後もまた同様とする。

附則

- 1 この協定は、締結の日から施行する。
- 2 「災害時における活動拠点及び応急仮設住宅建設候補地としての施設使用に 関する協定書」(平成25年10月18日締結)は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年12月26日

- 甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
- 乙 川崎市中原区木月住吉町34-1 神奈川県立住吉高等学校

2 1 災害時における活動拠点及び応急仮設住宅建設候補地としての施設使用 に関する協定書(川崎高等学校、住吉高等学校、生田高等学校、生田東高 等学校、百合丘高等学校) 【危機管理本部】

(目的)

第1条 川崎市(以下「甲」という。)及び神奈川県立〇〇〇〇高等学校(以下「乙」という。)は、乙が管理する施設(以下「施設」という。)を災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、活動拠点及び応急仮設住宅建設候補地(以下「活動拠点等」という。)として、甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(定義)

- 第2条 この協定において、「活動拠点」及び「応急仮設住宅建設候補地」とは、次の各号 に定めるとおりとする。
 - (1)活動拠点とは、警察、自衛隊、消防機関、ライフライン事業者及び他都県市等から の応援職員(以下「活動者」という。)に対し、活動環境を整備するため、宿営地、 車両置き場及び資機材置き場等として提供する場所をいう。
 - (2) 応急仮設住宅建設候補地とは、災害時に住家が全壊・全焼・流失し、居住する住家がない者等で、自らの資力では住家を得ることができない者に対して供与する応急仮設住宅を建設するための候補地をいう。

(使用施設)

- 第3条 活動拠点等として使用する施設は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) $\bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc$
 - (2) \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc
 - $(3) \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc$

(施設の使用)

- 第4条 甲は、第3条に掲げる施設(以下「使用施設」という。)を活動拠点等として使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用依頼書(様式1)(以下「使用依頼書」という。)により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、後日速やかに使用依頼書を送付するものとする。
- 2 乙は、自発的に避難した市民(以下「避難者」という。)から使用施設の使用について申し出があった場合には、乙の判断により使用させることができる。この場合は、乙は施設使用報告書(様式2)により速やかに甲に連絡するものとする。

(鍵の管理)

- 第5条 甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、使用施設に必要な鍵を受領する ことができる。
- 2 甲は、乙から受領した使用施設に必要な鍵を自主防災組織等の代表者へ引き渡し災害時に使用させることができる。

(使用期間)

- 第6条 活動拠点等としての使用期間は、次の各号に定めるとおりとする。 ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。
 - (1)活動拠点としての使用期間は、原則として60日以内とする。
 - (2) 応急仮設住宅建設候補地としての使用期間は、建築工事完了後、原則として2年以内とする。
 - (3) 第4条第2項により、市民が避難した場合の使用期間は、原則として活動拠点としての使用を開始するまでの最大3日間程度とする。

(費用負担)

第7条 使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、活動者及び避難者が使用 した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。 (使用施設等の現状復旧)

- 第8条 使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則として甲が 現状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害 等については除くものとする。
- 2 前項の規定により施設及び備品等を現状復旧する場合において、その損害等が、活動 拠点等として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、甲乙協議の上、そ の負担すべき範囲を定めるものとする。

(免責)

第9条 乙は、施設を活動拠点等として活動者及び避難者が使用した際に発生した事故等 に対する責任は一切負わないものとする。

(施設変更等の報告)

第10条 乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合には、速 やかに甲にその旨を連絡するものとする。

(連絡担当等)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務局危機管理室及び〇〇区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立〇〇〇〇高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。

(協議事項等)

第12条 この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない 事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

- 第13条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。
- 2 前項の期間満了の1か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年10月〇〇日

甲 川崎市 川崎市長 阿部 孝夫

乙 所 在 地 学 校 名 代表者名

締結先一覧

| 締結先 | 代表者名 | 所在地 |
|--------------|--------------|-----------------|
| 神奈川県立川崎高等学校 | 学校長 市川 陽一 | 川崎市川崎区渡田山王町22-6 |
| 神奈川県立住吉高等学校 | 学校長 高木 克巳 | 川崎市中原区木月住吉町34-1 |
| 神奈川県立生田高等学校 | 学校長 伴 勝雄 | 川崎市多摩区長沢3-17-1 |
| 神奈川県立生田東高等学校 | 学校長 杉山 弘幸 | 川崎市多摩区生田4-32-1 |
| 神奈川県立百合丘高等学校 | 学校長 玉井 正史 | 川崎市多摩区南生田4-2-1 |

22 災害時における応急対策の協力に関する協定(神奈川県自動車整備振興会)

【危機管理本部】

(趣旨)

第1条 この協定は、川崎市内で災害が発生した場合において、川崎市(以下「甲」という。)が社団 法人神奈川県自動車整備振興会川崎支部、社団法人自動車整備振興会川崎中央支部、社団法人自動車 整備振興会川崎北支部(以下「乙」という。)に対し、被災者救援や障害物除去等に関する応急対策 業務について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

- 第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、災害時において、乙が所有する資機材を利用して 行う被災者救援、障害物除去、その他甲が必要と認める業務でかつ、乙が対応可能な業務とする。
- 2 平常時においても乙は地域で行われる防災訓練等に出来る限り協力するとともに、地域の防災力の 強化に積極的に協力するものとする。

(要請)

- 第3条 甲は、被災者救援や障害物除去等に関する応急対策業務の必要があると認めたときは、乙に対しその業務を要請することができるものとする。
- 2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

(手続)

- 第4条 甲は、乙に対し次の事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合 は電話等により連絡し、後日、文書を提出するものとする。
 - (1) 災害の状況及び要請する理由
 - (2) 協力内容
 - (3) 場所
 - (4) 人員
 - (5) その他必要な事項

(実施報告)

- 第5条 乙は、前2条の規定により業務を実施した場合は、次に掲げる事項を文書により甲に報告する ものとする。
 - (1) 業務に従事した人員
 - (2) 場所
 - (3) 時間
 - (4) 協力内容
 - (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 この協定に基づく業務に要した費用は、原則として乙が負担するものとする。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の 責を負うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づく業務に従事中の者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡 し又は負傷したときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、甲 は川崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例第23号)の例により補償するものとする。 (状況報告)

第9条 甲は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、乙に対し、会員名簿等について、報告を 求めることができるものとする。

(連絡責任者)

- 第10条 この協定に係る甲の連絡責任者は総務局危機管理室長とし、乙の連絡責任者は支部長とする。 (協議)
- 第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成20年 3月27日

甲 川崎市川崎区宮本町1 川崎市長 阿部 孝夫

乙 川崎市川崎区大島 1 - 2 - 2 社団法人神奈川県自動車整備振興会川崎支部 支 部 長 青 木 - 孝

> 川崎市中原区下小田中1-1-3 社団法人神奈川県自動車整備振興会川崎中央支部 支 部 長 内 藤 守

川崎市麻生区百合丘 1 - 2 4 - 3 社団法人神奈川県自動車整備振興会川崎北支部 支 部 長 横 山 芳 夫

23 大規模災害時における当山所有地使用承諾書(平間寺)

【危機管理本部】

表題の件、下記の内容により使用する事を承諾致します。

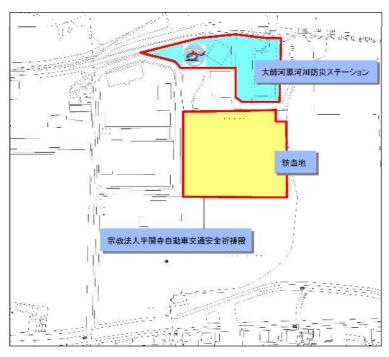
記

1. 使用承諾場所

- (1) 名 称 宗教法人平間寺自動車交通安全祈祷殿駐車場
- (2) 所 在 地 川崎市川崎区大師河原1丁目1番1号
- (3) 使用区域 次の図面のとおり
- 2. 使用承諾期間 平成19年9月1日~平成20年8月31日
- 3. 使用目的 大規模災害時における各ライフライン事業者(東京電力株式会社・東京ガス株式 会社・東日本電信電話株式会社)が応急復旧対策活動拠点として使用する。 合わせて物流拠点、救護所等の災害対応上必要な拠点としても使用する。

4. 使用条件

- (1) 上記使用目的以外には使用しない。
- (2) 上記1の場所を活動拠点等として使用する場合は、事前に「活動拠点等使用連絡書」(様式 1)を提出するものとする。但し、緊急の場合は口頭、電話等により連絡を行い、後日「活 動拠点等使用連絡書」を送付する。 当山の連絡担当窓口は管理部とする。
- (3) 当山、各施設の利用スペース、布教再開に伴う使用スペースの確保は常に優先する。
- (4) 使用に伴う安全対策、近隣住民への対応は貴市が行う。
- (5) 使用後は原則的に現状復帰とする。
- (6) その他の確認事項が生じた場合は双方にて協議の上決定する。
- (7) 使用承諾期間後は自動的に更新するものとする。但し、当山の運営上支障が生じる場合は、 当山の通知により承諾期間中にかかわらず本使用承諾を解消できるものとする。



0 10 20 00 40 50 100 ac

2 4 災害時における活動拠点及び重症者等の後方搬送拠点としての施設使用に関する協定書(よみうりランド、神奈川県川崎競馬組合) 【危機管理本部】

(目的)

第1条 川崎市(以下「甲」という。)、株式会社よみうりランド(以下「乙」という。)及び神奈川県川崎競馬組合(以下「丙」という。)は、乙が所有し、丙が競馬事業のために賃借している川崎競馬場の施設を、川崎市域において地震、風水害等の災害(以下「自然災害」という。)が発生した場合に、川崎市地域防災計画に基づき、活動拠点及び重症者等の後方搬送拠点(以下「活動拠点等」という。)として、甲が使用し、乙及び丙が協力することについて、次のとおり協定を締結する。

(定義)

- 第2条 この協定において、「活動拠点」及び「重症者等の後方搬送拠点」とは、次の各号に定めると おりとする。
 - (1)活動拠点とは、自衛隊及び他都県市等からの応援職員に対し、宿営地、車両置き場及び資材置き場等として提供する場所をいう。
 - (2) 重症者等の後方搬送拠点とは、消防機関等のヘリコプターによる災害医療拠点病院の臨時離着 陸場を補完する場所をいう。

(使用施設)

- 第3条 活動拠点として使用する施設は、次のとおりとする。
 - 名 称 川崎競馬場
 - (1) 場内駐車場のうち乙、丙が指定する場所
 - (2) 1号スタンドのうち乙、丙が指定する場所
 - (3) 芝生広場のうち乙、丙が指定する場所
 - (4) 乙及び丙が使用する施設の一部
 - 所在地 川崎市川崎区富士見1丁目5番1号

(施設の使用)

- 第4条 甲は、第3条に掲げる施設(以下「使用施設」という。)を活動拠点等として使用する場合には、使用することについて、乙及び丙に対して、施設使用依頼書(様式1)(以下「使用依頼書」という。)により依頼し、乙及び丙から承諾を受けなければならない。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、承諾を受け、後日速やかに使用依頼書を送付するものとする。
 - 2 甲から前項の依頼があった場合であっても、競馬事業での使用が優先されるものとする。
 - 3 甲は、使用施設以外の施設の使用にあたっては、事前に乙及び丙の許可を得るものとする。
 - 4 甲は、使用施設を使用するときは、甲の職員を派遣し、甲の責任において管理するものとする。

(施設状況の報告)

第5条 乙及び丙は、甲から施設を使用することについて依頼があった場合は、災害における被害状況 等を確認し、施設の使用に支障があると判断した場合は、甲にその旨を連絡するものとする。

(使用期間)

- 第6条 活動拠点等としての使用期間は、原則として60日以内とする。ただし、被災状況に応じて、 甲乙丙協議の上、使用期間を延長することができる。
 - 2 乙又は丙は、事業再開を決定した場合、再開予定日の概ね1週間前までに、甲へ施設使用の中止 を申し出るものとする。
 - 3 甲は、乙又は丙から、事業再開に伴う施設使用の中止の申し出があった場合は、事業の再開日 2 日前までに活動拠点等の撤収を完了するものとする。
 - 4 甲は、前項の撤収を完了したときは、その旨を乙及び丙に報告し、履行確認を受けるものとする。

(乙及び丙の協力内容)

第7条 乙及び丙は、水道水、トイレ、機材の設置場所等、活動拠点等の利用者に対し提供することができるものについて、可能な範囲で提供に努める。

(費用負担)

第8条 甲は、活動拠点等の利用者が使用した、電気、ガス及び水道の使用料を負担するものとする。 なお、その他の費用が生じる場合については、使用の状況に応じて、甲乙丙協議の上、決定するもの とする。

(使用施設等の現状復旧)

第9条 使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、甲は速やかに現状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに自然災害によって生じた損害等については除くものとする。

(施設変更等の確認)

第10条 甲は、乙及び丙に、施設の増改築等により、使用施設の面積等に著しい変更が生じていないかを、定期的に確認するものとする。

(連絡担当等)

第11条 甲乙丙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務局危機管理室、 乙においては川崎競馬事業部業務課、丙においては企画振興課をそれぞれ連絡担当とする。

(協議事項等)

第12条 この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙丙の三者による協議の上、定める。

(有効期間)

- 第13条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。
 - 2 前項の期間満了1か月前までに、甲、乙又は丙からこの協定について別段の申し出がない場合は、 協定の有効期間は、期間満了の時から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年6月2日

- 甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川 崎 市 長 福田 紀彦
- 五 東京都稲城市矢野口4015番地1 株式会社よみうりランド 代表取締役社長 関根 達雄
- 丙 川崎市川崎区富士見1丁目5番1号 神奈川県川崎競馬組合 管 理 者 黒川 雅夫

25 大規模災害発生時における活動拠点使用承諾書(会館とどろき)

【危機管理本部】

平成30年6月29日

川崎市長 福田 紀彦 様

一般財団法人 川崎市立学校教職員互助会 会館とどろき 会長 江間 薫

大規模災害発生時における活動拠点使用承諾書

表題の件、当会の管理する施設につき次の内容により使用することを承諾します。

- 1 使用承諾場所
 - (1) 所在地 川崎市中原区宮内4丁目1番2号
 - (2) 名称 会館とどろき
 - (3) 使用区域 別紙図面のとおり
- 2 使用承諾期間

平成30年7月1日~平成31年6月30日

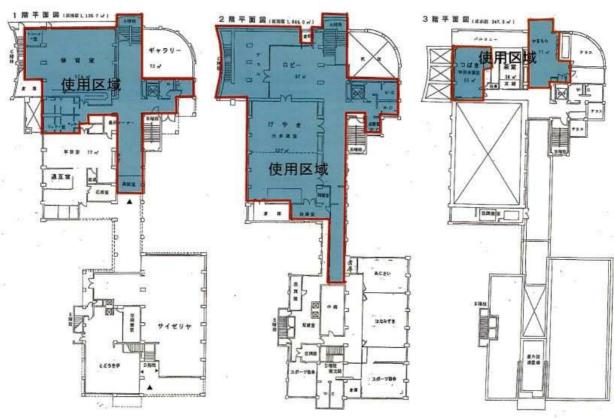
3 使用目的

大規模災害時におけるライフライン事業者(電力、ガス、電信電話事業者)の活動拠点として 使用する。

- 4 使用条件
 - (1) 上記1の場所を活動拠点として使用する場合は、事前に「活動拠点使用依頼書」 (様式1)により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、後日速やかに「活動拠点使用依頼書」を送付するものとする。
 - (2) 当会館の事業再開に伴う使用スペースの確保は優先する。ただし、事業再開予定日から概ね7日前までに貴市に申し出るものとする。
 - (3) 施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、双方協議の上決定する。
 - (4) 施設の使用に伴い使用した電気、ガス及び水道の使用料の費用負担については、使用の状況に応じて、双方協議の上決定する。
 - (5) その他の確認事項が生じた場合は双方協議の上決定する。
 - (6) 使用承諾期間満了の1か月前までに、当会又は貴市からこの承諾について別段の申し出がない場合は、使用承諾期間は、期間満了の時から1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

以上





26 川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書

【危機管理本部】

川崎市(以下「甲」という。)と社会福祉法人川崎市社会福祉協議会(以下「乙」という。)及び公益財団法人かわさき市民活動センター(以下「丙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、川崎市地域防災計画に基づく川崎市災害ボランティアセンター(以下「災害ボランティアセンター」という。)の設置及び運営等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 災害ボランティア 自発的な参加により被災者の生活や自立を支援する個人又は団体をいう。
 - (2) 一般ボランティア 災害ボランティアのうち専門ボランティア以外のものをいう
 - (3) 専門ボランティア 災害ボランティアのうち専門的な知識、資格、技能等を要するものをいう。

(甲、乙及び丙の役割)

- 第3条 甲は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を踏まえ、災害ボランティアセンターの適正な運営のための必要な環境の整備を行うものとする。
- 2 乙は、被災者の日常生活の回復に向けた福祉救援活動を円滑に行うため、災害ボランティアセンターの運営を行うものとする。
- 3 丙は、その機能等を活用し、災害ボランティアセンターの運営の支援等を行うものとする。
- 4 甲、乙及び丙は、相互に連携し、円滑な災害ボランティアセンターの運営及び迅速な被災者支援に努めるものとする。

(災害ボランティアセンターの設置等)

- 第4条 甲は、災害ボランティアセンターの設置が必要と認めたときは、乙及び丙と協議の上、災害ボランティアセンターを設置し、乙及び丙に対し当該センターの運営等の要請をするものとする。
- 2 甲は、前項の規定により、乙及び丙に運営等の要請を行う場合は、文書により行うものとする。 ただし、急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、後日文書をもって処理するものと する。
- 3 乙及び丙は、前項の規定にかかわらず、協議の上、災害ボランティアセンターの設置が必要と 判断したときは、甲に設置の要請をすることができる。

(災害ボランティアセンターの構成等)

- 第5条 災害ボランティアセンターは、支援センターと地域センターにより構成するものとする。 ただし、被災状況等に応じて、支援センターと地域センターを兼ねることができるものとする。
- 2 支援センターは、川崎市総合福祉センター(川崎市中原区上小田中6-22-5)内に設置する。ただし、当該施設がり災し、施設が使用できない場合又は当該施設内に支援センターを設置することが困難である場合には、甲はこれに代わる施設を確保するものとする。
- 3 地域センターの設置場所は、被災状況等に応じて、甲乙丙が協議の上定めるものとする。

(災害ボランティアセンターの業務)

- 第6条 支援センター及び地域センターの業務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 支援センターの業務

- ア 地域センターの立ち上げ及び運営への支援など総合的な調整
- イ 川崎市災害対策本部、関係機関等との連絡調整
- ウ 被災状況、被災者のニーズの把握と関係機関等への情報提供
- エ 地域センター間での一般ボランティアの調整
- オ 情報の収集整理と発信
- カ 災害ボランティア関係団体等との連絡調整
- キ 資機材の確保
- ク 専門ボランティアに係る川崎市災害対策本部又は災害ボランティア関係団体等との連携
- ケ その他災害ボランティアセンターの運営に当たり必要と認められる業務
- (2) 地域センターの業務
 - ア 一般ボランティアの受付、調整、派遣
 - イ 災害ボランティア関係団体等との連携による被災者のボランティアニーズの把握
 - ウ 区本部、災害ボランティア関係団体等との連絡調整
 - エ 情報の収集整理と発信
 - オ 支援センターとの連絡調整
 - カ 資機材の管理、保管
 - キ その他地域センターの運営に当たり必要と認められる業務
- 2 支援センター及び地域センターにおける甲乙丙の業務の役割分担については、細則に別途定める。

(物品等の確保)

第7条 甲は、乙及び丙と協力して、支援センター及び地域センターの情報収集、提供に係る環境を整備し、支援センター及び地域センターの活動において必要となる物品等を確保するよう努める。

(費用負担)

第8条 第5条各号に規定する業務に関し必要な費用は、細則に定めるところにより、甲が負担する。ただし、乙及び丙は、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

(災害ボランティアセンターの閉鎖)

- 第9条 甲は、支援センター又は地域センターの設置の必要がなくなったと認めたときは、乙及び 丙と協議の上、支援センター又は地域センターの閉鎖を決定するものとする。
- 2 支援センター又は地域センターの閉鎖を決定した場合、甲乙丙が共同して閉鎖することとし、 当該活動について残務がある場合は、甲乙丙がそれぞれ引き継ぐものとする。

(平常時の協力等)

- 第10条 甲、乙及び丙は、災害時に迅速かつ円滑な連携協力体制がとれるよう、平常時から災害 ボランティア活動について協議、連携するものとする。
- 2 甲、乙及び丙は、災害ボランティアセンターの円滑な運営を図り、被災者の支援を効果的に行 うため、平常時から災害ボランティア関係団体等との連携協力体制の構築に努めるものとする。

(その他)

- 第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙丙が協議して細則を定めるものとする。
- 2 この協定に疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上定める。

(効力等)

- 第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生じる。
- 2 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。
- 3 前項の期間満了の1か月前までに、甲、乙又は丙からこの協定について別段の申し出がない場

合は、協定の有効期間は、期間満了の時から1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

附則

「川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書」(平成28年1月7日締結)は、廃止する。 この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 4年10月24日

 甲

 川 崎 市

 川崎市長 福 田 紀 彦

乙 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 会 長 浮 岳 堯 仁

丙 公益財団法人かわさき市民活動センター 理事長 小 倉 敬 子

川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書細則

川崎市(以下「甲」という。)と社会福祉法人川崎市社会福祉協議会(以下「乙」という。)及び公益財団法人かわさき市民活動センター(以下「丙」という。)との間において締結する「川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書」の細則を次のとおり定める。

(趣旨)

第1 この細則は、川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書(以下「協定書」という。) 第11条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

- 第2 支援センターの運営を行うため、支援センター本部長に乙の事務局長、支援センター副本部 長に乙の総務部長及び丙の事務局長を置く。
 - (1) 支援センター本部長は、支援センターを代表し、組織を統括する。
 - (2) 支援センター副本部長は、支援センター本部長を補佐し支援センター本部長に事故があるときは、乙の総務部長、丙の事務局長が順次その職務を行う。
 - (3) 乙、丙の支援センター副本部長に事故があるときは、それぞれの次席にあるものがその職務を行う。

(運営等)

第3 支援センターは乙が定める「川崎市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、甲乙丙が連携、協力の上、その設置及び運営をする。

(役割分担)

- 第4 甲乙丙は支援センター及び地域センターの運営を円滑に行うため、原則、次のとおり役割分担を行う。
 - (1) 甲の役割
 - ア 川崎市災害対策本部における情報収集、連絡調整等
 - イ 支援センターと川崎市災害対策本部との連絡調整等
 - ウ 地域センターと区本部との連絡調整等
 - エ 支援センター及び地域センターの設置場所の提供
 - オ 災害ボランティアセンターの設置、運営及び災害ボランティア活動に必要な物品の確保及 び支援
 - カ 専門ボランティアへの対応
 - (2) 乙の役割
 - ア 全国、都県指定都市、関東ブロック、神奈川県内等の社会福祉協議会との連絡調整
 - イ 災害ボランティアセンター設置に伴う職員配置等の体制整備及び運営
 - ウ 災害ボランティアセンターの設置、運営及び災害ボランティア活動に必要な物品の確保
 - エ 災害ボランティアに関する情報の収集、管理、配信(ホームページ、SNS等)
 - オ 報道機関等への対応
 - カ 一般ボランティアの募集、管理、派遣調整
 - キ 運営にかかる金銭、物品の管理
 - ク 災害ボランティア関係団体等との連携(専門ボランティアに関するものを含む。)
 - (3) 丙の役割
 - ア 災害ボランティアセンターの運営支援
 - イ NPO等の市民活動団体への情報発信、連絡調整等
 - ウ 災害ボランティアに関する情報の収集、管理、配信(ホームページ、SNS等)
 - エ 災害ボランティア関係団体等との連携(専門ボランティアに関するものを含む。)

(地域センターの設置施設)

- 第5 協定書第4条の規定により、甲が設置する地域センターは、別表1の中から決定するものと する。
- 2 別表1の施設がり災し、施設を使用できない場合、その他当該施設内に地域センターを設置することが困難である場合には、甲は、これに代わる施設の確保に努めるものとする。

(物品等の確保)

第6 協定書第7条の規定により、甲が乙、丙と協力して確保に努める物品等は、概ね別表2のとおりとする。なお、甲乙丙は、可能な限り既存の備品や用品を利用するものとする。また、不足する物品等については、甲乙丙で協議、調整し、調達、確保を行うなど柔軟な対応をするものとする。

(費用の負担等)

- 第7 甲は、協定書第8条の規定に基づき、協定書第6条に規定する業務に関し必要な経費を負担するものとする。ただし、次に掲げる費用は、その職員の所属元である甲乙丙それぞれが負担するものとする。
 - (1) 協定書第6条各号の業務を行う職員の給与及び諸手当等
 - (2) 協定書第6条各号の業務に従事した職員がそれらの業務に起因して死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償等
 - (3) 協定書第6条各号の業務に従事した職員が、それらの業務を遂行するに当たり他人に損害を 与えた場合において、損害賠償を負う必要があると認める場合に、その職員が負うべき損害賠 償の責任の限度において行う賠償等
- 2 前項第1号の規定に関わらず、ボランティア活動と甲の実施する救助との調整に必要な次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。
 - (1) 乙及び丙の職員の時間外勤務手当(休日勤務手当及び宿日直手当を含む。次号において同じ。)及び乙及び丙が臨時的に雇用する職員の賃金
 - (2) 市外から災害ボランティアセンターに派遣する職員の時間外勤務手当及び旅費
- 3 甲は、災害救助法の国庫負担の対象となる経費については、乙及び丙と委託契約を締結する。

別表1 (第5関係)

地域センター設置候補施設一覧

| 地域 | 施設名 | 住所 | 所管部局 |
|----|--------------------|----------------------------------|-------|
| 川崎 | 教育文化会館 | 川崎区富士見 2-1-3 | 教育委員会 |
| 川崎 | 労働会館 (サンピアンかわさき) | 川崎区富士見 2-5-2 | 経済労働局 |
| 幸 | 幸市民館 | 幸区戸手本町 1-11-2 | 教育委員会 |
| | 中原市民館 | 中原区新丸子東 3-1100-12 | 教育委員会 |
| | 聴覚障害者情報文化センター | 中原区井田三舞町 14-16 | 健康福祉局 |
| 中原 | 総合福祉センター | 中原区上小田中 6-22-5 | 健康福祉局 |
| | 総合自治会館 | 中原区小杉 3-600 コスギ サード アヴェニュー4 階 | 市民文化局 |
| 高津 | 生活文化会館 (てくのかわさき) | 高津区溝口 1-6-10 | 経済労働局 |
| 向任 | 男女共同参画センター(すくらむ21) | 高津区溝口 2-20-1 | 市民文化局 |

| 宮前 | 宮前市民館 | 宮前区宮前平 2-20-4 | 教育委員会 |
|----|-------|---------------|-------|
| 多摩 | 多摩市民館 | 多摩区登戸 1775-1 | 教育委員会 |
| 麻生 | 麻生市民館 | 麻生区万福寺 1-5-2 | 教育委員会 |

別表2 (第6関係)

情報収集・提供に係る環境整備一覧

| | 品 | 目 | | |
|---------|---|---|--|--|
| 複写機 | | | | |
| 簡易印刷機 | | | | |
| パソコン | | | | |
| 電話 | | | | |
| ファクシミリ | | | | |
| トランシーバー | | | | |
| 携帯電話 | | • | | |

災害ボランティアセンター物品等一覧

1事務局用

| 分類 | 品目 |
|------|------------|
| 事務機器 | 机・椅子 |
| | ホワイトボード |
| | 複写機 |
| | 簡易印刷機 |
| | パソコン |
| 通信機器 | 電話 |
| | ファクシミリ |
| | トランシーバー |
| | 携帯電話 |
| 家電製品 | ラジオ・携帯ラジオ |
| | テレビ |
| | 拡声器 |
| | 投光器 |
| | 延長コード |
| | 電池 |
| 事務用品 | 筆記用具・ノート |
| | カッター・はさみ |
| | のり・ボンド |
| | テープ類 |
| | 用紙類・付箋・封筒類 |
| | クリップ・画鋲 |
| | ファイル類 |
| | 地図類 |
| その他 | 救急セット |
| | 必要なもの |

2作業用

| 4 作来用 | |
|--------------|------------------|
| 分類 | 田田 |
| 家電製品 | 携帯ラジオ |
| | 電池 |
| 工具類 | シャベル |
| | つるはし |
| | バール |
| | 簡易工具類(かなづち、のこぎり) |
| | ロープ |
| | カラーコーン |
| | 脚立 |
| 車両等 | 台車・一輪車 |
| | リアカー |
| | 自転車 |
| その他 | カメラ |
| | 拡声器 |
| | ごみ袋・土嚢袋 |
| | バケツ・ジョウロ |
| | 竹箒・くまで・デッキブラシ |
| | 合羽・ヘルメット・軍手 |
| | ブルーシート |
| | 必要なもの |

27-(1) 多摩川増水時における「国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書 【建設緑政局河川課】

(目的)

川崎市と国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所(以下「京浜河川事務所」という。)は、一級河川多摩川増水時、河川氾濫等から市民の安全を確保するため、水門操作情報の共有について、次のとおり覚書を締結する。

1. 京浜河川事務所に関する事項

三沢川水門を操作した場合または操作を予定している場合、「水門操作情報連絡用紙」(様式1)に記録し、伝達する。

2. 川崎市に関する事項

- (1) 京浜河川事務所を含め、関係機関より受けた水門等の操作情報を「水門操作情報記録 用紙」(様式2) に記録する。
- (2) 記録した水門操作情報は、京浜河川事務所へ提供する。

3. その他

顕著な被害等、特に必要と認められる事項が発生した場合には、相互に連絡する。

4. 連絡の窓口

相互の連絡の窓口は、京浜河川事務所においては防災情報課、川崎市においては建設緑政局道路河川整備部河川課とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、両者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年11月30日

国土交通省関東地方整備局

京浜河川事務所長 和泉恵之 印

川崎市

川崎市長阿部孝夫印

27-(2) 多摩川増水時における「味の素株式会社川崎事業所」と「川崎市」との水門 操作情報の共有についての覚書 【建設緑政局河川課】

(目的)

川崎市と味の素株式会社川崎事業所(以下「味の素」という。)は、一級河川多摩川増水時、河川氾濫等から市民の安全を確保するため、水門操作情報の共有について、次のとおり 覚書を締結する。

1. 味の素に関する事項

次の水門を操作した場合または操作を予定している場合、「水門操作情報連絡用紙」(様式 1)に記録し、伝達する。

(1) 本取水口

(4) 三工樋管

(2) 味の素樋管(第2排水口)

- (5) 中瀬樋管
- (3) 鈴木町樋管(第1排水口)
- 2. 川崎市に関する事項
 - (1) 味の素を含め、関係機関より受けた水門等の操作情報を「水門操作情報記録用紙」(様式2)に記録する。
 - (2) 記録した水門操作情報は、味の素へ提供する。
- 3. その他

顕著な被害等、特に必要と認められる事項が発生した場合には、相互に連絡する。

4. 連絡の窓口

相互の連絡の窓口は、味の素においては川崎事業所総務・エリア管理部、川崎市においては建設緑政局道路河川整備部河川課とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、両者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年11月30日

味の素株式会社 川崎事業所 執行役員 事業所長 永 野 由 巳 印

川崎市

川崎市長阿部孝夫印

28 川崎市とオリエンタルバイオシルバースターとの災害時における応援に関する協定 【市民文化局市民スポーツ室】

(趣旨)

第1条 川崎市(以下「甲」という。)とアサヒビールシルバースター(以下「乙」という。)との間に、災害時における応急対策を行うために必要とする乙の応援について、その円滑な実施を期するため、この協定を締結するものとする。

(要請)

- 第2条 甲が乙に対し、災害応急対策のための応援(以下「応援」という。)を要請できる業務は次のとおりとする。甲は、応援の必要があると認めるときは、乙に対し口頭又は電話等により要請するものとする。
 - (1) 川崎富士見球技場周辺における救急・救助活動
 - (2) 避難所等への避難者の誘導及び運営補助
 - (3) 川崎富士見球技場周辺における物資の運搬
 - (4) 前号までに定めるもののほか、甲が必要と認める業務

(実施)

第3条 乙は、前条の規定により、甲から応援の要請を受けた場合は、可能な範囲でこれを受諾し、 甲の現地責任者の指示を受け要請に従って応援に従事するものとする。ただし、甲が乙に対し、通信 の途絶等により要請等を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに可能な範囲で応援に 従事するものとする。

(平常時の協力)

第4条 乙は、この協定の円滑な実施を期するため、平常時においても必要に応じて情報交換や、甲が実施する訓練に可能な範囲で参加する等、連携協力体制の構築に努めるものとする。

(連絡責任者)

第5条 要請及び平常時の協力に関する事項の伝達について、正確かつ円滑に行うため、甲、乙それ ぞれ連絡責任者を定めておくものとし、変更が生じた場合には、随時報告するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、当事者から何等申し出がない場合は、この協定は、更に1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(雑則)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

附則

この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙各々署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月18日

川崎市長

アサヒビールシルバースター監督(※) (※現在のオリエンタルバイオシルバースター)

29 大規模地震災害時における情報収集活動等の支援協力に関する協約書(タカハシレーシング) 【消防局麻生消防署】

川崎市麻生消防署(以下「甲」という。)及び有限会社タカハシレーシング(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協約を締結する。

(趣旨)

第1条 この協約は、地震における大規模な災害が発生した際(以下「大規模災害時」という。)において、地域の被害軽減を図るため、乙が編成する支援チームのオフロードバイク等(以下「バイク等」という。)を活用し、甲への情報収集等の支援協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の乙が編成する支援チームを麻生消防災害支援チームという。

(支援の要請)

- 第3条 地震における大規模な災害が発生した際において、甲は乙が編成する支援チームの協力の必要が生じたときは、乙に対し支援活動を要請することができる。
 - 2 前項の要請は、麻生消防署長(以下「署長」という。)が、別紙の「支援依頼票」により、次の 各号に掲げる事項を明らかにして乙に対し情報収集等の支援活動を要請するものとする。
 - (1) 災害の状況及び支援活動を要請する日時。
 - (2) 支援活動を必要とする地域。
 - (3) その他甲が必要とする内容。
 - 3 乙に対する支援要請が口頭により行われた場合、甲は事後可及的速やかに乙に別紙「支援依頼 票」を送達するものとする。

(協力)

第4条 乙は、前条の支援の要請を受けた時は、可能な範囲で協力するものとするものとする。

(支援活動内容)

- 第5条 前条の規定による乙の支援の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 初期消火、救出救護に関すること。
 - (2) 消防署に指定された地域の火災の情報収集に関すること。
 - (3) 道路寸断及び渋滞の発生状況等の情報収集に関すること。
 - (4) 麻生区内の被害発生状況の把握に関すること。
 - (5) その他甲が必要と認めること。

(補償)

第6条 甲は、支援要請に係る乙の活動に伴う事故等の発生について、補償として川崎市市民活動補償 制度の手続きを行うものとする。

(経費負担)

第7条 この協約に基づいて、乙が支援活動で負担した経費については、乙がこれを負担するものとする。

(訓練)

第8条 甲は、本協約の目的を達成するため、乙と協議のうえ合同訓練を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協約の有効期間は、締結の日から2年間とする。ただし、有効期間満了の2箇月前までに、 甲及び乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、引き続き2年間を有効とし、以後も同様と する。

(協議)

第10条 この協約に定めのない事項及びその他疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

(効力)

第11条 この協約は、平成25年12月16日から効力を生ずる。

この協約を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年12月16日

甲 川崎市麻生区万福寺1丁目5番4号

川崎市麻生消防署長

印

乙 川崎市麻生区片平2丁目19番6号

有限会社タカハシレーシング 代表取締役

印

支 援依頼票

処理番号

麻生消防署 (FAX 951-0221)

| | | | | | | /II <u></u> II4D4 | В (|
|----------|---------------------------------------|-------|--------------|----------|------|-----------------------|------------|
| 平成 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 | 受•発 | 信 |
| 発信 | 者 | | | TEL | 951 | -011 | 9 |
| 次の地域 | 域における | 被害発生 | 上状況の情 | 青報収集活 | 動等を | 要請しまっ | j . |
| 支援活動内 | 内容及び地 | 域 | | ※ 依頼 | する項 | 目の口に | レ印を入れる。 |
| 1 麻生□ | 区内の主な 地 | _ / · | | 代況 地域 | | | 地域 |
| □万福号□尻手馬 | 全線道路の 手王禅寺線 黒川道路 3 号線 間布線 | | 田山線 真光寺長津 | 生田 | □上麻 | 谷町田線 生連光寺線 上麻生線 | 線 |
| 3 麻生区 | 区内の被害 | 発生状況 | 元 | | | | |
| 上記以 | 以外の道路 | 状況・急 | 急傾斜地・ | その他災 | 後害 (| |)の情報収集 |
| 麻生区 | <u> </u> | | | | | | |
| 処理経過 | 過記入欄 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | l |

30 大規模災害発生時における応援協力に関する協約書(ペガサス宮前)

【消防局宮前消防署】

(趣旨)

第1条 この協約は、川崎市宮前消防署(以下「甲」という。)とペガサス宮前(以下「乙」という。) との間において、地震等の大規模災害発生時の協力体制に関して、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

- 第2条 地震等の大規模災害時、甲は乙に対し、情報収集等に必要な災害救援バイク隊(以下「バイク 隊」という。)の協力を要請することができる。
 - 2 前項の要請は、甲が乙に書面により次の各号に掲げる事項を明らかにして協力を求めバイク隊を 要請する。ただし、緊急を要する場合は、甲が乙に電話等により協力を要請し、事後に書面を送達 するものとする。
 - (1) 災害の状況及び協力を要請する理由
 - (2) 協力を必要とする災害現場の場所
 - (3) 大規模な範囲で情報収集が必要な場合
 - (4) その他甲が必要とする内容
 - 3 通信手段途絶時、バイク隊は自動的に情報を収集し、宮前消防署若しくは宮前区内の各消防出張 所に情報を提供するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の協力要請を受けたときは、可能な範囲でバイク隊を派遣するものとする。

(活動の範囲)

- 第4条 前条の規定による乙の活動範囲(以下「消防活動」という。)は、次のとおりとする。
 - (1) 宮前区内の情報収集活動及び情報提供に関すること。
 - (2) 甲が必要と認め、乙が協力できる範囲の物資等の搬送に関すること。
 - (3) その他、甲が必要と認めること。
 - 2 乙は、災害の状況により独自の判断で消防活動を実施したときは、速やかに甲に活動概要を連絡 するものとする。

(補償)

第5条 協力要請に係わる乙の消防活動に伴う事故等の補償については、川崎市市民活動補償制度を活用する。

(費用)

第6条 この協約に基づいて、乙のバイク隊が消費した燃料の調達が困難な場合は、甲が補給に協力するものとする。

(訓練)

第7条 甲は、本協約の目的を達成するため、乙と協議の上、合同訓練を行うものとする。

(有効期間)

- 第8条 この協約の有効期間は、締結の日から2年間とする。
 - 2 有効期間満了の2月前までに、甲及び乙のいずれかが書面による申し出がないときは、引き続き 2年間を有効とし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 この協約に定めのない事項及びその他疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議して定め

るものとする。

附則

- 1 この協約は平成26年3月11日から効力を生ずる。
- 2 この協約を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名 押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年3月11日

甲 川崎市宮前消防署

署長

乙 ペガサス宮前

代表

支援依頼票

宮前消防署 (FAX 862-2795)

| 平成 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 | 受・発信 | |
|----------------|---------|-------------|----------|------------|------|--------|--|
| 発信者 | | | | ТЕІ | . 85 | 2-0119 | |
| 次の | 地域におり | ける被害発生: | 状況の情 | 報収集活動 |)等を要 | 清します。 | |
| 支援活動内容及 | が地域 | | | | | | |
| | · | の火災発生状 口 | :況 地域 | | | 地域 | |
| 2 主要幹線道 | 自敗の道敗 | 寸断等の状況 | ı | | | | |
| | | 尻手黒川道路 | | 水場通り | □有馬 | 街道 | |
| □子母口・宿 | | □野川・柿 | i生線 | | | | |
| 3 宮前区内の |) | 小 | | | | | |
| | | ・急傾斜地・ | その他災 | 等 (| |)の情報収集 | |
| 处理経過記 <i>入</i> | 、欄 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

3 1 災害時における地図製品等の供給等に関する協定(ゼンリン)

【危機管理本部】

川崎市(以下「甲」という。)と株式会社ゼンリン(以下「乙」という。)とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等(第2条に定義される)を甲に供給すること等について、次のとおり本協定を締結する。

(目的)

- 第1条 本協定は、次の各号の事項を目的とする。
 - (1) 川崎市内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条に定める武力攻撃事態等(以下「災害」)が発生し、若しくはそのおそれがある場合において、甲が災害対応体制をとったときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
 - (2) 前号に定めるとき以外の地図製品等の提供及び利用等に関すること。
 - (3) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

(定義)

- 第2条 本協定において次の用語はそれぞれ次の意味を有するものとする。
 - (1) 「災害対応体制」とは、災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部、川崎市地域防災計画に基づく警戒体制、災害警戒本部、東海地震警戒本部、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第27条第1項に基づく国民保護対策本部の設置のことをいう。
 - (2) 「平常時」とは、災害対応体制以外の時期をいう。
 - (3) 「住宅地図」とは、川崎市全域及び各区域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
 - (4) 「広域図」とは、川崎市全域及び各区全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
 - (5) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものと する。
 - (6) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
 - (7) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

(地図製品等の供給の要請等)

- 第3条 乙は、甲が災害対応体制をとったときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品 等を供給するものとする。
- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書(以下「要請書」という。) を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請で きるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、災害発生直前の適正な価格を基準に甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

- 第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途 定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するもの とする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を 確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

- 第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対応体制をとったときは、災害応急対策及び災害復 旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等 につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
 - (1) 災害対応体制期間中の閲覧(第3条は除く)
 - (2) 災害対応体制期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に関わらず、平常時に防災訓練を実施するときに、甲の当該防災業務を統括する部署及 び各区の当該防災業務を統括する部署内において、第4条に基づき乙から貸与された地図製品等につ き、閲覧及び複製を行うことができるものとする。
- 3 甲は、第1項及び第2項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに乙に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 4 甲は、第1項及び第2項にかかわらず、平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署及び各区の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、 災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年10月23日

甲)神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦 乙)株式会社ゼンリン 神奈川県横浜市港北区新横浜2-13-13 神奈川・静岡エリア統括部 部長 佐々木 斉

32 大規模災害等における隊友会の協力に関する協定書 (隊友会)

【危機管理本部】

川崎市(以下「甲」という。)と公益社団法人隊友会 神奈川県隊友会川崎支部(以下「乙」という。)は、大規模災害時等における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、川崎市内において大規模災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、甲が実施する災害対策活動等の円滑化に寄与するための乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の準備)

- 第2条 乙は、各地域の活動の中心となる者(以下「情報協力員」という。)を指定し、毎年7月1日現 在の「情報協力員名簿」(別紙様式)を作成し、甲に通知するものとする。
- 2 甲及び乙は、この協定に基づく協力を円滑に推進するため、平素から定期的に必要な情報交換を行うものとする。
- 3 乙は、この協定に基づく協力を円滑に推進するため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

(個人情報の保護)

第3条 甲は、乙の情報協力員の個人情報を本目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護 に万全を期するものとする。

(支援協力の要請)

第4条 甲が、乙に支援協力を要請する場合は、乙の支部長又は事務局長に、業務の内容、日時、場所、 その他必要な事項を明確にして、文書又は口頭で要請するものとする。

(支援協力の内容)

- 第5条 甲が乙に支援協力を要請する内容は、次の各号に掲げるものとし、乙は、前条に掲げる甲の要請を受けたとき可能な範囲において、これに支援協力するものとする。
 - (1) 災害に関する情報の収集及び提供に係わる活動
- (川崎市の震度が5弱以上あった場合は自動的に実施)
 - (2) その他、甲が必要と認める業務

(費用の負担)

第6条 この協定に基づく乙の活動は、無償活動(ボランティア)とする。

(有効期間及び更新)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協 定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙協 議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結の証として本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年6月5日

- 甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福 田 紀 彦
- 乙 川崎市中原区上小田中 3-29-1-901 公益社団法人 神奈川県隊友会川崎支部 支 部 長 石 黒 紀 久 男

3 3 災害時における港湾広域防災施設の管理業務の協力に関する申し合わせ (関東地方 整備局) 【港湾局経営企画課】

国土交通省関東地方整備局港湾空港部長(以下「甲」という。)と川崎市港湾局長(以下「乙」という。)は、災害時における港湾広域防災施設の管理業務の協力に関して次のとおり申し合わせる。

(目的)

第1条 この申し合わせは、甲が広域災害応急対策を実施することに伴い港湾広域防災施設を管理する にあたり、甲と乙は協力し、円滑な管理業務の実施に資することを目的とする。

(業務の内容)

- 第2条 甲が港湾広域防災施設を管理する場合において、乙に協力要請を行うことができる。
- 2 甲は、前項の協力要請を行う場合は、乙に対し業務実施場所、業務内容、期間等を示すものとする。
- 3 前項の業務内容は次のとおりとする。
 - 一 甲が広域災害応急対策を実施するために必要な業務
 - 二 その他、甲乙の協議により必要とする事項
- 4 乙は、甲の要請に基づき可能な範囲で速やかに業務を実施するものとする。

(協力の要請)

第3条 前条第1項により乙に協力を要請する場合は、関東地方整備局災害対策本部港湾空港班から川崎市港湾局へ口頭または電話等により行うものとする。

(その他)

第4条 本申し合わせに定めのない事項、または本申し合わせに関して疑義を生じたときは、その都度、 甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この申し合わせの証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年 3 月31日

甲 横浜市中区北仲通 5 - 5 7

国土交通省

関東地方整備局 港湾空港部長 松永 康男

乙 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 港湾局長 大村 研一

3 4 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書

(神奈川県中小建設業協会川崎支部)

【危機管理本部】

(趣旨)

第1条 川崎市(以下「甲」という。)と神奈川県中小建設業協会川崎支部(以下「乙」という。) との間に、甲が行う災害時における応急対策のうち、復旧工事等を行うために必要とする乙の応援について、その円滑な運営を期するためこの協定を締結するものとする。

(要請)

- 第2条 甲は、災害における応急対策を実施するための応援(以下「応援」という。)を要請する 必要があると認めるときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして、乙の応援を 要請し、後日、速やかに応援要請書を乙に送付するものとする。
 - (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
 - (2) 応援を必要とする場所
 - (3) 応援を必要とする作業内容
 - (4) その他応援に必要な事項
- 2 乙に対する甲の応援要請手続は、川崎市災害対策本部事務局が担当する。

(実施)

- 第3条 乙は、甲から前条第1項の規定による応援の要請を受けた場合は、特別の理由のない限り これを受諾し、甲の現地責任者の指示を受け応援に従事するものとする。ただし、甲の現地責任 者の指示を受けられない場合は、自ら前条第1項の規定による要請に従って応援に従事するもの とする。
- 2 乙は、前条第1項の規定による要請を受けた場合において、災害の状況又は地理的条件等から 必要と認めたときは、神奈川県中小建設業協会に対して、神奈川県内の他の地方支部による応援 を要請できるものとする。ただし、神奈川県内の他の地方支部へ応援の依頼を行う場合は、甲と 協議の上決定するものとする。

(報告)

- 第4条 乙は、前条の規定に基づき応援に従事した場合は、次に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。
 - (1) 応援に従事した会員の名称、作業場所及び作業内容
 - (2) 応援に従事した者の氏名及び個人別時間数
 - (3) 応援に使用した機器類の種別、台数及び使用時間数
 - (4) その他市長が必要と認める事項

(経費の負担)

第5条 乙が、第3条の応援に要した経費は、甲が負担する。

(補償)

第6条 この協定に基づき、第3条の応援に従事した者が当該応援に従事したことにより死亡し、 若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の 適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例第223号)を 適用し補償する。 (訓練)

第7条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(連絡)

第8条 乙は、甲の要請により応援に出動できる乙の会員について、会員名簿の変更の都度、すみ やかに甲に提出するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項その他必要が生じた事項については、甲乙協議の上定めるもの とする。

(効力)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終 了する意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有するも のとする。

平成27年10月 9日

甲 川崎市 川崎市長

川崎市川崎区宮本町1番地 乙 川崎市川崎区宮本町7番地5 神奈川県中小建設業協会 川崎支部 支部長

35 大規模災害時における支援活動に関する協定書(神奈川県ビルメンテナンス協会川崎支部) 【危機管理本部】

川崎市(以下「甲」という。)と一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会川崎支部(以下「乙」という。)は、地震等の大規模災害(以下「災害」という。)発生時における避難所等の建築物の清掃及び消毒等の環境衛生に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、川崎市内において災害が発生した場合に、甲が乙に避難所等の建築物の清掃及び消毒等の協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「避難所等の建築物」とは、甲が管理又は指定する災害時の避難所や資機材の備蓄場所など、災害応急対策上重要な施設をいう。

(協力要請)

- 第3条 甲は、災害時において必要と認めるときは、次に定める業務(以下「協力業務」という。) について、乙に協力を要請することができるものとする。
 - (1) 避難所等の建築物の環境衛生に関する被害調査及び対処方法の甲に対する報告
 - (2) 避難所等の建築物の応急的措置
 - ア 清掃及び消毒等環境衛生の応急的措置(人員の支援、機材の支援、薬剤の提供等)
 - イ その他甲が必要と認める業務
- 2 前項の甲の乙に対する要請は、避難所等の建築物の対処方法等報告要請書(別記様式1)及び避難所等の建築物の応急的措置要請書(別記様式2)をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は口頭又はその他の方法をもって行い、後で速やかに文書によって行うこととする。
- 3 乙は、この協定に基づく協力業務が円滑に行われるよう、あらかじめ協力体制を整備し、その内 容を甲に報告するものとする。
- 4 乙は、前項の規定による報告の内容に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。
- 5 乙は、第1項の規定による要請があったときは、協力業務に可能な限り協力するものとする。
- 6 乙は、協力業務を実施したときは、避難所等の建築物の対処方法等報告書(別記様式3)及び避難所等の建築物の応急的措置完了報告書(別記様式4)をもって甲に報告するものとする。

(費用の負担)

- 第4条 前条第1項第1号に規定する被害調査及び対処方法の報告に要する費用は、乙の負担とする。
- 2 前条第1項第2号に規定する応急的措置に要する費用のうち、人件費、旅費交通費及び機材損耗費等業務に伴う諸経費については、乙の負担を基本とする。
- 3 前条第1項第2号に規定する応急的措置に要する費用のうち、実費相当額(薬剤費、材料費)は、 甲の負担とする。
- 4 前項の実費相当額は、災害発生直前における通常の単価より算出した額を基準として甲と乙が協議して定めるものとする。

(第三者に対する損害)

第5条 第3条第1項の業務の処理に関し発生した事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、当該業務を処理する乙が負担するものとする。

(派遣される社員等の身分)

第6条 派遣される社員等は、乙の会員からの依頼により、業務に従事するものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づき、応援に従事した者が、死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例第223号)を適用し補償する。

(訓練)

第8条 甲及び乙は、協議の上、この協定による災害応急対策に必要な訓練を行うものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に係る連絡窓口は、甲においては川崎市総務企画局危機管理室とし、乙においては 神奈川県ビルメンテナンス協会川崎支部事務局とする。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から書面で何らかの申出がなされないときは、期間満了の日の翌日からさらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙 が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証とするため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月23日

甲 川崎市 川崎市長 福田 紀彦

二 川崎市川崎区鋼管通1丁目3番17号神奈川県ビルメンテナンス協会川崎支部支部長 矢口 寛志

36 地震災害時の被災建築物に関する応急危険度判定等に係る協定書

【まちづくり局建築管理課】

川崎市(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)は、地震災害時における市内の被災 建築物の応急危険度判定等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震災害により建築物に広域被害が発生した場合、甲が実施する建築物の応急危険度判定を円滑に行えるよう、甲が乙に要請する協力について、あらかじめ必要な事項を定める。

(協力事項)

- 第2条 甲が乙に協力を要請する内容は、以下のとおりとする。
- (1) 震災建築物の応急危険度判定士の参集要請に関すること
- (2) 前号に関する訓練の実施及び知識の習得に関すること

(要請手続)

- 第3条 甲は、川崎市内に大規模地震が発生した場合において、乙に対して、前条第1号について協力 要請をすることができる。
- 2 甲は、震前対策として、乙に対して、前条第2号について協力要請をすることができる。

(費用)

第4条 第2条各号に関する業務により発生する費用は、乙が負担するものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

附則

この協定は、協定締結の日から効力を生じる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年5月29日

- (甲) 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
- (乙)所在地学校名代表者名

一覧表

| 締結先 | 代表者名 | 所在地 |
|----------------|-------|-------------------|
| 一般社団法人 神奈川県建築士 | 支部長 | 川崎市川崎区鋼管通1丁目14番8号 |
| 会 川崎支部 | 金子 成司 | |
| 一般社団法人 神奈川県建築士 | 支部長 | 川崎市川崎区榎町1-1 |
| 事務所協会 川崎支部 | 柏木 健司 | 川崎センタービル403 |
| 川崎住宅管理保全建築協同組合 | 代表理事 | 川崎市川崎区宮本町7番地5 |
| | 今村 文治 | |
| 協同組合 川崎市建築家の会 | 代表理事 | 川崎市川崎区貝塚1丁目3番15号 |
| | 坂東 保則 | |

37 災害時の防疫活動に係る協力に関する協定書(神奈川県ペストコントロール協会) 【健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当】

川崎市(以下「発注者」という。)及び公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会(以下「受注者」という。)は、災害時の防疫活動に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、川崎市内において地震、風水害又はその他の災害(以下「災害」という。)が発生 した時に、発注者及び受注者が協力し、機動的な防疫活動を行うことにより、災害時の衛生状態の悪化 を防止し、被災場所等における感染症の発生、拡大及びまん延を防止することを目的とする。

(協力の要請)

- 第2条 発注者が別紙「防疫活動協力要請書(第1号様式)」(以下、「要請書」という。)により防疫活動を要請した場合には、受注者は特別な理由がない限り、速やかに防疫活動に着手するものとする。ただし、防疫活動を実施すべく差し迫った必要がある場合は、発注者は受注者に対し口頭等をもって要請し、後日要請書を提出するものとする。
- 2 発注者は受注者に第1項の要請を行う際には、受注者と別途委託契約を締結するものとする。

(業務)

- 第3条 受注者は発注者より、前条の規定による要請を受けた時は、人員のほか、必要な資機材及び薬剤等(以下、「資機材等」という。)を確保し、発注者の指定する場所へ派遣する。
- 2 受注者は、発注者の指示に従い、指定された場所への薬剤散布、病原体を媒介するねずみ族、昆虫等 の駆除等、必要な防疫活動を実施する。

(資機材等)

第4条 受注者は、前条の業務に必要な資機材等を備蓄し管理するものとする。ただし、薬剤については、 発注者が業務に必要な相当分を予め受注者に受け渡すものとする。また、受注者が備蓄している薬剤を 業務に使用した場合には、その相当分又は実費分について後日受注者に補填するものとする。

(費用の負担等)

第5条 受注者が第3条に規定する派遣に要した経費は、発注者が負担する。

(費用の請求及び支払い)

第6条 受注者は、1か月の受託代金をまとめて速やかに「防疫活動協力報告書(第2号様式)」(以下「報告書」という。)を請求書に添えて請求するものとし、発注者は、報告書及び請求書の受理後、速やかに支払うものとする。ただし、特別の事由がある場合はこの限りではない。

(協定の効力)

第7条 本協定の期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30 日前までに、発注者及び受注者いずれからも相手方に対して文書により協定を延長しない旨の申出がな いときは、協定を1年間延長するものとし、その後においても同様とする。 (雑則)

第8条 本協定に定めるもののほか、本協定に関して疑義が生じたときには、その都度発注者及び受注者で協議して定めるものとする。

上記事項の合意の証とし、本書を2通作成し、発注者及び受注者各1通ずつを保管する。

平成29年6月1日

発注者 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長 福田 紀彦

受注者 横浜市中区太田町6丁目84番地2 公益社団法人 神奈川県ペストコントロール協会 会長 山口 健次郎

38 災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書

(日本赤十字社神奈川県支部)

健康福祉局総務部危機管理担当】

川崎市(以下「甲」という。)と日本赤十字社神奈川県支部(以下「乙」という。)は、災害救助法(昭和22年法律第118号)(以下「法」という。)第16条に基づく救助又はその応援の実施に関し、次のとおり委託契約を締結する。

(委託の内容)

- 第1条 甲は、法第16条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について、受託者へ委託する。
- (1) 医療
 - ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対する応急的な処置とする。
 - イ 医療の範囲は、診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術並びに看護と する。
- (2) 助産
 - ア 助産は、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を 失った者に対する処置とする。
 - イ 助産の範囲は、分べんの介助、分べん前後の処置及び脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給 とする。
- (3) 死体の処理
 - ア 死体の処理は、災害の際死亡した者に対する必要な限度内における処理とする。
 - イ 死体の処理の範囲は、死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案とする。
- 2 第1項各号の規定にかかわらず、甲乙協議の上、緊急の必要があると認めた場合は、委託事項の範囲 を変更することができる。
- 3 甲は、神奈川県の広域調整の下、乙に委託事項の実施を要請する。
- 4 乙は、甲からの要請に基づき、委託事項を行う。
- 5 第1項に規定する委託の実施期間は、甲乙が協議して定める。

(報告)

第2条 乙は、前条第1項に規定する委託を実施したときは、当該委託の終了後速やかに、甲が別に定める様式により、当該委託の実績を甲に報告するものとする。

(委託費用)

- 第3条 甲は、甲が要請した委託を実施するため、乙が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を、乙からの請求に基づき支払う。
- 2 前項に規定する費用の区分、範囲及び算定の基準は、別表のとおりとする。

(効力及び有効期間)

- 第4条 この契約は、甲が法第2条の2で規定する救助実施市の指定を受け、法が適用された日から効力 を有する。
- 2 この契約の有効期間は、効力発生日から平成32年3月31日までとする。ただし、この契約の有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

- 第5条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じたときは、法に基づくほか、甲乙協議の上 定める。
 - この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年4月1日

- 甲 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
- 乙 横浜市中区山下町 70番の7 日本赤十字社 神奈川県支部 事務局長 松森 繁

別 表

委託事務支弁費用区分表

| 安 安 | the second second |
|-----------|-------------------------|
| 費用区分 | 範囲及び算定基準 |
| 人件費 | 委託事項の実施に従事した救護員の役務提供の |
| | 対価に相当する費用(日本赤十字社の現職の有 |
| | 給職員を除く。)時間外手当、深夜手当及び旅費 |
| | については日本赤十字社救護規則第28条の規 |
| | 定による費用弁償に関する規程、日本赤十字社 |
| | 職員給与要綱、日本赤十字社旅費規則等により |
| | 計算した額 |
| 救護所設置費 | 救護所設置のために使用した救護器材費、消耗 |
| | 器材費及び建物等の借上料又は損料の実費 |
| 救護諸費 | ア 医療及び助産のために使用した薬剤、治療 |
| | 材料、衛生材料、医療器具の実費及び破損処理 |
| | 等の実費 |
| | イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための |
| | 費用の実費。ただし、一体当たりの限度額は、 |
| | 昭和34年8月18日付け社発第428号厚生省社 |
| | 会局長通知「救助又はその応援の実施に関する |
| | 必要な事項の日本赤十字社に対する委託及びそ |
| | の補償について」による |
| 輸送及び従事者賃金 | 医療、助産、死体の処理及び救護所設置のため |
| | に必要な輸送費及び従事者賃金は、当該地域に |
| | おける通常の実費 |
| その他の費用 | 前各号に該当しない費用であって委託事項実施 |
| | のために使用した費用の実費 |
| 扶助金 | 委託事項の実施に従事した救護員(日本赤十字 |
| | 社の現職の有給職員を除く。)が業務上の理由に |
| | より負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、 |
| | その者又はその者の遺族に対し日本赤十字社法 |
| | 第32条の規定によって支給した扶助金の額 |
| 事務費 | 委託事項実施のため、事務処理に使用した文房 |
| | 具等の消耗品費、通信運搬費等の実費 |

39 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書

(日本建設機械レンタル協会神奈川支部)

【危機管理本部】

地震、風水害、雪害その他の災害が発生した場合において、川崎市が行う応急対策に関する応援について川崎市(以下「甲」という。)と一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害、雪害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害発生時」という。)において、甲が応急対策を行うために必要となる建設機械器具等の確保に関し、乙の円滑な応援を受けるために必要な事項を定める。

(要請)

- 第2条 甲は、災害発生時における応急対策のための応援(以下「応援」という。)を要請する必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し、「建設機械器具等に関する応援要請書 (第1号様式)」による文書をもって応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により応援を要請することができる。
 - (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
 - (2) 応援を必要とする建設機械器具等の種類、規格及び数量
 - (3) 応援を必要とする場所
 - (4) 応援を必要とする期間
 - (5) その他応援に必要な事項
- 2 乙は、前項の規定により要請があったときは、その保有する建設機械器具等を優先的に確保するよう 努めなければならない。

(建設機械器具等の引渡し及び引取り)

第3条 前条第1項の規定による応援を行う場合は、乙は、甲が指定した場所において、建設機械器具等 の引渡し及び引取りを行うものとする。

(報告)

- 第4条 乙は、第2条第1項の規定による応援に従事した場合は、甲に対し、速やかに「応援実施報告書 (第2号様式)」による文書をもって、次に掲げる事項を報告するものとする。
 - (1) 応援に要した建設機械器具等の種類、規格及び数量
 - (2) その他必要な事項

(経費の負担)

- 第5条 この協定に基づき乙が行った応援に要した経費は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議の上算定するものとする。 (補償)
- 第6条 この協定に基づき、応援に従事した者が当該応援に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例第223号)を適用し補償する。

(損害賠償)

第7条 甲は、甲の責めに帰する理由により乙又は乙の会員から引き渡された建設機械器具等に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(第三者への損害賠償責任等)

- 第8条 乙及び乙の会員は、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害 を与えたときは、その賠償の責を負う。
- 2 乙及び乙の会員が、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を 与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を「第三者への損害状況等報告書(様式第3 号)」により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上決定する。

(訓練)

- 第9条 この協定の円滑な実施を期するため、甲及び乙は、協議の上必要な防災訓練を行うものとする。 (連絡体制表及び緊急連絡先会員名簿)
- 第10条 甲及び乙は、連絡体制表を作成し、毎年度当初に連絡先を確認するものとする。また、当該連絡体制表に変更が生じた場合には、その都度、甲及び乙それぞれに修正した連絡体制表を報告するものとする。
- 2 乙は、毎年度当初に緊急連絡先会員名簿を作成し、甲及び乙が常備するものとする。また、当該緊急 連絡先会員名簿に変更が生じた場合には、その都度修正するものとする。
- 3 乙は、その保有する建設機械器具等の確保を円滑にするため、乙の会員の中から連絡代表者を選出するものとする。
- 4 甲は、通信の途絶等により第1項に規定する連絡先と連絡がとれない場合は、前項の規定による連絡 代表者を通じて第2条第1項の要請を行うものとする。
- 第11条 この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協 議の上定めるものとする。

(効力)

(協議)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定書は2通作成し、甲、乙、記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年10月31日

- 甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦 卿
- 乙 横浜市神奈川区栄町2丁目10番地
 アール・ケーププラザ横浜Ⅲ1103号
 ー般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部
 支部長
 金子 眞紀子

一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部 支部長 〇〇 〇〇 様

川崎市長 〇〇 〇〇

建設機械器具等応援要請書

「災害等発生時における応急対策を行うための応援に関する協定」第2条第1項に基づき、 次のとおりの応援を要請します。

- 1 災害の状況及び応援を要請する理由
- 2 必要とする建設機械器具等の保有情報 別紙のとおり
- 3 応援を要請する場所 別紙のとおり
- 4 応援を必要とする期間 別紙のとおり
- 5 その他応援に必要な事項 別紙のとおり
- 6 連絡先
 - (1) 所 属:
 - (2) 担当者名:
 - (3) 電話番号:
 - (4) F A X :
 - (5) メールアドレス:

| 建設機械器具等の種類 | 規格 | 数量 | 応援場所 | 応援期間 | その他 |
|------------|----|----|------|------|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 備考: | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

川崎市長 〇〇 〇〇 様

一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部 支部長 〇〇 〇〇

建設機械器具等応援実施報告書

「災害等発生時における応急対策を行うための応援に関する協定」第4条の 規定に基づき、次の建設機械器具等の応援実施について報告します。

1 建設機械器具等の応援実施状況 別紙のとおり

- 2 連絡先
 - (1) 所 属:
 - (2) 担当者名:
 - (3) 電話番号:
 - (4) FAX:
 - (5) メールアドレス:

建設機械器具等の応援実施状況(内訳)

| 建設機械器具等の種類 | 規格 | 数量 | 応援場所 | 応援期間 | その他 |
|------------|----|----|------|------|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 備考: | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

川崎市長 〇〇 〇〇 様

一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部 支部長 〇〇 〇〇

第三者への損害状況等報告書

「災害等発生時における応急対策を行うための応援に関する協定」第8条第2項に基づき、本協定による協力の実施中における第三者への損害について報告します。

| 1 | 発生日時等 | 年 | 月 | 日 () | 時 | 分 |
|----|---------|--------|---|-------|---|---|
| 2 | 発生場所 | 名称 | | | | |
| | | 住所 | | | | |
| 3 | 損害を受け | 氏名又は名称 | | | | |
| た第 | | 住所 | | | | |
| | | 担当者 | | | | |
| | | 連絡先 | | | | |
| 4 | 損害の内容 | | | | | |
| | | | | | | |
| 5 | 災害発生時 | | | | | |
| のキ | 犬況及び現在 | | | | | |
| の状 | 犬況 | | | | | |

連絡先

- (1) 所 属:
- (2) 担当者名:
- (3) 電話番号:
- (4) FAX:
- (5) メールアドレス:

連絡体制表

1 川崎市の連絡先

| TEL①: FAX①: | 持間内(平) - - | _ _ _ | (TEL2: (FAX2: | _ _ | _ _ |) |
|---|---|---------------------------------------|---|--------------------------|------------------------|------------------|
| (2) 執務時 | | 日 17:15~ | 翌 8:30 及び土日社 | 况日) | | |
| TEL①: FAX①: | _ | _ | (TEL2): (FAX2): | _ | _ |) |
| 4n.41 = 3.1 | [p | t. IAIA I. N | 5 [4. A J.] - [| 4n 6 14 / | 5- tL. | |
| 一般社団法 | 人日本建設 | と機械 レンク | タル協会神奈川支 | 部の連絡 | 各先 | |
| 事務局の | 連絡先 | | | | | |
| | 署名:神奈 | >川支部、 | 事務局長:支部長 | | | |
| • 担当部 | | | | | | |
| • 担当部 | | | | - | _ |) |
| 担当部(1) 執務時 | | | ~ 17:00) | - - | |) |
| • 担当部 (1) 執務時 TEL①: FAX①: | 持間内(平 ↓ − − | 日 9:00 - - | ~ 17:00) (TEL2): | - - | - - 目) |) |
| • 担当部 (1) 執務時 TEL①: FAX①: | 持間内(平 ↓ − − | 日 9:00 - - | ~ 17:00) (TEL2): (FAX2): | - - | - - 日) - |)) |
| 担当部(1) 執務時TEL①:FAX①:(2) 執務時 | 持間内(平 ↓ − − | 日 9:00 - - | ~ 17:00) (TEL②: (FAX②: ~ 翌9:00 及び | - - | - - 日) - |))) |
| • 担当部 (1) 執務時 TEL①: FAX①: (2) 執務時 TEL①: FAX①: | 持間内(平 一 一 持間外(平 ー ー | 日 9:00 - - | ~ 17:00) (TEL②: (FAX②: ~ 翌9:00 及び (TEL②: | - - | - - 目) - - |))) |
| 担当部 (1) 執務時 TEL①: FAX①: (2) 執務時 TEL①: FAX①: | 持間内(平 一 一 持間外(平 ー ー ー | 日 9:00 - - 日 17:00 - - | ~ 17:00) (TEL②: (FAX②: ~ 翌9:00 及び (TEL②: | - - が土日祝 - - | _ |)))) |

40 災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定(神奈川県土地家屋調査士会)

【危機管理本部】

神奈川県及び神奈川県内の市町村(以下「市町村」という。)と神奈川県土地家屋調査士会(以下「県調査士会」という。)は、災害時における家屋被害認定調査等(以下「認定調査等」という。)への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、神奈川県内で災害が発生した場合(以下「災害時」という。)に、県調査士会が 神奈川県及び市町村に協力するために必要な事項を定めるものとする。

(平時の取組み)

- 第2条 神奈川県、市町村及び県調査士会は、災害時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連 絡体制等を共有するものとする。
- 2 神奈川県は認定調査等に関する知識及び技術の習得を目的として、市町村の職員及び県調査士会の会員を対象とした研修会を毎年度開催するものとする。
- 3 県調査士会は、前項に基づき神奈川県が開催する研修会に県調査士会の会員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

(協力の要請)

- 第3条 市町村は、災害時において、県調査士会に認定調査等への協力を要請することができるものとする。
- 2 神奈川県は、被災した市町村が前項に基づく要請を行うことができない場合、市町村の代わりに県 調査士会に認定調査等への協力を要請することができるものとする。
- 3 神奈川県は、複数の市町村が被災した場合、第1項に基づく市町村の県調査士会への要請を取りまとめて、県調査士会に要請することができるものとする。この場合、神奈川県はその旨を市町村及び 県調査士会に連絡するものとする。

(協力の実施)

第4条 県調査士会は、前条に基づき神奈川県又は市町村から認定調査等への協力を要請されたときは、 可能な範囲で他に優先して県調査士会の会員を市町村に派遣し、当該協力を行うものとする。

(情報の提供)

- 第5条 第3条に基づき神奈川県又は市町村に認定調査等への協力を要請された県調査士会は、災害の 状況等、当該協力を円滑かつ迅速に行う上で必要となる情報の提供を神奈川県又は市町村に要請する ことができるものとする。
- 2 神奈川県又は市町村は、前項に基づき県調査士会から情報の提供を要請されたときは、可能な範囲で当該情報を県調査士会に提供し、当該情報を提供しないときは、その理由を県調査士会に伝えるものとする。
- 3 県調査士会は、この協定に基づく認定調査等への協力を行う中で、災害の状況等、市町村が災害の 対応を実施する上で必要となる情報を入手したときは、市町村に当該情報を提供するものとする。た だし、市町村が通信の途絶等により当該情報を受領することができないと判断したときは、神奈川県 に当該情報を提供するものとする。
- 4 神奈川県は、前項に基づき県調査士会から情報を受領した後、市町村が通信の回復等により当該情報を受領できることを確認したときは、速やかに当該情報を市町村に提供するものとする。

(秘密の保持)

第6条 県調査士会及び県調査士会の会員は、この協定に基づく認定調査等への協力を行う中で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。当該認定調査等の終了後も、また同様とする。

(費用の負担)

- 第7条 神奈川県及び市町村は、この協定に基づく協力を行うため県調査士会が行う市町村への県調査 士会の会員の派遣に係る費用を負担しない。
- 2 市町村は、認定調査等に必要な資機材のうち、県調査士会との事前調整により、市町村が負担すべきとされた資機材の費用を負担するものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 この協定に基づく協力を行った県調査士会の会員の疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、県調査士会が別途加入する災害補償保険等により県調査士会が対応するものとする。

(第三者への損害賠償責任)

- 第9条 県調査士会及び県調査士会の会員は、この協定に基づく協力を行う中で自らの責に帰する理由 により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
- 2 県調査士会及び県調査士会の会員がこの協定に基づく協力を行う中で自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、県調査士会はその事実の発生後遅滞無くその状況等を文書により神奈川県及び関係する市町村に報告し、その処置については、神奈川県、関係する市町村及び県調査士会が協議の上、定めるものとする。

(協定の解除)

第10条 神奈川県及び市町村は、県調査士会又は県調査士会の会員が法律や条令等に違反する等の事情により、この協定を継続し難いと認めるときは、この協定を解除することができるものとする。この場合において、解除により県調査士会及び県調査士会の会員に損害が生じても、神奈川県及び市町村はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(実施細目)

- 第11条 この協定の実施に関し必要な事項については、神奈川県、市町村及び県調査士会が協議の上、 実施細目として別に定めるものとする。
- 2 市町村は、この協定及び前項の実施細目に反しない限りで、市町村の行政区域を所管する県調査士会の支部と協議の上、市町村の行政区域内におけるこの協定の実施に関する必要な事項を定めることができるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は協定締結日から効力を有し、神奈川県、市町村又は県調査士会いずれかの書面による終了の意思表示がない限りその効力を継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、神奈川県、市町村及び県調査士会が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成 29 年 9 月 21 日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治

神奈川県市長会会長 秦野市長

古谷義幸

神奈川県町村会会長 湯河原町長

冨 田 幸 宏

神奈川県土地家屋調査士会会長 鈴木貴志

横浜市長 林 文 子 川崎市長 福田 紀 彦 相模原市長 加山 俊 夫 横須賀市長 上 地 克 明 平塚市長 落 合 克 宏 鎌倉市長 松尾 崇 藤沢市長 鈴木 恒 夫 _ 小田原市長 加藤 憲 茅ヶ崎市長 服部 信 明 逗子市長 平 井 竜 三浦市長 吉田 英 男 秦野市長 古 谷 義 幸 厚木市長 小 林 常 良 大和市長 大 木 哲 伊勢原市長 髙 山 松太郎 海老名市長 内 野 優 三紀夫 座間市長 遠藤 南足柄市長 加藤 修 平 綾瀬市長 古 塩 政 由 葉山町長 山 梨 崇 仁 寒川町長 木 村 俊 雄 大磯町長 中 﨑 久 雄 二宮町長 子 村 田 中井町長 杉山祐 大井町長 間宮 恒 行 松田町長 本 山 博 幸 山北町長 湯川 裕 司 開成町長 府 川 裕 箱根町長 山口 昇 士 真鶴町長 宇賀 章 湯河原町長 冨 田 幸宏 愛川町長 小野澤 豊 清川村長 大矢明夫

4 1 災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書

【危機管理本部】

国土交通省関東地方整備局長(以下「甲」という。)並びに茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼 玉県知事、千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、山梨県知事、長野県知事、さいたま市長、千葉市長、 横浜市長、川崎市長、相模原市長、独立行政法人水資源機構理事長、東日本高速道路株式会社関東支社長、 中日本高速道路株式会社東京支社長、中日本高速道路株式会社八王子支社長及び首都高速道路株式会社代 表取締役社長(以下これらを総称して「乙」という。)と一般社団法人日本建設業連合会関東支部長(以 下「丙」という。)は、災害時における災害応急対策業務及び建設資材等の調達(以下「業務等」という。) に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象等により生ずる災害及び予測できない災害が発生、又はそのまま放置すれば直ちに災害が発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(業務等の対象)

- 第2条 業務等の対象は、甲若しくは甲の所掌する事務所及び管理所(以下「甲の事務所等」という。) の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関及び事務所等(以下「乙の地方機関等」という。)の長が、管理中又は施工中の公共施設(高速道路会社にあっては自社施設を含む。)とする。
- 2 前項に規定する対象以外であっても、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の 長が、特に必要と判断し、第3条、第4条又は第6条の規定により、丙に業務等を要請した場合は、丙 及び丙の会員は、特別な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

(災害応急対策業務)

- 第3条 甲又は乙は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、丙に災害応急対策業務の実施 を要請するものとする。
- 2 甲又は乙は、前項の規定により災害応急対策業務の実施に向けて出動を要請する丙の会員を特定する ため、別に定める様式により、丙の会員の使用可能な建設機械、資材の状況、作業可能人員に関する情 報等(以下「資機材及び人員に関する情報」という。)の収集及び報告を、丙に要請するものとする。
- 3 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに、第1項の規定により要請を受けた災害応急 対策業務に応じるための丙の会員の資機材及び人員に関する情報を収集し、当該要請をした甲又は乙に 報告するものとする。

ただし、関東地方整備局管内(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県)で震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は、前項の規定によらず、資機材及び人員に関する情報の収集を開始するものとする。

- 4 甲又は乙は、前項の規定により報告を受けた丙の会員の資機材及び人員に関する情報により、災害応急対策業務を実施する丙の会員を特定し、出動を要請するものとする。
- 5 甲又は乙は、前項の規定により出動を要請する丙の会員を特定した場合は、その内容を丙に通知する ものとする。
- 6 丙の会員は、甲又は乙から第4項の規定により出動の要請があった場合、出来る限り速やかに、甲若 しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示により、災害応急対策業務を実施す るものとする。

(建設資材等調達)

- 第4条 甲又は乙は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、別に定める様式にて、丙に建 設資材等の調達(以下「調達」という。)を要請できるものとする。
- 2 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに建設資材等の在庫情報を収集し、甲及び当該要請をした乙に報告するものとする。

- 3 甲又は乙は、前項の規定により報告される建設資材の在庫情報により、丙に調達の具体的な内容を指示するものとする。
- 4 丙は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、出来る限り速やかに、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示する場所へ、調達した建設資材等を運搬するものとする。

(連絡体制の整備等)

- 第5条 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制(丙の会員への緊急時の連絡体制を含む。)を整えるものと し、その連絡体制表を保有するものとする。
- 2 丙は、丙の会員への連絡体制及び丙の会員が有する技術者、建設機械、建設資材等(以下「要員・資機材等」という。)の数を把握し、また、災害時における建設資機材等の確保、運搬及び人員確保の方法について定め、毎年4月末までに甲及び乙に報告するものとする。
- 3 丙の会員は、災害時において迅速に業務等ができるよう、要員・資機材等の確保に努め、前項の報告 に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。

(大規模災害時等の場合)

- 第6条 甲は、複数の都県又は政令指定都市にわたる広域的な大規模災害が発生又は発生するおそれがある場合(以下「大規模災害時等」という。)は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、乙が行う丙への要請に対して、秩序ある業務の遂行のため必要な調整を行うことができるものとする。
 - この場合、乙が第3条及び第4条の規定により行う丙への要請は、甲を通じて一元的に行うものとする。なお、甲又は丙は、乙の業務等の要請を一元的に行う場合は乙に連絡するものとする。
- 2 前項の規定により甲が一元的に実施を要請する業務等については、関係する乙又は乙の地方機関等の 長が、第3条第6項並びに第4条第3項及び第4項の指示を行うものとする。

(本協定の効力)

第7条 本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等と丙が締結する同じ目的の協 定を妨げるものではないが、大規模災害時等においては、本協定を優先するものとし、甲は、第6条の 規定により必要な調整を行うことができるものとする。

また、本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等が締結する他団体との同じ目的の協定(災害応急対策業務等に関する協定)を妨げるものではない。

(契約の締結)

- 第8条 甲若しくは甲の事務所等の長及び乙若しくは乙の地方機関等の長は、第3条の規定により丙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、丙の会員と当該出動の内容に係る契約を締結するものとし、第4条の規定により丙に調達を要請したときは、遅滞なく、丙と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。
- 2 第6条の規定により甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、業務等を必要とした乙若しく は乙の地方機関等の長が、遅滞なく、当該業務に係る契約を丙の会員と締結するものとし、調達につい ては丙と契約を締結するものとする。

(訓練の実施)

第9条 甲、乙又は丙は、防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、甲、乙、 丙相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

(有効期限)

第 10 条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長する ものとし、その後も同様とする。

(損害の報告)

第 11 条 丙又は丙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び建設資機

材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後、遅滞なく、書面により、その状況について、当該業務等を要請した機関に報告するとともに、その措置について当該業務等を要請した機関と協議して、定めるものとする。また、第6条の規定により甲が一元的に丙に要請した業務等については、当該業務等を必要とした乙又は乙の地方機関等の長に対して同様の報告及び協議を行うものとする。

(その他)

第 12 条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書21通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

平成30年3月28日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 国土交通省 関東地方整備局長

泊 宏

乙 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県知事

大井川 和 彦

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県知事

福田富一

群馬県前橋市大手町1丁目1番1号

群馬県知事

大澤正明

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県知事

上田清司

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県知事

鈴木栄治

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

東京都知事

小 池 百合子

神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事

黒 岩 祐 治

山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

山梨県知事

後 藤 斎

長野県長野市大字南長野字幅下692番地の2

長野県知事

阿部守一

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市長

清 水 勇 人

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市長

熊谷俊人

神奈川県横浜市中区港町1番1号 横浜市長

林 文子

神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市長

福田紀彦

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市長

加业俊夫

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

独立行政法人水資源機構 理事長 甲 村 謙 友

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番地20

東日本高速道路株式会社 関東支社長 髙 橋 知 道

東京都港区虎ノ門4丁目3番1号

中日本高速道路株式会社 東京支社長 源 島 良 一

東京都八王子市宇津木町231番地

中日本高速道路株式会社 八王子支社長 野口 英正

東京都千代田区霞が関1丁目4番1号

首都高速道路株式会社 代表取締役社長 宮田年耕

丙 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館

一般社団法人 日本建設業連合会 関東支部長 大 嶋 匡 博

4 2 港湾での災害時における災害応急対策業務に関する包括的協定書 【港湾局】

国土交通省関東地方整備局長(以下「甲」という。)並びに茨城県知事(重要港湾茨城港、重要港湾鹿島港 港湾管理者)、千葉県知事(国際拠点港湾千葉港、重要港湾木更津港 港湾管理者)、東京都知事(国際戦略港湾東京港 港湾管理者)、川崎市長(国際戦略港湾川崎港 港湾管理者)、横浜市長(国際戦略港湾横浜港 港湾管理者)、横須賀市長(重要港湾横須賀港 港湾管理者)(以下これらを総称して「乙」という。)と一般社団法人日本埋立浚渫協会関東支部長、関東港湾空港建設協会連合会会長、一般社団法人日本海上起重技術協会関東支部長、全国浚渫業協会東日本支部長、一般社団法人日本潜水協会会長、一般社団法人海洋調査協会会長、一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会会長(以下これらを総称して「丙」という。)は、災害時における災害応急対策業務(以下「業務」という。)に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、地震・津波・台風等の異常な自然現象等により生ずる災害及び予測できない災害が発生、又はそのまま放置すれば直ちに災害が発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に災害対策基本法に基づいて行う業務に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(業務の対象)

- 第2条 業務の対象は、甲又は乙が、管理中又は施工中の公共施設とする。
 - 2 前項に規定する対象以外であっても、甲又は乙が、特に必要と判断し、第3条 又は第5条の規定により、丙に業務を要請した場合は、丙及び丙の会員は、特別 な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

(災害応急対策業務)

- 第3条 甲及び乙は、災害時に、必要と認めるときは、それぞれ所管する施設について、 被災状況に応じて、丙に業務の実施を要請するものとする。
 - 2 甲又は乙は、前項の規定により業務の実施に向けて出動を要請する丙の会員を 特定するため、丙の会員の使用可能な建設機械、資材の状況、作業可能人員に関 する情報等(以下「資機材及び人員に関する情報」という。)の収集及び報告を、 丙に要請するものとする。
 - 3 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに、第1項の規定により 要請を受けた業務に応じるための丙の会員の資機材及び人員に関する情報を収集

し、当該要請をした甲又は乙に報告するものとする。

ただし、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県で震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は、前項の規定によらず、資機材及び人員に関する情報の収集を開始するものとする。

- 4 甲又は乙は、前項の規定により報告を受けた丙の会員の資機材及び人員に関する情報により、業務を実施する丙の会員を特定し、出動を要請するものとする。
- 5 甲又は乙は、前項の規定により出動を要請する丙の会員を特定した場合は、そ の内容を丙に通知するものとする。
- 6 丙の会員は、甲又は乙から第4項の規定により出動の要請があった場合、出来 る限り速やかに、甲又は乙の指示により、業務を実施するものとする。

(連絡体制の整備等)

- 第4条 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制(丙の会員への緊急時の連絡体制を含む。) を整えるものとし、その連絡体制表を保有するものとする。
 - 2 丙は、丙の会員への連絡体制及び丙の会員が有する技術者、建設機械、建設資材等(以下「要員・資機材等」という。)の数を把握し、毎年4月末までに甲及び 乙に報告するものとする。
 - 3 丙の会員は、災害時において迅速に業務ができるよう、要員・資機材等の確保 に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に 報告するものとする。

(大規模災害時の場合)

- 第5条 甲は、港湾管理者が異なる複数の港湾にわたり、船舶の入出港、係留、荷役等の港湾機能に重大な支障を及ぼす広域的な大規模災害が発生した場合(以下「大規模災害時」という。)は、第3条の規定にかかわらず、乙が行う丙への要請に対して、秩序ある業務の遂行のため必要な調整を行うことができるものとする。
 - 2 前項に規定する調整において、関係する乙の同意が得られた場合には、乙が第 3条の規定により行う丙への要請については、甲を通じて一元的に行うものとす る。なお、甲は、乙の業務の要請を一元的に行う場合は、その内容について乙及 び丙に連絡するものとする。
 - 3 前項の規定により甲が一元的に要請する業務については、関係する乙が第3条 第6項の指示を行うものとする。

(契約の締結)

第6条 甲若しくは乙は、第3条の規定により丙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、丙の会員と当該出動の内容に係る契約を締結するものとする。

- 2 第5条の規定により甲が一元的に丙に要請した乙の業務については、業務を必要とした乙が、遅滞なく、当該業務に係る契約を丙の会員と締結するものとする。
- 3 本条に定める契約の締結に関する手続は、当該契約の相手方たる甲若しくは乙 の定める規定によるものとする。

(訓練の実施)

第7条 甲、乙又は丙は、防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加する ものとし、甲、乙、丙相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものと する。

(有効期限)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和2年3月31日までとする。 ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申出のない時は、 本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の報告)

第9条 丙又は丙の会員は、業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員及び建設資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後、遅滞なく、書面により、その状況について、当該業務を要請した機関に報告するとともに、その措置について当該業務を要請した機関と協議して、定めるものとする。また、第5条第2項の規定により甲が一元的に丙に要請した業務については、当該業務を必要とした乙に対して同様の報告及び協議を行うものとする。

(その他)

- 第 10 条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙 及び丙が協議してこれを定めるものとする。
 - 附則 甲は、本協定書における甲の権限として定める事項の実施について、関東地方 整備局副局長(港湾空港担当)に委任する。

本協定の証として、本書14通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

令和元年9月4日

甲 国土交通省 関東地方整備局長 石 原 康 弘

乙 重要港湾茨城港、重要港湾鹿島港 港湾管理者 茨 城 県 知 事 大井川 和 彦

国際拠点港湾千葉港、重要港湾木更津港 港湾管理者 千葉 県知事 鈴 木 栄 治

国際戦略港湾東京港 港湾管理者 東京都知事 小池 百合子

国際戦略港湾横浜港 港湾管理者 横 浜 市 長 林 文 子

重要港湾横須賀港 港湾管理者 横 須 賀 市 長

上 地 克 明

丙 一般社団法人 日本埋立浚渫協会関東支部長

馬越成之

関東港湾空港建設協会連合会会長 馬越成之

一般社団法人 日本海上起重技術協会関東支部長

鳥 海 慎 吾

全国浚渫業協会東日本支部長 大滝雅宣

一般社団法人 日本潜水協会会長 鉄 芳 松

一般社団法人 海洋調査協会会長 川 嶋 康 宏

一般社団法人 港湾技術コンサルタンツ協会会長 柴 木 秀 之

43 地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する協定書 (資源物等収集運搬業務受託事業者) 【環境局収集計画課】

(趣旨)

第1条 この協定は、川崎市内で地震等大規模災害が発生した場合(以下「大規模災害時」という。) における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬並びに避難所等から発生する一般廃棄物の収集・運搬 (以下「災害廃棄物等収集」という。)の協力に関し、川崎市(以下「甲」という。)が別表の資源物等収集運搬業務委託(以下「本業務委託」という。)の受託事業者である■■■株式会社(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、大規模災害時により一時的に大量に発生する一 般廃棄物及び避難所等から発生する一般廃棄物をいう。

(協力要請及び手続)

- 第3条 甲は、大規模災害時において乙に対して災害廃棄物等収集の協力を要請することができる ものとする。
- 2 前項の規定による甲の要請は、環境局長が行うものとする。
- 3 甲は、第1項の要請を行うときは、地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する要請書(様式1)(以下「要請書」という。)により行うものとする。ただし、要請書によりがたい場合は口頭又は電話で要請することができるものとする。
- 4 前項による甲の要請に基づき、甲、乙は活動の内容を協議して定めるものとする。
- 5 乙は、前項による協議の結果に基づき、必要な要員、車両、資機材等を調達し、災害廃棄物等の 収集運搬を実施するものとする。

(支援活動の実施)

- 第4条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い支援活動を実施するものとする。
- 2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(報告)

第 5 条 乙は、災害廃棄物等の収集運搬を実施したときは、甲に対して地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する実施報告書(様式2)を提出するものとする。

(費用の負担)

- 第6条 乙が第3条の要請に基づき実施した支援活動に要した費用は、甲が負担し、その価格は甲、 乙が協議の上決定するものとする。
- 2 前項の規定による費用の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。

(災害補償)

第7条 第3条の要請に基づき乙が実施した支援活動に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他法令等の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和36年川崎市条例第23号)の例により、補償するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては環境局生活環境部収集計画課、乙においては各社業務責任者とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から本業務委託の契約の履行期限の日までとする。 但し、本業務委託の契約が契約解除等により失効した場合は、契約が失効した日までとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定めるものとする。

別表 (第1条関係)

資源物等収集運搬業務委託

| 品目 | 粗大ごみ等 | 小物金属 | ミックスペーパー |
|-------|--------------|------|-------------|
| 所管 | | | |
| 契約締結日 | | | |
| 履行期限 | | | |
| 品目 | プラスチック製容器包装等 | 空き瓶 | 空き缶・ペットボトル等 |
| 所管 | | | |
| 契約締結日 | | | |
| 履行期限 | | | |
| 品目 | 普通ごみ等 | | |
| 所管 | | | |
| 契約締結日 | | | |
| 履行期限 | | | |

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦 印

乙

地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する要請書

様

川崎市長 (川崎市環境局長)

地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する協定第3条第3項の規定に基づき、 次のとおり要請します。

| 1 | 要請地区及び被災状況 | (1) 地区(2) 状況 |
|---|------------------------|--------------|
| 2 | 要請期間 | |
| 3 | 要請活動の内容 | |
| 4 | 責任者の職、氏名 | |
| 5 | 要請期間に必要な要員、車両、 資機材等 | |
| 6 | その他必要な事項 | |
| | 担当者連絡先 | 電話 () |
| | | ※整理番号 |

※は記入しないこと。

地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する実施報告書

| 川崎市長 | 様 |
|-----------|---|
| (川崎市環境局長) | |

地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する協定第5条の規定に基づき、次の とおり報告します。

| 1 | 支援地区 | |
|---|-------------------------|-------|
| 2 | 支援活動の従事期間 | |
| 3 | 支援活動の内容 | |
| 4 | 会社名及び責任者の職、氏名 | |
| 5 | 支援活動に従事した要員、車両、 資機材等 | |
| 6 | その他必要な事項 | |
| | 担当者連絡先 | 電話()) |
| | | ※整理番号 |

※は記入しないこと。

| | 受託業者名 | 所在地 |
|----|--------------------|-------------------|
| 1 | 三友環境サービス株式会社 | 川崎区浅野町1番12号 |
| 2 | 株式会社エコプロ | 川崎区浅野町7番7号 |
| 3 | 東旺ビルサービス株式会社 | 幸区小向西町四丁目65番地 |
| 4 | 有限会社宇佐美 | 幸区南加瀬 2 - 28 - 20 |
| 5 | 株式会社カワセイ | 中原区宮内4丁目3番6号 |
| 6 | 川崎運送株式会社 | 川崎区元木一丁目5番11号 |
| 7 | KCサキュレ株式会社 | 小島町3番4号 |
| 8 | 小澤商事株式会社 | 幸区小向西町四丁目134番地 |
| 9 | 京浜化工株式会社 | 川崎区堀之内町13番地2 |
| 10 | 川崎北部市場運送サービス株式会社 | 宮前区水沢一丁目1番1号 |
| 11 | 株式会社井の雅組 | 川崎区新川通2番8号 |
| 12 | 株式会社マルストランスポーテーション | 川崎区東扇島92番地 |
| 13 | 有限会社ビッグサービス | 宮前区有馬9丁目2番14号 |
| 14 | 富士電物流株式会社 | 宮前区南平台18番5 |
| 15 | 株式会社アースデザイン | 高津区末長3-19-5-205号 |

4 4 大規模災害発生時における施設一時使用協力に関する承諾(千葉西総合病院) 【消防局航空隊】

平成30年2月13日

川崎市消防局 消防長 田中経康 様

> 社会医療法人社団木下会 千葉西総合病院 院長 三角和雄

大規模災害発生時における施設一時使用協力承諾書

大規模災害の発生により公共交通機関が途絶した場合において、下記事項に協力することを承諾いたします。

記

大規模地震、自然災害等により公共交通機関が途絶した場合に、ヘリコプターによる貴局職員ピックアップのために、当院施設 (ヘリポート) を利用すること。

社会医療法人社団木下会 千葉西総合病院 総務課

TEL:047-384-8111 FAX:047-384-8229

45 川崎市と首都高速道路株式会社の災害対応協力に関する協定

【消防局指令課】

川崎市消防局(以下「甲」という。)と首都高速道路株式会社(以下「乙」という。)は、首都高速道路に関する救急・救助を必要とする事故、火災、化学災害、地震及び風水害の各種災害(以下「各種災害」という。)への対応に当たっての相互協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲及び乙は、首都高速道路に関する各種災害への対応を適切、的確かつ迅速に行うため、常に 緊密な連携を保ち、相互に協力するものとする。

(映像の送信)

- 第2条 甲及び乙は、前条に規定する相互協力の一環として、次の各号のとおり映像を送信する。
- (1) 甲は、川崎市消防局管内の首都高速道路に関する各種災害のため出場した消防ヘリコプターからの映像を甲の業務に支障のない範囲で、乙に送信する。
- (2) 乙は、乙が神奈川県内等の首都高速道路の交通管制のために設置しているテレビ映像のうち、各種災害に関する映像を乙の業務に支障のない範囲で、甲に送信する。

(映像の管理)

- 第3条 甲及び乙は、前条の規定に基づき受信した映像をそれぞれの責任において、適切に管理するものとする。
- 2 甲及び乙は、前条の規定に基づき受信した映像を第三者に管理、運用、又は使用させてはならない。 (映像の保存)
- 第4条 甲及び乙は、第2条の規定に基づき受信した映像の録画は行わないものとする。

(設備の設置)

第5条 甲及び乙は、映像の送信及び受信に当たり必要な設備(以下「送受信設備」という。)を別図に 示す区分に基づき各々設置するものとする。

(設備の維持管理)

第6条 甲及び乙は、送受信設備の定期点検、修理等維持管理に要する費用を別図に示す区分に基づき 各々負担するものとする。

(通信回線)

第7条 映像の送受信に必要な通信回線については、原則として映像を受ける者が設置し、回線使用料 等必要な経費を負担するものとする。

(電気料金の負担)

- 第8条 送受信設備のうち、甲の施設内に設置する乙の設備に要する電力料金は、甲の負担とする。
- 2 送受信設備のうち、乙の施設内に設置する甲の設備に要する電力料金は、乙の負担とする。

(設備の移転及び変更)

- 第9条 設備に変更又は移設の必要が生じたときは、事前に甲乙協議の上、これを行うものとする。
- 2 設備の変更又は移設により必要となる費用は、原則として設備の変更又は移設を必要とする者の負担とする。

(運用に関する連絡先)

- 第10条 第2条に規定する映像送信協力の運用に関する連絡先は、次の各号のとおりとする。
- (1) 甲の連絡先 消防局警防部指令課

(2) 乙の連絡先 神奈川管理局交通管理課

(機器管理に関する連絡)

- 第11条 甲及び乙は、映像の送受信に関して障害を認めたとき及び当該障害が回復したときは、直ちに相互に連絡するものとする。
- 2 甲及び乙は、施設の点検、保守等のため、映像の送受信を一時停止する必要があるときは、あらか じめ相手方に連絡するものとする。

(機器管理に関する連絡先)

- 第12条 前条に定める連絡先は次の各号のとおりとする。
- (1) 甲の連絡先 消防局警防部指令課
- (2) 乙の連絡先 神奈川管理局施設管制所

(その他)

第13条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議するものとする。

(適用)

第14条 この協定書の適用日は、甲及び乙の設備設置が完了した後、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、協定書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年7月3日

甲 川崎市

川崎市長 福田 紀彦

乙 首都高速道路株式会社 代表取締役社長 菅原 秀夫

46 鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書

【消防局警防課】

1 目的

鉄道災害発生時における鉄道事業者と消防機関との連携を図り、より迅速かつ効率的な消防活動等と 安全管理体制の確保及び公共交通機関の早期運転再開の実施を目的とする。

- 2 用語の定義
 - (1) 鉄道事業者とは、神奈川県内で運行する鉄道会社で別表のとおり
 - (2) 消防機関とは、神奈川県内の消防(局) 本部で別表のとおり
 - (3) 消防隊等とは、消防機関が編成する救助隊、消防隊、救急隊、指揮隊等の部隊をいう。
 - (4) 消防活動等とは、消防機関が実施する救助活動、救急活動、消火活動、火災原因調査等の消防隊等 の活動をいう。
 - (5) 支援活動等とは、鉄道事業者が行う消防活動等における協力活動をいう。
- 3 消防活動等の範囲
 - (1) 救助事故
 - (2) 救急事故
 - (3) 火災(車両、その他)
 - (4) 火災原因調査

なお、火災にあっては鉄道沿線火災を含むものとする。

- 4 通報時の留意事項等
 - (1) 鉄道事業者は、災害を発見又は発生を覚知した場合は、消防機関が対応体制を整えるのに必要な次の事項について、可能な限り通報するものとする。

また、第1通報の後、消防隊等が到着するまでの間において、判明した内容についても同様とする。

- ア 災害等の種別
- イ 発生時刻
- ウ 発生場所 (駅構内、最寄り駅、軌道内~何キロ地点、目標物等)
- エ 要救助者の数と状況
- オ 消防隊等が向かう入口(中央口等、何キロポスト、目標物等)
- カ 現場責任者、事業者連絡員、安全員等の配置の有無及び氏名
- キ 電源遮断の有無
- ク 事業者が既に行っている事項、内容
- ケ 消防隊が使用可能な資機材等
- (2) 消防機関は、一般人からの通報を受けた場合に、鉄道事業者へその情報を提供するものとする。
- 5 消防隊等災害現場到着時の連絡調整
 - (1) 鉄道事業者の現場責任者は、消防隊等が到着後、速やかに、次の事項について、把握している情報を消防隊等の現場責任者に伝達するとともに、必要に応じて、災害発生場所等へ誘導を行うものとする。
 - ア 災害状況
 - イ 列車の運行状況
 - ウ 要救助者、避難及び死傷者の状況
 - エ 監視員の配置状況
 - オ 電源遮断の有無

- カ 活動あるいは避難上危険であるものの措置の状況
- (2) 消防隊等の現場最高指揮者は、消防機関における活動体制(人員、役割等)及び活動方針を鉄道事業者の現場責任者に伝達するとともに、消防活動等の終了に際し、その旨を鉄道事業者の現場責任者に伝達するものとする。

6 消防隊活動等の連携

- (1) 消防機関及び鉄道事業者は、鉄道災害時における相互の連携を密にし、迅速かつ効果的な消防活動等と安全管理体制の確保、及び公共交通機関の早期運転再開を図るものとする。
- (2) 消防機関及び鉄道事業者は、現場責任者を明確にし、相互に共通の情報と認識を持つこととする。
- (3) 鉄道事業者は、消防隊等から消防活動上必要な指示、要請事項については、可能な限り協力し、消防活動等を効率的に実施するため可能な範囲で必要な技術者、施設及び資機材等の提供等を行うこととする。
- (4) 消防隊等は、鉄道事業者が行っている安全確保の措置(列車の運行状況、監視員の配置及び電源遮断の措置等)を確認し、鉄道事業者の現場責任者等に連絡後、線路内に立入って消防活動等を行うものとする。

7 事前対策

消防機関及び鉄道事業者間で相互に情報のやり取りをする必要があるため、相互に緊急連絡通報体制を明確にすることとする。

8 消防訓練の実施

消防機関及び鉄道事業者は鉄道災害時における相互の諸活動を円滑に遂行するため、鉄道災害に関する知識教育及び実務訓練を実施するよう努めるものとする。

9 情報提供

消防機関及び鉄道事業者は、鉄道災害への対応として必要と思われる情報(車両等の変更による新たな救助方法等、救助用資機材等の購入、導入等)について相互に情報の交換に努めるものとする。

10 その他

本協定の内容を改定する必要があるときは、神奈川県鉄道災害消防活動連絡協議会において協議する ものとする。この協定の成立を証するため、本書 43 通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

平成 16 年 3 月 29 日

別表

| 鉄道事業者 | 消防機関 |
|-------------|----------------|
| 東日本旅客鉄道株式会社 | 横浜市消防局 |
| 東海旅客鉄道株式会社 | 川崎市消防局 |
| 東京急行電鉄株式会社 | 横須賀市消防局 |
| 京浜急行電鉄株式会社 | 平塚市消防本部 |
| 小田急電鉄株式会社 | 鎌倉市消防本部 |
| 相模鉄道株式会社 | 藤沢市消防本部 |
| 京王電鉄株式会社 | 小田原市消防本部 |
| 箱根登山鉄道株式会社 | 茅ケ崎市消防本部 |
| 伊豆箱根鉄道株式会社 | 逗子市消防本部 |
| 江ノ島電鉄株式会社 | 相模原市消防本部 |
| 湘南モノレール株式会社 | 三浦市消防本部 |
| 横浜新都市交通株式会社 | 秦野市消防本部 |
| 横浜市交通局 | 厚木市消防本部 |
| 横浜高速鉄道株式会社 | 大和市消防本部 |
| 神奈川臨海鉄道株式会社 | 伊勢原市消防本部 |
| | 海老名市消防本部 |
| | 座間市消防本部 |
| | 足柄消防組合消防本部 |
| | 綾瀬市消防本部 |
| | 葉山町消防本部 |
| | 寒川町消防本部 |
| | 大磯町消防本部 |
| | 二宮町消防本部 |
| | 箱根町消防本部 |
| | 湯河原町消防本部 |
| | 津久井郡広域行政組合消防本部 |
| | 愛川町消防本部 |

47-(1) 大規模災害時における有害化学物質等の調査に関する協定(神奈川県環境計量協議会) 【環境局環境保全課】

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、被災した建物及び事業場等から環境中に飛散、漏えいした有害化学物質等の調査業務に関し、川崎市(以下「甲」という。)が一般社団法人神奈川県環境計量協議会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「有害化学物質等」とは、大気の汚染又は水質の汚濁の原因となる物質、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼす物質、あるいはそのおそれのある物質をいう。

(有害化学物質等の調査の内容)

- 第3条 有害化学物質等の調査の内容は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 試料の採取
 - (2) 有害化学物質等の測定及び分析
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

(協力要請)

- 第4条 甲は、大規模災害時に有害化学物質等の調査を必要とするときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、必要な人員を派遣するなどして、有害化学物質等の調査の実施に協力するものとする。

(協力要請の手続)

- 第5条 甲は、前条第1項の規定による要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書により 行うものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭又は電話で要請することができるものとする。
 - (1) 災害の種類、発生場所、被害状況
 - (2) 調査内容 (調査目的、対象化学物質、対象試料、調査地点及び調査期間)
 - (3) その他必要な事項

(調査の実施)

- 第6条 乙は、前条に規定する要請内容に基づき、調査を実施する。ただし、乙は、分析が不可能な項目 など、やむを得ない理由があるときは甲からの要請を受諾しないことができるものとする。
- 2 甲は、乙の調査が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。
- 3 乙は、調査の実施に当たって、作業を行う人員の身体に危険が生じると判断した場合には、速やかに 調査の実施を中止し、その旨を甲に連絡する。

(報告)

- 第7条 乙は、前条の調査を実施したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告するものとする。
 - (1) 調査内容及び調査結果
 - (2) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 乙が第4条の規定による要請に基づき実施した調査に要した費用は、甲が負担し、その価格は災害発生直前における適正単価より算出した額を基準として、甲と乙が協議して決定する。

(連絡窓口)

- 第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては環境局環境対策部環境管理課、乙においては 一般社団法人神奈川県環境計量協議会事務局とする。
- 2 乙は、大規模災害時における円滑な活動が図れるよう、協力体制及び情報受伝達体制の整備に努める ものとする。

(訓練)

第10条 甲及び乙は協議のうえ、この協定の実効性を確保するために必要な訓練を行うものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関する必要な細目は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 第13条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。
- 2 前条の有効期間が満了する1月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申出がない場合は、引き続き1年間有効とし、その後も同様とする。

附則

この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年8月31日

- 甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福 田 紀 彦
- 乙 横浜市金沢区福浦2丁目11番地7号 一般社団法人神奈川県環境計量協議会 会 長 梶 田 哲 弘

47-(2) 大規模災害時における有害化学物質等の調査に関する協定実施細目 【環境局環境保全課】

(趣旨)

第1条 この実施細目は、川崎市と一般社団法人神奈川県環境計量協議会とが締結した大規模災害時における有害化学物質等の調査に関する協定(以下、「協定」という。)第11条に基づき、協定の実施に関する必要な事項について定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この実施細目における用語の意義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

(要請書)

第3条 協定第5条に規定する文書は、様式第1のとおりとする。

(報告書)

第4条 協定第7条に規定する文書は、様式第2のとおりとする。

(経費の請求)

第5条 協定第8条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。

(連絡責任者)

第6条 協定第9条第1項に規定する連絡窓口の責任者は、甲にあっては環境局環境対策部長、乙にあっては事務局とする。

(実施日)

第7条 この実施細目は、平成30年8月31日から実施する。

大規模災害時における有害化学物質等の調査の協力要請書

| 一般社団法人神奈川県環境計量協議会 | |
|-------------------|---|
| 会長 | 様 |

川崎市長

協定第5条の規定に基づき、次のとおり要請します。

| 災害の状況 (災害の種類、発生場所、 被害状況等) | | | | | | |
|---|---------------------------------|---|---|-------|---|---|
| 調査要請内容 (調査目的、対象化学物質、対象試料、調査地点、 調査期間等) | | | | | | |
| 調査時の注意事項 | | | | | | |
| 要請連絡責任者 | 担当部署: 担当者: 電話: E-Mail: | (|) | 、FAX: | (|) |
| その他 | | | | | | |

大規模災害時における有害化学物質等の調査実施報告書

川崎市長 様

一般社団法人神奈川県環境計量協議会 会長

協定第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

| 調査内容 | | | | | | |
|---------|---------------------------------|---|---|-------|---|---|
| 調査結果 | | | | | | |
| 調査実施責任者 | 担当会社: 担当者: 電話: E-Mail: | (|) | 、FAX: | (|) |
| その他 | | | | | | |

48 東名高速道路消防相互応援協定書

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第2項の規定に基づき、川崎市、横浜市、大和市、綾瀬市、海老名市、厚木市、伊勢原市、秦野市、小田原市及び寒川町(以下「協定市等」という。)の長は、東名高速道路及びその付属施設(以下「協定区域」という。)における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、協定区域において、火災、救急事故その他の災害が発生した場合に、協定市等の消防力を相互に活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(出場区分)

第2条 協定区域において災害が発生した場合においては、協定市等のうち別表の左欄に掲げる出場市等は、同表の右欄に掲げる区分に応じ、応援のため消防隊、救急隊その他の人員・機器資材(以下「消防隊等」という。)を出場させるものとする。

(特別応援)

第3条 協定区域において災害が発生した場合で、前条に規定する出場市等以外の協定市等の応援を必要とするときは、当該災害の発生した協定市等は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして、特別応援の要請をすることができる。

- (1) 災害発生の場所及び災害の概況
- (2) 応援を必要とする消防隊等の種類及び数量
- (3) その他活動内容に関する事項

第4条 特別応援の要請を受けた協定市等は、その要請に係る消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市等に災害が発生しているため出場できない場合やその他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 特別応援の要請を受けた協定市等が消防隊等を出場させることができない場合は、当該要請をした市等にその旨を通報しなければならない。

(費用の負担)

第5条 応援に要した費用の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援に要した通常の費用は、応援を行った協定市等の負担とする。ただし、要請により特に調達した人員・機器資材は、現物またはその費用を応援を受けた協定市等が負担する。
- (2) 応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料その他の人員・機器資材の補給または人員への給食等を必要とする場合は、応援を受けた協定市等が現物またはその費用を負担する。
- (3) 応援のため出場した消防隊員等が負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、応援を行った協定市等がその災害補償をする。ただし、災害地において行った救急治療の費用は、応援を受けた協定市等の負担とする。
- (4) 応援のため出場した消防隊員等が第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた協定市等がその損害を賠償する。ただし、災害現場への出場途中または災害現場からの帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援を行った協定市等がその損害を賠償する。

(情報の交換)

第6条 協定市等は、この協定の適正な運用を期するため、消防に関する情報その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(消防長への委任)

第7条 この協定の実施のため必要な事項は、協定市等の消防長が決定する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、協定市等が協議のうえ、決定するものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、昭和56年4月25日から効力を発生するものとする。 この協定を証するため、本書10通を作成し、記名押印のうえ、各その1通を 保有する。

昭和56年4月25日

協定名 川崎市以下市町長(氏名省略)

(中 略)

附則

この協定は、平成30年1月28日から施行する。

(平成30年8月23日締結)

別表(第2条)

出 場 区 分 表(省略)

出場市等出場区域

川崎市 協定区域のうち、AからBまでの区間の下り車線の区域

横浜市 協定区域のうち、AからBまでの区間の上り車線の区域及びCからD、Gまでの区間の下り 車線の区域

海老名市 協定区域のうち、CからEまでの区間の上り車線の区域、EからGまでの区間の下り車線の 区域、EからFまでの区間の内回りの区域、FからHまでの区間の下り車線の区域

寒川町 協定区域のうち、DからFまでの区間の外回りの区域

厚木市 協定区域のうち、DからGまでの区間、DからGまでの区間の上り車線の区域、DからEの 外回りの区域、GからIまでの区間の下り車線の区域、及びFからHまでの区間の上り車線 の区域

秦野市 協定区域のうち、Gから I までの区間の上り車線の区域及び I から J までの区間の下り車線 の区域

小田原市 協定区域のうち、IからJまでの区間の上り車線の区域

- A 東名川崎インターチェンジ
- B 横浜青葉インターチェンジ
- C 横浜町田インターチェンジ
- D 海老名ジャンクション
- E 海老名インターチェンジ
- F 海老名南ジャンクション
- G 厚木インターチェンジ
- H 厚木南インターチェンジ
- I 秦野中井インターチェンジ
- J 大井松田インターチェンジ

49 横浜海上保安部と川崎市消防局との業務協定

(目的)

第1条 この協定は、横浜海上保安部を甲(以下「甲」という。)、川崎市消防局を乙(以下「乙」という。)とし、船舶の火災その他について甲、乙が協力して円滑な消火活動等を行なうため必要な事項を 定めることを目的とする。

(協定の区域)

第2条 この協定の対象とする海上の区域は、川崎市に属する海域(以下「協定区域」という。)とする。

(消火活動の責任)

- 第3条 協定区域内の次に掲げる船舶の消火活動は、主として乙が担任し、甲はこれに協力する。
- (1) ふ頭又は岩壁、若しくは浮きさん橋にけい留された船舶及び上架又は入きょ中の船舶
- (2) 河川、運河における船舶安全法(昭和8年法律第11号)第2条第1項の規定の適用をうけない 船舶
- 2 前項以外の船舶の火災の消火活動は、主として甲が担任し、乙はこれに協力するものとする。

(火災の調査等)

- 第4条 協定区域内における船舶の火災の原因調査は、前条第1項に掲げる船舶については、主として 乙が担任し、第2項に掲げる船舶については甲が担任する。
- 2 火災及び消火活動により受けた船舶の損害調査は甲と乙が協議して行なうものとする。

(火災の予防)

第5条 協定区域内の船舶の火災予防に関しては、甲、乙が協力して行なうものとする。

(相互通報)

- 第6条 甲又は乙は、海上において火災が発生し、又は火災発生のおそれあることを知ったときは、す みやかにその旨を相互に通報するものとする。
- 2 甲又は乙は、協定区域内で単独で船舶の火災の消火活動に従事したときは、すみやかにそのてん未 を相互に連絡しなければならない。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、化学消火薬剤等資材の備蓄状況その他についての情報を相互に交換するものとする。

(経費等負担)

第8条 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、そのつど協議のうえ定めるものとする。

(特別応援)

第9条 甲又は乙は、協定区域外であっても大災害が発生したときは、相互に応援要請をすることができるものとする。

(必要事項の協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、協定の実施について必要な事項は、甲、乙が協議して定める ものとする。 (協定書の保管)

第11条 この協定を証するため正本2通を作成し、甲、乙が各1通を保管する。

附則

- 1 この協定は、昭和46年3月1日から施行する。
- 2 横浜海上保安部と川崎市消防本部との業務協定(昭和28年4月1日)は廃止する。 昭和46年3月1日

横浜海上保安部長 川崎市消防局長

50 東京湾アクアライン消防相互応援協定書

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、川崎市(以下「甲」という。)及び木更津市(以下「乙」という。)の長は、東京湾アクアラインにおける消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、東京湾アクアラインにおいて、火災、救急事故等の災害(以下「災害」という。) が発生した場合に、甲及び乙の消防力を相互に活用して、災害による被害を最小限度に防止することを 目的とする。

(通常応援)

第2条 甲又は乙は、東京湾アクアラインのうち浮島インターチェンジから海ほたるまでの区域において発生した災害を覚知した場合には、甲又は乙の出場計画に基づき出場(以下「通常応援」という。) するものとする。

- 2 通常応援の受持ち区域は、次のとおりとする。
- (1) 甲は、浮島インターチェンジから海ほたるまでの下り線
- (2) 乙は、海ほたるから浮島インターチェンジまでの上り線

(特別応援)

第3条 甲又は乙の長は、通常応援区域を含む東京湾アクアラインにおいて発生した災害に乙又は甲の消防力を必要とする場合、次に掲げる事項を明らかにして、乙又は甲の長に応援(以下「特別応援」という。)を要請することができるものとする。

- (1) 災害発生の場所及び災害の概況
- (2) 応援を必要とする消防隊、救急隊、その他の隊、人員、資機材等(以下「消防隊等」という。) の 種類及び数
- (3) その他活動内容に関する事項

(応援隊の派遣)

第4条 特別応援の要請を受けた甲又は乙の長は、その要請に係る消防隊等を出場させるものとする。 ただし、自市に災害が発生している場合、その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 2 特別応援の要請を受けた甲又は乙の長が消防隊等を出場させることができない場合は、当該要請を した乙又は甲の長にその旨を通報しなければならない。

(応援隊の指揮)

第5条 応援出場した消防隊等は、災害発生場所を管轄する甲又は乙の消防長の指揮のもとに活動する ものとする。

(費用の負担)

第6条 応援に要した費用の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援に要した通常の費用は、応援を行った甲又は乙の負担とする。ただし、要請により特に調達した人員、資機材は、応援を受けた乙又は甲が現物又はその費用を負担する。
- (2) 応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料その他の資機材の補給又は人員への給食等を必要とする場合は、応援を受けた甲又は乙が現物又はその費用を負担する。
- (3) 応援のため出場した消防隊員等が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援を行った甲又は乙がその災害補償をする。
- (4) 応援のため出場した消防隊員等が第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた甲又は乙がその損害を賠償する。ただし、災害現場への出場途中又は災害現場からの帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援を行った乙又は甲がその損害を賠償する。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定の適正な運用を期すために必要な消防隊等の出場計画、資機材の保有状況等の各種消防情報を相互に交換するものとする。

(消防長への委任)

第8条 この協定の実施のため必要な事項は、甲及び乙の消防長が決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲及び乙の長が協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第10条 この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、甲、乙各1通を保管するものとする。

附則

この協定は、平成9年12月18日から効力を生ずる。

上記のとおり協定する。

平成9年12月 1日

甲 川崎市 川崎市長 高 橋 清

本更津市木更津市長 須 田 勝 勇

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、川崎市(以下「甲」という。)及び富津市(以下「乙」という。)の長は、東京電力株式会社東西連係ガス導管(以下「東西連係ガス導管」という。)における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、東西連係ガス導管において、火災、救急事故等の災害(以下「災害」という。)が 発生した場合に、甲乙それぞれの消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目 的とする。

(出場区域)

第2条 甲又は乙は、東西連係ガス導管において発生した災害を覚知した場合には、別表に掲げる区分 に応じ、甲乙の出場計画に基づき出場するものとする。

(応援)

- 第3条 甲又は乙の長は、東西連係ガス導管において発生した災害に、乙又は甲の消防力を必要とする場合、次に掲げる事項を明らかにして、乙又は甲の長に応援を要請することができるものとする。
- (1) 災害発生の場所及び災害の概況
- (2) 応援を必要とする消防隊、救急隊、その他の隊、人員、資機材等(以下「消防隊等」という。)の 数
- (3) その他必要と認められる事項

(応援隊の派遣)

- 第4条 応援の要請を受けた甲又は乙の長は、その要請に係る消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市に災害が発生している場合、その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 2 応援の要請を受けた甲又は乙の長が消防隊等を出場させることができない場合は、当該要請をした 乙又は甲の長にその旨を通報しなければならない。

(応援隊の指揮)

第5条 応援出場した消防隊等は、出場区域の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

(費用の負担)

- 第6条 応援に要した費用の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次に掲げるとおりとする。
- (1) 応援に要した通常の費用は、応援をした側の負担とする。ただし、要請により特に調達した人員、資機材は、応援を受けた側がその費用を負担する。
- (2) 応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料その他の資機材の補給又は人員への給食等を必要とする場合は、応援を受けた側がその費用を負担する。
- (3) 応援のため出場した消防隊員等が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援をした側がその災害補償をする。
- (4) 応援のため出場した消防隊員等が第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた側がその損害を賠償する。ただし、災害現場への出場途中又は災害現場からの帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援をした側がその損害を賠償する。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定の適正な運用を期すために必要な消防隊等の出場計画、資機材の保有状 況等の各種消防情報を相互に交換するものとする。 (委任)

第8条 この協定の実施のため必要な事項は、甲乙の消防長に委任するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙の長が協議の上、決定する ものとする。

(協定書の保管)

第 10 条 この協定を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印の上、甲乙各 1 通を保管するものとする。

附則

この協定は、平成22年2月1日から効力を生ずる。

上記のとおり協定する。

平成22年1月20日

甲 川崎市

川崎市長 阿部 孝夫

乙 富津市

富津市長 佐久間 清 治

別 表

| 市名 | 出場区域 |
|-----|---------------------------|
| 川崎市 | 東西連係ガス導管のうち、扇島立坑から区分点までの間 |
| 富津市 | 東西連係ガス導管のうち、富津立坑から区分点までの間 |

52 扇島に関する消防業務協約

横浜市消防長及び川崎市消防長(以下「両市消防長」という。)は、消防業務の執行に関し、次のとおり協約する。

(目的)

第1条 この協約は、横浜市鶴見区扇島及び川崎市川崎区扇島(以下「扇島区域」という。)の消防活動上の特異性に基づき、火災、救急、救助、危険物事故(石油コンビナート等災害防止法第23条の異常現象を含む)等(以下「災害」という。)消防業務の執行上必要な事項を定め、市民の安寧秩序を保持することを目的とする。

(業務区分)

- 第2条 両市消防長は、管轄する行政区域の消防責任を有することを確認するとともに、消防業務を次の各号に基づき処理するものとする。
- (1)消防隊、救急隊、救助隊その他の隊(以下「消防隊等」という。)の出場は、別記「消防隊等の災害出場区分等」による。
- (2) 扇島区域において、両市境界上に設けられ、若しくは存置された防火対象物並びに消防対象物に関する消防業務(前号に定めるものを除く。)については、両市消防長の協議により処理するものとする。
- 2 両市消防長は、消防隊等の出場が迅速適正に行われるよう、相互に協力するものとする。

(協議)

第3条 両市消防長は、前条第1項第1号に定める「消防隊等の災害出場区分等」によりがたい事情の 生じた場合、その他この協約の実施に際し疑義が生じた場合、又はこの協約に定めのない事項につい ては、協議の上決定するものとする。

(経費の負担)

第4条 消防隊等の出場に要する経費等の負担は、神奈川県下消防相互応援協定(昭和50年7月25 日市町長協定)第7条の規定に準じて処理するものとする。

(協約の期間)

- 第5条 この協約は、扇島区域に通ずる道路網の整備等消防上重要な事情の変更がない限り継続するものとする。ただし、次項の申し出があった場合は、この限りでない。
- 2 両市消防長は、正当な理由に基づき、六箇月以上の猶予期間をもって申し出ることにより、いつでもこの協約を廃止することができる。

(協約書の保有)

第6条 この協約を証するため、本書2通を作成し、両市消防長記名押印の上各1通を保有するものとする。

附則

- 1 この協約は、平成3年1月1日から効力を生ずる。
- 2 扇島に関する消防業務協約書(昭和56年11月26日)は廃止する。

(平成2年12月20日締結)

附則

この協約は、平成15年8月1日から効力を生ずる。

(平成15年7月17日蹄結)

消防隊等の災害出場区分等

- 1 扇島区域における消防隊の災害出場は、次のとおりとする。
- (1) 川崎市川崎区扇島については、川崎市消防局が担当し、横浜市消防局は、消防隊1隊を通常応援するものとする。
- (2) 横浜市鶴見区扇島については、横浜市消防局が担当し、川崎市消防局は、川崎市川崎区扇島への 災害出場に定める消防隊等を第1出場又は指定出場により通常応援するものとする。また、横浜市 消防局の指揮者が到着するまでの間は、川崎市消防局の指揮者が一時的に指揮をとるものとし、到 着後速やかに、指揮権の委譲を行うものとする。
- 2 前項第2号の災害出場時における横浜市消防局の指揮者が到着するまでの間の消防隊の増強要請は、川崎市消防局の指揮者が川崎市消防局経由で行うものとする。
- 3 扇島区域における救急隊の災害出場は、川崎市消防局が担当するものとし、救急事故の内容等により、さらに救急隊を増強する必要がある場合は、事故が発生した市域管轄の消防局が担当するものとする。
- 4 扇島区域に発生した災害の調査は、市域管轄の消防局が担当するものとする。
- 5 両市消防局は、緊急通報、消防情報等を状況に応じ連絡するものとする。

53 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書(プレハブ建築協会)

【まちづくり局住宅整備推進課】

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、神奈川県(以下「甲」という。)及び救助実施市である川崎市(以下「乙」という。)が一般社団法人プレハブ建築協会(以下「丙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。
- 2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(所要の手続き)

- 第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。
- 2 乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、 文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったう え、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものと する。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は 甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。
- 3 神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、乙は前項にかかわらず、 住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書を もって直接丙に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等に よることができる。この場合において、乙は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。
- 4 前項の場合、乙は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

(協力)

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者(以下「丁」という。)のあっせんその他可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 丙のあっせんを受けた丁は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

- 第6条 丁が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙が負担するもの とする。
- 2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、 乙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丙においては一般社団法人プレハブ建築 協会業務第一部とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の広域調整の下で、

丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 丙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 丙は、この協定に係る丙の業務担当部員の名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲及び乙に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

- 第12条 この協定は、平成31年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。
- 2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。
- 3 甲と丙との間で締結した平成17年4月1日付け「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」 は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月1日

- 甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地神奈川県知事 黒岩 祐治
- 乙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長 福田 紀彦
- 丙 東京都千代田区神田小川町2丁目3番13号M&Cビル5階 一般社団法人プレハブ建築協会 会長 芳井 敬一

5 4 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書(全国木造建設事業協会) 【まちづくり局住宅整備推進課】

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び障害物の除去の 実施(以下「住宅建設等」という。)に関して、神奈川県(以下「甲」という。)並びに救助実施市 である横浜市(以下「乙」という。)、川崎市(以下「丙」という。)及び相模原市(以下「丁」とい う。)が一般社団法人全国木造建設事業協会(以下「戊」という。)に協力を求めるに当たって必要 な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において「住宅建設等」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第 1号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、建設し供与するもので木造のもの、同項第6号に規定 する被災した住宅の応急修理、及び同項第10号に規定するもののうち災害救助法施行令(昭和22年 政令第225号)第2条第2号に係るもの(障害物の除去)をいう。
- 2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(所要の手続き)

- 第3条 甲は、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。
- 2 乙、丙又は丁は、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙、丙又は丁からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は甲に、甲は戊に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。
- 3 神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙、丙又は丁のうちいずれかのみである場合は、乙、丙又は丁は前項にかかわらず、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接戊に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。
- 4 前項の場合、乙、丙又は丁は住宅建設等を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、 第8条第1項の連絡調整を行う。

(協力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である住宅建設等業者(以下「業者」という。) のあっせんその他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

(住宅建設等)

第5条 戊のあっせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設等を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

- 第6条 業者が前条の住宅建設等に要した費用は、当該住宅建設等に係る契約当事者である甲又は乙、 丙若しくは丁が負担するものとする。
- 2 前項の契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設等終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画 課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住 宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設統括本部とする。

(連絡調整)

- 第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲 の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。
- 2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 戊は、住宅建設等について、協力できる建設能力等の状況を毎年4月末日までに、甲並びに 乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊 に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び戊に加盟する会員の名簿を毎年4月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定める ものとする。

(適 用)

- 第12条 この協定は、平成31年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙、丙又は丁に係る規定については、乙、丙又は丁を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。
- 2 乙、丙又は丁が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙、丙又は丁に係る規定については、失効する。
- 3 甲と戊との間で締結した平成27年6月1日付け「災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。
 - この協定の成立を証するため、本書5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月1日

- 甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地神奈川県知事 黒岩 祐治
- 乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市長 林 文子
- 丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長 福田 紀彦
- 丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市長 加山 俊夫
- 戊 東京都中央区八丁堀 3-4-10 京橋北見ビル東館 6 階 一般社団法人全国木造建設事業協会 理事長 大野 年司

55 災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

(日本木造住宅産業協会神奈川支部)

【まちづくり局住宅整備推進課】

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、神奈川県(以下「甲」という。)並びに救助実施市である横浜市(以下「乙」という。)、川崎市(以下「丙」という。)及び相模原市(以下「丁」という。)が一般社団法人日本木造住宅産業協会神奈川支部(以下「戊」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。)第4条第1項第1号 に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するもので木造のものをいう。
- 2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(所要の手続き)

- 第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。
- 2 乙、丙又は丁は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙、丙又は丁からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は甲に、甲は戊に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。
- 3 神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙、丙又は丁のうちいずれかのみである場合は、乙、丙又は丁は前項にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接戊に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。
- 4 前項の場合、乙、丙又は丁は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第 8条第1項の連絡調整を行う。

(協 力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である住宅建設業者(以下「業者」という。)の あっせんその他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 戊のあっせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

- 第6条 業者が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。
- 2 前項の契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課とし、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人日本木造住宅産業協会神奈川支部事務局とする。

(連絡調整)

- 第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。
- 2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 戊は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年5月末日までに甲並びに乙、 丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対 し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び戊に加盟する会員の名簿を毎年5月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定める ものとする。

(適 用)

- 第12条 この協定は、平成31年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙、丙又は丁に係る規定については、乙、丙又は丁を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。
- 2 乙、丙又は丁が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙、丙又は丁に係る規定については、 失効する。
- 3 甲と戊との間で締結した平成30年5月24日付け「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月1日

- 甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地神奈川県知事 黒岩 祐治
- 乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市長 林 文子
- 丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長 福田 紀彦
- 丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市長 加山 俊夫
- 戊 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目33番1号 ナイスビル内 一般社団法人日本木造住宅産業協会神奈川支部 支部長 平田 恒一郎

5 6-(1) 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書(神奈川県建設業協会) 【まちづくり局住宅整備推進課】

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び障害物の除去の実施 (以下「住宅建設等」という。)に関して、神奈川県(以下「甲」という。)並びに救助実施市である横 浜市(以下「乙」という。)、川崎市(以下「丙」という。)及び相模原市(以下「丁」という。)が一般 社団法人神奈川県建設業協会(以下「戊」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるもの とする。

(定義)

- 第2条 この協定において「住宅建設等」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、建設し供与するもの、同項第6号に規定する被災した住宅の応急修理、及び同項第10号に規定するもののうち災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第2条第2号に係るもの(障害物の除去)をいう。
- 2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(所要の手続き)

第3条 甲又は乙、丙若しくは丁は、住宅建設等の要請に当たっては、第8条第1項の連絡調整を行った うえ、工事場所、工事内容、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡する ものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲又は乙、丙若しく は丁は、後に前記文書を速やかに戊に提出しなければならない。

(協力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である建設業者(以下「業者」という。)のあっせん その他可能な限り、甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

(住宅建設等)

第5条 戊のあっせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設等を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

- 第6条 業者が前条の住宅建設等に要した費用は、当該住宅建設等に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。
- 2 前項の当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設等終了後検査をし、これを確認したときは、業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、 乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推 進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団 法人神奈川県建設業協会事業部とする。

(連絡調整)

- 第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広 域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。
- 2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 戊は、住宅建設等について、協力できる人員の状況を毎年4月末日までに甲並びに乙、丙及び丁

に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第 10 条 戊は、本協定に係る戊に加盟する会員の名簿を毎年4月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第12条 この協定を証するため、本書を5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ各1通を保有する。

附則

- 1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。
- 2 神奈川県知事と一般社団法人神奈川県建設業協会との間で締結した平成 17 年4月1日付け「災害時 における応急仮設住宅建設等に関する協定書」は廃止する。

平成31年4月1日

- 甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地神奈川県知事 黒岩 祐治
- 乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市長 林 文子
- 丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長 福田 紀彦
- 丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市長 加山 俊夫
- 戊 神奈川県横浜市中区太田町2-22 一般社団法人神奈川県建設業協会 会長 小俣 務

56-(2) 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書(神奈川県建築士事務所協会) 【まちづくり局住宅整備推進課】

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び障害物の除去の実施(以下「住宅建設等」という。)に関して、神奈川県(以下「甲」という。)並びに救助実施市である横浜市(以下「乙」という。)、川崎市(以下「丙」という。)及び相模原市(以下「丁」という。)が一般社団法人神奈川県建築士事務所協会(以下「戊」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において「住宅建設等」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1 号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、建設し供与するもの、同項第6号に規定する被災した住宅 の応急修理、及び同項第10号に規定するもののうち災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第2条 第2号に係るもの(障害物の除去)に係る業務並びにその他災害における住宅対策に係る業務をい う。
- 2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(所定の手続き)

第3条 甲又は乙、丙若しくは丁は、住宅建設等の要請に当たっては、第7条第1項の連絡調整を行ったうえ、工事場所、工事内容、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲又は乙、丙若しくは丁は、後に前記文書を速やかに戊に提出しなければならない。

(協力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員(以下「会員」という。)の動員、その他可能な限 り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

(協力の内容)

第5条 会員は、第3条の要請に基づき、住宅建設等の実施にあたっての甲又は乙、丙若しくは丁への助言、被災者相談、その他必要な協力を行う。

(連絡窓口)

第6条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画 課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅 整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会業務課とする。

(連絡調整)

- 第7条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の 広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。
- 2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(会員名簿の提供及び報告)

第8条 戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び会員の名簿を毎年4月末日までに甲並びに 乙、丙及び丁に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するも のとする。 (調査及び研究)

第9条 甲、乙、丙、丁及び戊は、大規模災害時の対応、対策についての調査・研究を協力して行う。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定を証するため、本書を5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ各1通を保有する。

附則

- 1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。
- 2 神奈川県知事と一般社団法人神奈川県建築士事務所協会との間で締結した平成 27 年 6 月 26 日付 「災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書」は廃止する。

平成31年4月1日

- 甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地神奈川県知事 黒岩 祐治
- 乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市長 林 文子
- 丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長 福田 紀彦
- 丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市長 加山 俊夫
- 戊 神奈川県横浜市中区不老町3丁目12 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 会長 白井 勇

5 7-(1) 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書 (神奈川県宅地建物取引業協会) 【まちづくり局住宅整備推進課】

神奈川県(以下「甲」という。)、並びに救助実施市である横浜市(以下「乙」という。)、川崎市(以下「丙」という。)、及び相模原市(以下「丁」という。)と、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会(以下「戊」という。)は、災害時に、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害救助法適用時において、甲、乙、丙及び丁が、災害により住宅を滅失し自己の 資力によっては居住する住宅を確保できない被災者(以下単に「被災者」という。)に、民間賃貸住宅を 提供するため、戊に協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において「借上型仮設住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下同じ。) 第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。
- 2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(協力要請)

第3条 甲、乙、丙及び丁は、災害が発生し必要と認める場合、戊に対し、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

(協力)

第4条 戊は、前条の規定に基づく甲、乙、丙及び丁からの要請があった場合、借上型仮設住宅として被 災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、可能な限り協力するも のとする。

(甲、乙、丙及び丁の役割)

- 第5条 甲、乙、丙及び丁は、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。
 - (1) 借上型仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
 - (2) 借上型仮設住宅の借上げに関すること
 - (3) 借上型仮設住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
 - (4) 借上型仮設住宅の賃料等の支払いに関すること
 - (5) その他、関係者との調整に関すること
- 2 甲、乙、丙及び丁は、戊が了承したときは、前項に掲げる業務の一部を、戊に委託することができる。

(戊の役割)

- 第6条 戊は、第4条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁に協力するため、借上型仮設住宅の提供に関する 次の各号に掲げる事務を行う。
 - (1) 借上型仮設住宅の制度の事前周知、民間賃貸住宅の円滑な提供に協力する戊の会員名簿の作成、並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する借上型仮設住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
 - (2) 借上型仮設住宅として甲、乙、丙及び丁が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
 - (3) 借上型仮設住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
 - (4) 甲、乙、丙及び丁からの委託を受けた業務に関すること
 - (5) その他、関係者との調整に関すること

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、 乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推 進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては公益社団 法人神奈川県宅地建物取引業協会事務局とする。

(連絡調整)

- 第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連携体制をとるものとする。
- 2 乙、丙、丁又は戊は、連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項等については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ 定めるものとする。

(その他)

第 10 条 この協定を証するため、本書 5 通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印のうえ、 各自その 1 通を保有するものとする。

附則

- 1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。
- 2 神奈川県知事と公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会との間で締結した平成 17 年 11 月 17 日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書」及び平成 22 年 8 月 23 日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書」は、廃止する。

平成31年4月1日

- 甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地 神奈川県知事 黒岩 祐治
- 乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市長 林 文子
- 丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長 福田 紀彦
- 丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市長 加山 俊夫
- 戊 神奈川県横浜市中区住吉町 6 76 3 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 会長 坂本 久

57-(2) 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書

(全日本不動産協会神奈川県本部)

【まちづくり局住宅整備推進課】

神奈川県(以下「甲」という。)、並びに救助実施市である横浜市(以下「乙」という。)、川崎市(以下「丙」という。)、及び相模原市(以下「丁」という。)と、公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部(以下「戊」という。)は、災害時に、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害救助法適用時において、甲、乙、丙及び丁が、災害により住宅を滅失し自己の 資力によっては居住する住宅を確保できない被災者(以下単に「被災者」という。)に、民間賃貸住宅を 提供するため、戊に協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において「借上型仮設住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下同じ。) 第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。
- 2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(協力要請)

第3条 甲、乙、丙及び丁は、災害が発生し必要と認める場合、戊に対し、借上型仮設住宅として被災者 に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

(協力)

第4条 戊は、前条の規定に基づく甲、乙、丙及び丁からの要請があった場合、借上型仮設住宅として被 災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、可能な限り協力するも のとする。

(甲、乙、丙及び丁の役割)

- 第5条 甲、乙、丙及び丁は、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。
 - (1) 借上型仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
 - (2) 借上型仮設住宅の借上げに関すること
 - (3) 借上型仮設住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
 - (4) 借上型仮設住宅の賃料等の支払いに関すること
 - (5) その他、関係者との調整に関すること
- 2 甲、乙、丙及び丁は、戊が了承したときは、前項に掲げる業務の一部を、戊に委託することができる。

(戊の役割)

- 第6条 戊は、第4条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁に協力するため、借上型仮設住宅の提供に関する 次の各号に掲げる事務を行う。
 - (1) 借上型仮設住宅の制度の事前周知、民間賃貸住宅の円滑な提供に協力する戊の会員名簿の作成、 並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する借上型仮設住宅としての提供依 頼及び意向確認に関すること
 - (2) 借上型仮設住宅として甲、乙、丙及び丁が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適 否に係る確認に関すること
 - (3) 借上型仮設住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
 - (4) 甲、乙、丙及び丁からの委託を受けた業務に関すること
 - (5) その他、関係者との調整に関すること

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、 乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推 進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては公益社団 法人全日本不動産協会神奈川県本部事務局とする。

(連絡調整)

- 第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連携体制をとるものとする。
- 2 乙、丙、丁又は戊は、連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項等については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ 定めるものとする。

(その他)

第 10 条 この協定を証するため、本書 5 通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印のうえ、 各自その 1 通を保有するものとする。

附則

- 1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指 定公示における効力発生日から適用する。
- 2 神奈川県知事と公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部との間で締結した平成23年1月17日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書」及び平成23年1月17日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書」は、廃止する。

平成31年4月1日

- 甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地神奈川県知事 黒岩 祐治
- 乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市長 林 文子
- 丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長 福田 紀彦
- 丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市長 加山 俊夫
- 戊 神奈川県横浜市西区北幸 1 11 15 横浜 ST ビル 6 F 公益社団法人 全日本不動産協会神奈川県本部 本部長 秋山 始

5 7-(3) 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書 (全国賃貸住宅経営者協会連合会) 【まちづくり局住宅整備推進課】

神奈川県(以下「甲」という。)、並びに救助実施市である横浜市(以下「乙」という。)、川崎市(以下「丙」という。)、及び相模原市(以下「丁」という。)と、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会(以下「戊」という。)は、災害時に、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害救助法適用時において、甲、乙、丙及び丁が、災害により住宅を滅失し自己の 資力によっては居住する住宅を確保できない被災者(以下単に「被災者」という。)に、民間賃貸住宅を 提供するため、戊に協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において「借上型仮設住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下同じ。) 第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。
- 2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(協力要請)

第3条 甲、乙、丙及び丁は、災害が発生し必要と認める場合、戊に対し、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

(協力)

第4条 戊は、前条の規定に基づく甲、乙、丙及び丁からの要請があった場合、借上型仮設住宅として被 災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、可能な限り協力するも のとする。

(甲、乙、丙及び丁の役割)

- 第5条 甲、乙、丙及び丁は、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。
 - (1) 借上型仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
 - (2) 借上型仮設住宅の借上げに関すること
 - (3) 借上型仮設住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
 - (4) 借上型仮設住宅の賃料等の支払いに関すること
 - (5) その他、関係者との調整に関すること
- 2 甲、乙、丙及び丁は、戊が了承したときは、前項に掲げる業務の一部を、戊に委託することができる。

(戊の役割)

- 第6条 戊は、第4条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁に協力するため、借上型仮設住宅の提供に関する 次の各号に掲げる事務を行う。
 - (1) 借上型仮設住宅の制度の事前周知、民間賃貸住宅の円滑な提供に協力する戊の会員名簿の作成、 並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する借上型仮設住宅としての提供依 頼及び意向確認に関すること
 - (2) 借上型仮設住宅として甲、乙、丙及び丁が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
 - (3) 借上型仮設住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
 - (4) 甲、乙、丙及び丁からの委託を受けた業務に関すること
 - (5) その他、関係者との調整に関すること

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、 乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推 進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては公益社団 法人全国賃貸住宅経営者協会連合会事務局とする。

(連絡調整)

- 第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連携体制をとるものとする。
- 2 乙、丙、丁又は戊は、連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項等については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ 定めるものとする。

(その他)

第 10 条 この協定を証するため、本書 5 通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印のうえ、 各自その 1 通を保有するものとする。

附則

- 1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。
- 2 神奈川県知事と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会との間で締結した平成 26 年 3 月 24 日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書」及び平成 26 年 3 月 24 日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書」は、廃止する。

平成31年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市長 林 文子

丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長 福田 紀彦

丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市長 加山 俊夫

戊 東京都千代田区大手町2-6-1朝日生命大手町ビル17階 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会 会長 三好 修

58 川崎市と一般社団法人地盤品質判定士会との宅地防災等に関する協定書 【まちづくり局宅地企画指導課】

川崎市(以下「甲」という。)と一般社団法人地盤品質判定士会(以下「乙」という。)は、平時における宅地防災に資する業務(以下「予防対策業務」という。)及び大規模又は広域的な地震、風水害などの災害(以下「災害」という。)が発生した場合における復旧支援業務(以下「復旧支援業務」という。)に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、予防対策業務については、市民の宅地改善をサポートするとともに宅地防災に関する普及啓発活動等により災害に強い安全・安心なまちづくりの発展に寄与することを目的とする。また、復旧支援業務については、市民の宅地安全確保に向けた迅速な宅地復旧の支援を図ることを目的とする。

(協力事項)

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力するものとする。
- (1) 甲の宅地防災に関する普及啓発事業等に関すること。
- (2) 乙の相談制度等を用いた市民向けの宅地地盤相談に関すること。
- (3) 災害時における宅地の復旧支援に関すること。
- (4) その他、災害に強い安全・安心なまちづくりに関すること。

(連絡窓口)

第3条 本協定に基づく甲乙の連携・協力に関して、甲の連絡窓口はまちづくり局指導部宅地 企画指導課、乙の連絡窓口は地盤品質判定士会神奈川支部とする。

(要請手続)

- 第4条 甲は第2条各号について、乙の支援協力が必要であると認めたときは、乙に要請する ことができるものとする。
- 2 甲から乙への支援協力の要請は文書で行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、 甲から乙への要請を口頭または電話等で行うことができるものとし、この場合において、甲 は、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

(費用)

第5条 前条による要請の後速やかに、具体的な支援協力の内容、要する人員、設備・機器、 甲が負担する費用、支払時期等について甲乙協議を行い、両者合意のうえ定めるものとする。

(責任及び損害の負担)

- 第6条 第2条各号の実施に伴い発生した第三者との紛争は、甲乙が各々実施する取組については実施側の責任において処理するものとし、共同で実施するものについては事案の内容等を勘案して相互に誠意をもって協議のうえ処理する。
- 2 第2条各号の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合、または乙の技術者等に損害が生じた場合は、乙は速やかにその状況を文書により甲に報

告し、甲乙協議のうえ措置を定めるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協 定の有効期間が満了する2か月前までに甲または乙からの特段の申し出がないときは、同一 内容で更に1年間継続するものとし、以後、有効期間が満了したときも同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、合意の下定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自1 通を保有するものとする。

令和3年3月18日

- (甲) 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
- (乙) 東京都文京区千石4丁目38番2号 一般社団法人地盤品質判定士会 理事長 北詰 昌樹

59 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書

【まちづくり局住宅整備推進課】

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における被災住宅の応急修理(以下「応急修理」という。)に関して、神奈川県(以下「甲」という。)並びに救助実施市である横浜市(以下「乙」という。)、川崎市(以下「丙」という。)及び相模原市(以下「丁」という。)が神奈川県電気工事工業組合(以下「戊」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において「応急修理」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4 条第1項第6号に規定する被災した住宅の応急修理をいう。
- 2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(所要の手続き)

第3条 甲又は乙、丙若しくは丁は、応急修理の要請に当たっては、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、住宅の被災状況、応急修理の実施要領その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲又は乙、丙若しくは丁は、後に前記文書を速やかに戊に提出しなければならない。

(協力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である電気工事業者(以下「業者」という。)のあっせんをするとともに、甲又は乙、丙若しくは丁への助言、被災者相談その他の必要な協力を行うものとする。

(応急修理)

第5条 戊のあっせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、応急修理を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

- 第6条 業者が前条の応急修理に要した費用は、当該応急修理に係る契約当事者である甲 又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。
- 2 前項の当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の応急修理終了後検査をし、これを確認したときは、業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅 部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづ くり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部 建築・住まい政策課、戊においては神奈川県電気工事工業組合事務局とする。

(連絡調整)

- 第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び 丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。
- 2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 戊は、応急修理について、協力できる人員等の状況を毎年5月末日までに甲並びに 乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場 合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第 10 条 戊は、本協定に係る戊に加盟する会員の名簿を毎年 5 月末日までに甲並びに乙、 丙及び丁に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告 するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議の うえ定めるものとする。

(その他)

第12条 この協定を証するため、本書を5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ各1通を 保有する。

附則

1 この協定書は、令和元年6月28日から適用する。

令和元年6月28日

- 甲 神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県知事 黒岩 祐治
- 乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市長 林 文子
- 丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長 福田 紀彦
- 丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市長 本村 賢太郎
- 戊 神奈川県横浜市中区三吉町4-1 神奈川県電気工事工業組合 理事長 青 博孝

60 災害時における入浴支援に関する協定書

【健康福祉局総務部危機管理担当】

川崎市(以下「甲」という。)と川崎浴場組合連合会(以下「乙」という。)は、災害時における入浴支援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、川崎市内において、災害が発生した場合において、避難者に対し、乙の組合員による入浴支援を行うため、基本となる事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
- (1) 災害

地震、台風等による、災害救助法が適用される等の大規模な災害で、甲が乙の協力を 必要とすると認めたものをいう。

(2) 避難者

災害による住居等の被災により自宅での入浴ができない者をいう。

(3)入浴支援

次条の規定による甲からの要請に基づき、乙の組合員が所有する入浴施設において 避難者を入浴させることをいう。

(協力の要請)

- 第3条 甲は、災害時に、乙に対し、入浴支援の協力を要請することができる。
- 2 甲は、前項の規定により、乙に協力を要請するときは、協力の内容、期間等の必要な事項を書面で要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、事後速やかに書面を交付するものとする。

(協力の実施)

- 第4条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の組合員に対し、速やかに要請内容を伝達し、入浴支援が可能な入浴施設(以下「入浴支援施設」という。)を把握するものとする。
- 2 乙は、入浴支援施設を把握したときは、甲に対し、速やかに書面で報告するものとする。 ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、事後速やかに書 面を交付するものとする。

(入浴支援の実施期間)

第5条 入浴支援の実施期間は、災害発生日から7日間とする。ただし、甲乙の協議により、 期間を延長し、又は短縮することができる。

(実績報告)

第6条 乙は、甲の定めるところにより、入浴支援施設の入浴支援の実施状況を把握し、甲に対し報告するものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制を構築し、入浴支援の円滑な実施を図るため、甲においては川崎市健康福祉局総務部庶務課、乙においては川崎浴場組合連合会事務局を連絡窓口とする。

(費用負担)

- 第8条 入浴支援に要する費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害の発生直前における市場の適正な価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに甲乙双方に異議がない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義については、その都度甲乙協議して定める。

令和3年3月29日

甲 川崎市 川崎市長 福 田 紀 彦

乙 川崎市川崎区新川通8-9 川崎浴場組合連合会 会 長 砂 辺 信 治

61 災害時における電動車両等の支援に関する協定書【危機管理本部】

川崎市(以下「甲」という。)、東日本三菱自動車販売株式会社(以下「乙」という。) 及び三菱自動車工業株式会社(以下「丙」という。)とは、災害時における電動車両等の 支援に関し、次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、川崎市内において災害の発生時等に、甲、乙及び丙が相互に連携 し、円滑な災害応急対策を実施することを目的とした電動車両等の貸与及び平時にお ける電動車両を活用した防災広報活動等の実施について、必要な事項を定める。

(電動車両等の種類)

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

(貸与の要請)

- 第3条 甲は、災害の発生時等における応急対策のため、乙が保有する電動車両等(第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。)の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。
- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請 書(様式1号)により要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来た さない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとす る。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が 保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるもの とする。

(電動車両等の引渡し等)

- 第4条 乙又は丙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、 甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。
- 2 乙又は丙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口

頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書(様式2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が 協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

- 第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。ただし、乙から甲への引き渡しの時点で電動車両等に充電されている電力又は給油されている燃料に係る費用は、乙が負担するものとする。
- 2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の 上、決定するものとする。

(補償)

- 第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。
- (1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的若しくは人的損害又は電動 車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰 責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

- 第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。
- 2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、当該事故が甲の責めに帰すべきときは、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第 10 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった 場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用 する。
- (2) 原則として、川崎市内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第 14 条 第 3 項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

- 第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却までの間、貸与された 電動車両等を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。
- 2 甲は、前項の期間において、貸与された電動車両等の使用者、使用場所及び使用 状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 13 条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式 3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様と する。

(電動車両等の情報提供)

- 第 14 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害の発生時等に電力供給が可能な 電動車両等の情報を甲に提供するものとする。
- 2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する 情報を、乙及び丙に提供するものとする。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

- 第 15 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両を活用した防災広報活動等の実施 に努めるものとする。
- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲 が行う防災訓練等に協力するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第 16 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・ 処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他 当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部又は一部の履行遅滞、 履行不能又は不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び

丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を 保有するものとする。

令和 2年 11月 19日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長

乙 東京都目黒区鷹番 1-4-7 東日本三菱自動車販売株式会社 第2営業本部長

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号 三菱自動車工業株式会社

執行役員

62 災害時等における避難所用簡易間仕切りシステム等の供給等に関する協定書 【危機管理本部】

川崎市(以下「甲」という。)、特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク(以下「乙」という。)及び国立大学法人東北大学災害科学国際研究所(以下「丙」という。)は、川崎市内に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)等における避難所用簡易間仕切りシステム及びハニカム製簡易ベッド等(以下「間仕切り等」という。)の供給並びに避難所運営における課題の解決等への協力に関し、協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、連携のもとに相互に協力し、乙の有する間仕切り等 をはじめ、それぞれが有する資源の積極的な活用を図りながら、避難所等の円滑な運営 を推進し、もって地域社会における災害対応力の向上に寄与することを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時等に避難所等への間仕切り等の調達が必要な場合又は必要であると 想定される場合は、要請書(様式1)により、乙に対して、その供給を要請することが できる。乙は、要請を受けた時は、物資可能数量・措置の状況報告書(様式2)により 、甲に対して報告を行うものとする。ただし、書面による要請を行う時間的な余裕がな いとき等は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(供給)

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な限り間仕切り等の供給を行うものとする。

(運搬及び引渡し)

- 第4条 間仕切り等の納入場所までの運搬は、乙又は乙が委託した者が行うものとする。 ただし、乙又は乙が委託した者が当該運搬を行うことができない場合は、甲と乙が協議 の上、運搬方法を決定するものとする。
- 2 引渡しは、原則として、甲が指定する場所において行うものする。この場合において、甲は指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

(経費等の負担及び支払)

- 第5条 甲は、前2条に規定する間仕切り等の代金及び運搬に要した経費(以下「経費等」という。)を負担するものとする。
- 2 経費等の額は、災害直前の適正価格を基準として、甲と乙が協議の上決定するものとする。
- 3 経費等の支払の時期は、甲と乙が協議の上決定するものとする。
- 4 乙は、前項の協議の後、第2項の規定により決定した経費等の額について、積算根拠を示す資料を添付して甲に請求するものとする。

- 5 甲は、前項の請求があった場合は、内容を確認の上、速やかに支払うものとする。 (課題解決への協力)
- 第6条 丙は、甲が把握する避難所等の運営及び生活環境における課題等に対して、災害 に関する専門的知見に基づく技術的支援、助言及び情報提供をするよう努めるものとする。

(訓練等への参加)

第7条 乙及び丙は、甲が実施し、又は後援する訓練等に参加するよう努めるものとする。 この場合において、訓練等の参加に要する費用は、乙及び丙の負担とする。

(研究等への協力)

- 第8条 甲及び乙は、丙が実施する避難所等の運営及び生活環境改善に関する研究に対しての情報提供をするよう努めるものとする。
- 2 甲及び丙は、乙が行う間仕切り等の改善に協力するよう努めるものとする。

(連絡体制)

- 第9条 甲及び乙は、第2条の規定による要請を円滑に行うため、協定締結の日から30 日以内に連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿(様式3)を作成し、相互に通知 するものとする。
- 2 甲及び乙は、協定事務担当者名簿の内容に変更があった場合は、速やかに名簿を更新 し、相手方に通知するものとする。

(守秘義務)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定の業務に関連して知りえた個人情報を他人に漏らしてはならない。

(協定期間及び更新)

第11条 この協定書の有効期間は締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、 その都度、甲、乙及び丙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和3年4月1日

- 甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長 福田 紀彦
- 乙 東京都世田谷区松原5丁目2番4号 特定非営利活動法人 ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク 代表理事 坂 茂
- 丙 仙台市青葉区荒巻字青葉 4 6 8 1 国立大学法人 東北大学災害科学国際研究所 所長 今村 文彦

63 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書【まちづくり局】

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、神奈川県(以下「甲」という。)並びに救助実施市である横浜市(以下「乙」という。)、川崎市(以下「丙」という。)及び相模原市(以下「丁」という。)が一般社団法人日本ムービングハウス協会(以下「戊」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号 に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。
- 2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(所要の手続き)

- 第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。
- 2 乙、丙又は丁は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙、丙又は丁からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は甲に、甲は戊に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。
- 3 神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙、丙又は丁のうちいずれかのみである場合は、乙、丙又は丁は前項にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接戊に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。
- 4 前項の場合、乙、丙又は丁は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第 8条第1項の連絡調整を行う。

(協力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である住宅建設業者(以下「業者」という。) のあっせんその他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 戊のあっせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

- 第6条 業者が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。
- 2 前項の契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙に

おいては建築局住宅部住宅政策課、丙においてはまちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては都市建設局まちづくり推進部建築・住まい政策課、戊においては事務局とする。

(連絡調整)

- 第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。
- 2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 戊は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年5月末日までに、甲並びに乙、 丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対 し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び戊に加盟する会員の名簿を毎年5月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定める ものとする。

(適 用)

- 第12条 この協定は、令和5年3月17日から適用する。
- 2 乙、丙又は丁が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙、丙又は丁に係る規定については、失効する。

この協定の成立を証するため、本書5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年3月17日

- 甲 神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県知事 黒岩 祐治
- 乙 神奈川県横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 横浜市長 山中 竹春
- 丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長 福田 紀彦
- 丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市長 本村 賢太郎
- 戊 北海道札幌市清田区美しが丘3条10丁目2番15号 一般社団法人日本ムービングハウス協会 代表理事 佐々木 信博

64 災害時等における電動車両等の支援に関する協定書【危機管理本部】

川崎市(以下「甲」という。)と神奈川トヨタ自動車株式会社(以下「乙1」という)及びウエインズトヨタ神奈川株式会社(以下「乙2」という。また、乙1及び乙2を総称して以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、川崎市内において災害等が発生した場合に、甲及び乙が相互 に連携し、円滑な災害応急対策等を実施することを目的とした電動車両等の貸与 及び平時における電動車両等を活用した防災広報活動等の実施について、必要な 事項を定める。

(電動車両等の種類)

- 第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 燃料電池自動車
 - (2) 電気自動車
 - (3) プラグインハイブリッド自動車
 - (4) ハイブリッド自動車
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

(貸与の要請)

- 第3条 甲は、災害応急対策等のため、乙が保有する電動車両等(第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。)の貸与を必要とする場合は、乙に対し書面(様式第1号)で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により要請があったときは、安全が確保でき、かつ、業務に 支障を来たさない可能な範囲で、乙の保有する電動車両等を甲に優先的に貸与す るよう努めるものとする。
- 3 乙は、第1項の規定により甲が要請する電動車両等の数量に対して、乙の提供できる車両台数が不足する場合、本協定を締結していない近隣の関係企業やトヨタ自動車株式会社に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努める。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 乙は、前条第1項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。ただし、乙が車両を運搬できない場合は、甲及び乙で協議し、引渡しの方法を調整する。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、期間変更の必要がある場合は、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条第1項の規定による要請を受け、電動車両等の引渡しを行った場合は、甲に対して速やかに書面(様式第2号)を提出するものとする。

(電動車両等の返却)

第7条 甲は、第6条の規定により乙から提出された書面に記載された貸与期間を 遵守するものとし、その返却時期、返却方法及び返却場所については、甲及び乙 が協議の上、決定する。

(費用負担)

第8条 貸与期間中における電動車両等に係る費用(電気代、燃料代その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。ただし、乙から甲への引渡しの時点で電動車両等に充電されている電力又は給油されている燃料は、乙が無償で提供する。

(補償)

- 第9条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおり 扱うものとする。
 - (1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的若しくは人的損害又は 電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、 当該帰責事由が不明な場合は、甲及び乙が協議の上、その賠償に当たるものと する。
 - (2) 自賠責保険又は任意保険(以下、「自動車保険」という。)が適用される場合の取扱いは、次条の規定により取り扱う。

(自動車保険の扱い)

- 第10条 乙は、電動車両等の貸与に当たり、乙の負担により自動車保険に加入する ものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連 絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。
- 2 前項に規定する保険の適用を受ける場合に要する費用については、免責分も含め甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第 11 条 甲及び乙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

- 第12条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。
 - (1) 乙が指示する使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
 - (2) 原則として、川崎市内で使用する。
 - (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなった場合は、乙に速やかに報告し、甲及び乙で対応を協議する。

(連絡責任者)

- 第13条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面(様式第3号。)により相互に報告するものとし、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、報告するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、甲及び乙は、連絡責任者に変更がない場合であって も、毎年4月に、相互に報告するものとする。

(電動車両等の情報提供)

- 第14条 乙は、甲から求められた場合、災害の発生時等に電力供給が可能な電動車 両等の情報を甲に提供する。
- 2 甲は、乙から求められた場合、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報 を、適宜、乙に提供する。

(平時の取組)

- 第15条 甲及び乙は、平時においても電動車両等を活用した防災広報活動等の実施や定期的な意見交換等を行うよう努めるものとする。
- 2 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が 行う防災訓練等に協力するものとする。
- 3 前項に規定する防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。 (秘密保持義務)
- 第 16 条 甲及び乙は、相手方からの事前の書面による承諾なく、この協定に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈で疑義が生じた事項は、甲 及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定は締結の日から適用し、有効期間は令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。なお、電動車両等

の貸与期間中であっても、この協定が終了した場合には、甲は直ちに乙に電動車 両等を返却するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙1及び乙2がそれぞれ記 名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年 9月 12日

- 甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長 福田 紀彦
- 乙1 神奈川県横浜市神奈川区栄町7-1 神奈川トヨタ自動車株式会社 代表取締役社長 安藤 栄一
- 乙2 神奈川県横浜市中区山下町33番地ウエインズトヨタ神奈川株式会社代表取締役社長宮原 漢二

電動車両等の貸与要請書

| | 1 | r. |
|---|--------------|----|
| 7 | Э | E |
| 4 | \mathbf{z} | ₹ |

川崎市長

| 災 | :害時等における電動車 | 「両等の支援に | 関する協 | 祝定 書」 | 第3条に基づき、 | 欠のとおり要請します。 |
|---|-------------|---------|------|--------------|-----------|-------------|
| 1 | 災害の状況及び貸与を | 要請する理由 | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 2 | 要請内容 | | | | | |
| | (1) 貸与場所及び車 | 両等の情報 | | | | |
| | 貸与場所 | | | | 台数 | 川崎市担当者 |
| | (施設名・住所) | 貸与期間 貸 | | (台) | (連絡先・職氏名) | |
| 1 | | 自: | 月 | 日 | | |
| 1 | | 至: | 月 | 日 | | |
| 2 | | 自: | 月 | 日 | | |
| | | 至: | 月 | 日 | | |
| 3 | | 自: | 月 | 日 | | |
| | | 至: | 月 | 日 | | |
| 4 | | 自: | 月 | 日 | | |
| | | 至: | 月 | 日 | | |
| | (表が不足する場合には | | よい。 | | | |
| (| (2) その他特記事項 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 3 | 要請に係る連絡先担当 | 者 | | | | |
| | 所属名 | | | | | |
| | 職氏名 | | | | | |
| | 連絡先 | | | | | |

電動車両等の貸与報告書

川崎市長 様

会社名 代表者名

「災害時等における電動車両等の支援に関する協定書」第3条に基づき、車両を提供しましたので、第6 条の定めにより、次のとおり報告します。

1 電動車両等の貸与内容

| | 貸与 | Image: section of the | 貸与場所 (施設名·住所) | 貸与期間 | | 1 | 車種 | 登録番号 | | | | | |
|---|-------|---|------------------|------|---|---|----|------|----|---|---|--|--|
| 1 | 月 | П | | 自: | 月 | | | | | | | | |
| | /1 | П | | 至: | 月 | 目 | | | | | | | |
| 2 | 月 | 日 | | 自: | 月 | 日 | | | | | | | |
| | , , | | | 至: | 月 | 日 | | | | | | | |
| 3 | 月 | 日 | | 自: | 月 | 日 | | | | | | | |
| | / • | | | 至: | 月 | 日 | | | | | | | |
| 4 | 月日 | 日 | | 自: | 月 | 日 | | | | | | | |
| | / 1 | П | | 至: | 月 | 目 | | | | | | | |
| 5 | 月 | 1 Fl | 日 | Ħ | Ħ | B | 日 | | 自: | 月 | 日 | | |
| | 7, | | 至: | 月 | 日 | | | | | | | | |
| 6 | 6 月 日 | Ħ | | 自: | 月 | 日 | | | | | | | |
| | | | 至: | 月 | 日 | | | | | | | | |
| 7 | 7 月 日 | Ħ | | 自: | 月 | | | | | | | | |
| | | | | 至: | 月 | 目 | | | | | | | |
| 8 | 月 | П | | 自: | 月 | 日 | | | | | | | |
| | /1 | П | | 至: | 月 | 日 | | | | | | | |

2 報告に係る連絡先担当者

| 会社名 | |
|-------|--|
| 役職・氏名 | |
| 連絡先 | |

連絡責任者届

| 団体名 | |
|-----|--|
| | |

連絡先 (窓口責任者)

| | 第1連絡先 |
|------------|-------|
| 担当部署 | |
| 役職・氏名 | |
| 電話番号 | |
| FAX | |
| E メールアト゛レス | |

| | 第2連絡先 |
|------------|-------|
| 担当部署 | |
| 役職・氏名 | |
| 電話番号 | |
| FAX | |
| E メールアト゛レス | |

| | 第 3 連絡先 |
|------------|---------|
| 担当部署 | |
| 役職・氏名 | |
| 電話番号 | |
| FAX | |
| E メールアト レス | |

(目的外使用禁止)

「災害時等における電動車両等の支援に関する協定書」に記載する事項以外には利用しないこと。

65 災害時における警備業務の実施に関する協定書【危機管理本部】

川崎市(以下「甲」という。)と一般社団法人神奈川県警備業協会川崎支部(以下「乙」という。)は、災害時における警備業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時において、甲からの要請に基づき、警備業務を乙が適切に実施することで、避難所等の安全を確保することを目的とする。

(要請)

第2条 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 第2条第1号に定める災害が発生した際、甲が避難所等における安全確保のため必要と認めるとき、乙に対し、警備業務の実施を要請できるものとする。

(業務の内容)

- 第3条 本協定の対象となる警備業務は、警備業法(昭和 47 年法律第2号)第2条第1 項で定める警備業務のうち、次のとおりとする。
- (1) 避難所における巡回警備並びに車両の誘導及び整理
- (2) 地域内輸送拠点等における巡回警備並びに物資の搬入・搬出車両の誘導及び整理
- (3)災害廃棄物の仮置場等における巡回警備並びに災害廃棄物の搬入・搬出車両の誘導及び整理
- (4) その他、甲及び乙が必要と認め、かつ乙が応じられる事項

(要請の手続)

- 第4条 甲は、第2条に基づき、乙に対し、警備業務の実施を要請するときは、次の各号の項目を定めたうえで、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。
- (1) 災害の状況及び警備業務の内容
- (2)警備業務を実施する期間
- (3)警備業務を実施する場所
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限り、甲に協力するものとし、乙が警備業務 を実施する場合は、速やかに次の各号の項目を文書により甲に報告するものとする。ただ し、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに 文書により報告するものとする。
- (1) 実施できる警備業務の内容
- (2) 警備業務を実施できる期間

- (3) 警備業務を実施できる場所
- (4)警備業務を行う人数
- (5) 警備業務を実施する乙の現場指揮者の氏名及び連絡先
- 3 甲及び乙は、第1項及び前項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(費用の負担)

- 第5条 本協定に基づき、乙が警備業務を実施するのに要した費用は、原則、甲が負担する。
- 2 前項に基づき甲が負担する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、国 土交通省の公共工事設計労務単価及び被災地における特殊事情によって生じる必要経費 等の災害時の事情を踏まえ、甲及び乙が協議して決定する。
- 3 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第6条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告 し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するい とまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものと する。

(損害の負担)

第7条 本協定に基づく警備業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(出動警備員に対する補償)

第8条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない

(機密の保持及び情報提供)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。業務の終了後又は本協定が終了した後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

- 第10条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を選定した場合は、相互に通知するとともに、担当部署及び連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に通知するものとする。

(協議)

第11条 本協定の実施に関し、疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第12条 本協定は締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力を有するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、各1通を 保有する。

令和7年2月18日

- 甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福 田 紀 彦
- 乙 川崎市幸区大宮町 14-4 尊昌ビル 5F 一般社団法人神奈川県警備業協会川崎支部 支部長 深 谷 彰 宏